

補遺

忠義公日記

## 解説

忠義公日記は、現在二箇所に伝存している。その一は鹿兒島市磯の尚古集成館に存し、他の一は東京大学史料編纂所に存している。便宜上、前者を集成館本と称し、後者を東大本と呼ぶことにする。

集成館本は、当初五冊より成っていたが、三冊が現存している。表紙に日記と題して惟恭誌・何年干支・自何月至何月と墨書し、その書体は行書又は草書であり、特に第一冊目の安政七年分は、虫食いの跡が目立っている。三冊の所収年代を表示すれば、左の如くである。

- 一、安政七年庚申自正月至五月畢
- 一、万延元年庚申自六月朔始
- 一、万延二酉正月元日肇記同二月廿八日於江戸改元文久

被仰出

東大本は、題箋に忠義公日記と墨書し、全五冊より成っている。その中、第一・二・三の計三冊の扉には、日記と題して惟恭誌・何年干支・自何月至何月と、第四・五兩冊の扉には忠義公日記と墨書してある。内容の文字は楷書体である。全五冊の所収年代と、島津家編輯所で

の書写年代（括弧内）とを表示すれば、左の如くである。

- 一、安政七年庚申自正月至五月（大正十四年九月筆写）
  - 二、万延元年庚申自六月朔日至八月朔日（同年八月筆写）
  - 三、文久元年自正月九日至五月十日（同年八月筆写）
  - 四、自慶応三年十一月十三日至明治二年正月元日
- 明治十二年自一月二十六日至九月十六日

（大正十三年六月筆写）

- 五、明治二年自二月十三日至二月二十二日（大正十四年一月筆写）

東大本は、集成館本を筆写したものであるとも考えられるが、明確ではない。これは、島津家が東京大学史料編纂所に譲渡したものである。

忠義公日記は、島津家の家臣が、大事なことについて忠義に対して何を立て、忠義の意志決定に従って、日にかけて日記体に記載したものと推定される。しかし、従来これが刊行されたことは、寡聞にして未だ知らない。

島津忠義日記の内容については、その日記の期間が、幕末・明治維新間に当たることと、この間に島津家家臣の誰が、どんな役職に転任できたかを、具体的に詳知できること等を挙げることができる。

安政七年庚申自正月至

日記

五月畢

惟恭誌

正月元旦 朝陰雨

一今朝試毫

騰屋寒將去元朝更快然

東風無限意偏祝太平年

短冊本立而道生

右之外諸事嘉例通

奉拜

宸翰候事、

同二日

一今諸事例之通、

一講筵開初之事 大学物格而之 卷章

講人山田十介

同三日 晴陰

一今日諸事嘉例之通、

同四日 晴

一今日諸式嘉例之通、

同五日

一今日諸式嘉例之通、

同六日 晴

一今諸式嘉例之通、

同七日 晴

一今諸事每之通、

一伺事

帶刀隱居

鳴津清大夫

右惣髮成可免旨、帶刀旅中故親類共より申出、願通

申付候事、

久馬隱居

末川近江

願名 嘯山

右之通可免旨、久馬より願出、申付候事、

右二ヶ条伺人 龜山甚之丞

同八日 晴陰

一今日諸事例之通、

鳴津淡路守

一伺事

使者御牧健次郎

右は年頭之為祝義差出候に付、来十一日於対面所目見可申付旨申上申付候事、福崎助八江

一右同

銀三枚 内田十内

銀五枚 町田孫六

右兩人共病氣有之、役儀可差免旨願出、常体ニ候得は、一往致養生候様申渡答候得共、往々相勤体無之由、申出候付、数十年首尾能相勤候故、為褒美可遣旨内膳より申出、伺通申付候事、

一

川上式部

右当役之礼、都合を以申付度旨願出候事、

同九日 朝雪晴陰

一今朝より諸事毎之通、

一披露 写

山川

蒸気船老艘

但欧流并船之模様見届方として差越申候処、和蘭船

ニて、唐人乗組居、江戸より長崎江差越薪水払底

ニて、為望参候段承届申候、

右は今午刻時分、爰許後浜江式里計冲乗通り、指宿摺之濱沖江卸碇候間、此段早打を以御届申上候、以上、

申  
正月八日申上刻

組頭大迫清右衛門  
郷士年寄  
野間口彦右衛門

御軍賦役衆

一披露

軍賦役

永田新八郎

右書役

相良彌兵衛

右兩人前件に付、為差引差越候段申出候事、

一同事

当番頭江

詰衆

嶋津良馬

右は当番頭關山糺事、先達て小姓与番頭江転役申付候に付、右欠跡有之、良馬儀去々年当務申付、人柄相応往々可用立者候間、右之通此節申付、奏者番兼務可申付哉之旨伊兵衛より申出、伺通申付候事、

一右同

詰衆江

市田隼人

二階堂 郇

蔵人嫡子

義岡左平太

右は年輩にも罷成、人柄憶成者共にて、往々可用立者候に付、右通可申付哉之旨同人申出候付、伺之通申付候事、

一 右同

嶋津左衛門

右は造士館演武館掛申付置候得共、用多に付、用透を以致出席候様可申付旨、内膳より申出候に付、其通り申付候事、

一 奥小姓供迄

折田平十郎

右同

相良量右衛門

以来日動いたし候様東郷源四郎

右明後十一日申渡、

一 細工奉行江

小笠原彦七郎

表小姓江

兒玉利右衛門

右同

新納用之進

右来ル十五日申渡、

右二ヶ条今日内膳江申付候事、

同十日 晴

一 今朝夕諸事毎之通、

一年頭に付、福昌寺・恵燈院・浄光明寺江致參詣候事、

一 伺事 六人賄料

河野元中

一 右同 銀三枚奥着經手伝串木野郷士快昌院

右は病氣有之、勤方可差免旨願出、毎之通之事にて為褒美可遣旨直記より申出、伺通り申付候事、

一 披露事

拙者共今午刻比到着、則異船着場見届候処、当処より辰之方水之尻沖式拾町位之所江卸碇、船長式拾式間程ニ相見得、三本柱にて蒸氣仕掛有之、目印旗様之もの全不相見得候、

一 昨八日渡来之次第所役々相糺候処、九ツ時分佐多之方より

乗来、卸碇無間も橋船より、異国人五人大山崎江乗寄、異人三人致上陸候付、渡り遠見番人馳付、手様等を以、本船江為乗帰候由、

一 今日九ツ比、橋船より異国人六人・唐人老人摺之濱江致上陸候に付、当所役々出向候処、異人より漢字之書面差出、右は鶏・玉子・薪・魚類致所望度と之趣にて、猶亦唐人より右品与え呉候様致手様に付、在合之品は追々可遣段相論、左候て異人共国所相尋候処、阿蘭陀にて、三拾四人乗組、其内拾式人は唐人にて、神奈川より長崎江罷渡候船之由漸相通、其外何も申立候儀無之、直に本船江乗組帰り候由、勿論今朝より雪天大時化にて、中々浦船杯通船迎も相叶候様無御座候、明日ニも相成海上平和ニ相成候ハ、夫々所望物も夫々に

応し為相渡、御届等も相掛訳も御座候間、精々早く致出帆候様可取計候、

一着船後之形行、右外巨細ニ相糺候得共、異人共にも漸々両度之陸卸、夫も浜辺迄にて用弁いたし、其上本船は遠沖之懸場にて、何ぞ不審之廉も相見得不申候、

一当所は勿論、近最寄取締向之儀は則より手を付、無油断役々共江手堅申渡置候、

一本船は新造にて、蘭船には相違有御座間敷、昨日入船之砌は、赤白青之旗為建居由、

一昨日大山崎江乗来候もの共は、皆帽子を取、屹と式礼も為致由、

右書略す、

軍役方書役

申正月九日未刻

相良彌兵衛

軍賦役

永田新八郎

同十一日 朝雨晴無時

一今朝夕諸事毎之通、

一伺事 合力高九百五拾石

所務代銀式拾八貫五百目川上式部

右は当春參勤供申付候に付、合力相しらへ候処、定之通遣候先例も有之候間、江戸拾式ヶ月往来、四ヶ月相込拾六ヶ月一詰として、右通可遣置哉、趣法掛江相調へ申談候段、左衛門より相伺候間、其通用右衛門江申付候事、

一伺事 一造士館掛

一演武館掛

目附 田尻 務

右は、是迄加藤権兵衛江掛り申付置候処、先達て転役申付候付、跡代右へ可申付哉と申談候段、筑後より相伺候間、伺通り武兵衛へ申達候事、

一右同 一造士館掛

一演武館掛

小姓組番頭 新納次郎四郎

右は、是迄島津帶刀江申付置候処、琉球へ渡海いたし居候に付、代り右之通可申付哉之段、左衛門より伺候間、伺通申付候、

一右同 右同

右同 關山 糺

右は、是迄掛り肝付兵部江申付置候得共、差免代右之通可申付哉之旨、右同人より伺候間、伺通り申付候事、

一右同 右同

目附

野村勘兵衛

右同断掛り種子島次郎右衛門申付置候処、先達転役申付候付、代右之通可申付哉之旨、右同人より伺候間、其通り申付候、

右三ヶ条取次武兵衛

一伺事

金五百兩

川上式部

右は、此節不時に參勤供申付候処、兼て所帯方難波にて、旅粧行届兼候由に付、右之通内々可遣哉と申談候旨伺候間、其通申付候、取次武兵衛

一披露

口上

益御機嫌能可被遊御重歳、目出度御儀奉存候、年頭之御祝儀以使者申上候、仍御太刀目錄進上之仕候、以上、

島津淡路守使者

正月朔日

御牧健次郎

右健次郎江今日目見申付候事、

一披露

一爰許異国船渡来之形行は、昨日早打を以申越候通りにて今日は海上平和相成候付、所望品追々差統候処、鶏

玉子様之ものは為何沙汰も不致、薪不足にて、長崎まで之通船無覚束、望通り相請取候上は、代料も急度可相渡候付、彼等申立通是非相渡具候様頻に歎願いたし、尤蒸氣取用之由にて、無抛相聞得候付、則より致手当、明日早天より差統候様稱敷申渡置候、

一異人共国所又は渡来之訳相糺候処、昨日より申越通、

何も相替儀無之、弥阿蘭国之船にて大砲式拾挺乗セ付、外に兵器全不相見得、測量船にて無之、商売一偏之船相違無御座、薪さへ望通渡具候ハ、直に長崎之様可罷渡、別て急用之書状持越候由にて、右書状取出役々共江為致一見候由、

但長崎奉行岡部駿河守殿江、江戸表御役方より之油

紙包ニ差札(マ)為有之由、

一薪は過分之所望故へ、山川よりも差統候様追々申渡置候、

一今度之もの共は、至て柔弱和成ものにて、全苦情ケ間

敷儀も不申立、同様之拙者共別て仕合ニ御座候、

一前原通至マ、頭ノ意方て平和に罷在、薪も可成今日中差統候賦にて、

飛疾及手数候得共、先無多事場所にて存分参り兼、不生涯とは飽迄存居候得共、不及是非候、

右旁今日中之形行、為御舍以<sup>(ハ)</sup>大当申越候条被仰上候儀共、宜御取計可被給候、以上、

相良彌兵衛

申正月十日

永田新八郎

西上刻

宛

軍役方役々

同十二日 晴

一今朝夕諸事毎之通、

一伺事

高城郡高城郷

扶持米式拾五俵

唐通事稽古

橋口伊角

右は去ル戌年当務申付、扶持米拾八俵遣置候処、当年迄拾一ヶ年正道致精勤、当時別て用立者に付、此節扶持米相重、都合右之通可遣置哉、唐通事之儀七八年以上相勤、致精勤用立候者は、扶持米重可申付旨宛置候処、年功規定より相増居人柄相応用立者候付、先例を以申談候旨伯耆より相伺候事、

一右同

島津伯耆

右は来々戌年參勤之節、琉球人召連致參府候付、右取調掛り可申付哉と申談候、此段式部より相伺候事、

一右同

肝付兵部組

切米拾石

小姓組東

三坊

右は亡父東三坊事、

宰相様思召を山号被下置候付、別段之以御取訳御切

米右之通被下置候処、致病死、此節繼目申付候付、

引続被成下度旨申出、願之通可遣置哉と申談、記録

奉行江も相志らへさせ候旨、登より相伺候事、

右三ヶ条取次源右衛門也、皆伺通申付候事、

一披露

内証日举正月十一日

嶋津左衛門

川上式部

嶋津隼見

菱刈柵之介

嶋津靱負

右は地頭職又は繰替申付候礼、

安田助左衛門

相良量右衛門

折田平十郎

河野元中



右は転役等申付候礼、

折田 平八

右悴平十郎転役申付候礼、

小納戸供迄も  
伊東仙大夫  
平田伊兵衛

右之通来十五日可申渡旨内膳江申付、

一右同 於敷舞台末、伊集院平治申渡人数左之通、

一 於敷舞台末、北條十左衛門より申渡

帖佐為右衛門 阿多 六郎

一代小番 日高喜三次

春山休兵衛 和田 乗助

千田壮之丞 平田源之丞

佐々木伊右衛門 中村善兵衛

野元一納右衛門 荻原清右衛門

岡村新之丞 肥後平左衛門

右人数転役等申渡相济候段式部より申出、各役名は

側役人帳江相記有之、此に略す、右取次源右衛門

同十三日 晴

一今朝夕諸事毎之通り、

一大的之式為致四ツ時より参り候事、

大番頭ニテ勘定奉行勤 豎山武兵衛

船奉行ニテ高奉勤 伊東正兵衛

使番ニテ定府免 井上新右衛門

馬預 豎山八郎

小納戸供迄も 伊集院周八

伊東仙大夫

平田伊兵衛

右之通来十五日可申渡旨内膳江申付、

一 於敷舞台末、北條十左衛門より申渡

右当役にて、右之通申付候旨申渡候段、登より申出候、

於奥有馬舍人申渡 河野元中

於奥山口直記申渡 相良量右衛門

於敷舞台申渡 折田平十郎

於敷舞台申渡 樋口休八

右五人申渡相济候段式部より申出候、

於奥有馬舍人申渡 相良新右衛門

右申渡相济候段筑後より申出候、

於敷舞台末北條十左衛門申渡川上斑之進

於奥申渡 安田助左衛門

於敷舞台末北條十左衛門申渡

代々小番 右 同人

於同席新納次郎四郎申渡 白尾登五右衛門

佐多彌之助

右申渡相济候段筑後より申出候、

右申渡相济候段筑後より申出候、

同十四日 晴陰

一今朝諸事諸式之通、

一伺事

大番頭座書役

伊集院甚右衛門

右は兼て用筋懸、心頭致出精、當時用立者候処、当年迄拾式ヶ年相勤候付、役料米重可遣旨大番頭より内意申出、大番頭座書役之儀は、是迄拾壹ヶ年程相勤、用立候者江は扶持米重遣し來、甚右衛門事先例より年數も相増、右通致精勤用立者候に付て、是迄之役料米に七俵壹斗相重、都合三拾式俵可遣置哉、左候ハ、其身は勿論脇之肋にも可相成と申談候段、筑後より申出、伺之通申付候事、

一右事

一造士館掛

大番頭座進達掛

一演武館掛

平田 助 大夫

一右同掛

徒目勤  
横目勤

伊藤 萬次郎

横目助

種子島城右衛門

右之通申出、伺之通申付候、取次源右衛門

十三日

一披露事

小姓 知識喜之介

右当春參勤供申付候旨申渡相濟候段、式部より申出候、

一右同

徒目附平 山喜八郎

右來酉春代琉球詰申付候旨申渡相濟候段、同人申出、

一右同

末川 久馬

名代

親隠居

近江事嘯 山

右名替願通申渡相濟候段、筑後より申出候、

一右同

西洋銀百式拾七枚

此節指宿摺之濱沖江渡來之阿蘭陀船、薪水・食料相渡候処、右代銀相渡候段、伯耆より申出、取次内膳

一申渡

馬預り

田中七右衛門

道奉行にて広敷番之頭勤

岡田半十郎

江戸供

樺山直八

供目附

江戸供迄も

中原周助

裁許掛

米良助右衛門

右之通来ル十六日可申渡旨、内膳江申付候事、

同十五日 晴陰

一 今朝夕諸事毎之通、

一 伺

新番

柏 百喜

右は当春参勤之供申付置候得共、江戸詰新番少人数にて、用向差支候付、供差免参府前致出府候様申付候、此旨可申渡段式部より申出候、

一 右同

寺社方取次

種子島次兵衛

右は新番之場にて、当春参勤供申付、出府之上亦右之場にて相勤候様申付、勤内は六人賄料可遣置哉、式部より申出候に付、同通申付候、取次伊兵衛

一 右同 供目附

鳥見頭鳥預頭取勤

岡田半十郎

庭奉行兼務

櫻島江

伊地知直次郎

櫻島江

記録方添役助教勤

上同

町田次郎四郎

篠崎 甚七

右同所

右同所

右之通隼見より申出候付、同通申付候、

一 披露 於敷舞台末、北條十左衛門申渡

一道奉行勤方は迄通

池田 勤助

右之通転役申付候、其申付渡相済候段、式部より申出候、

一 右同 一造士館掛・演武館掛

小姓与番頭

新納次郎四郎

關山 糺

右之通此節申付候条、時々見廻、兼て人柄致見聞、格別心掛宜敷出精之者有之候は、不差置可申出、且又往々初て役儀申付候者は、調申付候間、兼々可然人調置候様申付候、

右同

肝付 兵部

右造士館掛・演武館掛申付置候得共差免候、右之通申渡相済候段、左衛門申候、取次内膳

同十六日 雨

一 今朝夕諸事毎之通、

一今日於演武館觀武芸候事、

書役助中村新兵衛

一披露 於側用人座縁類、蒲生郷右衛門申渡

年三拾貳歳

奥医師鍼科

上原玄與

右当春帰府申付候女中之内病氣之者有之、別段之廉を以中途召附候段申達相濟候旨、嶋津伯耆より申出候事、

右は兼て人柄慥成者にて、往々可用立者候に付、欠跡逆も無之候得共、横目助可申付哉、未他所勤は不致者ニ候得共、家老江も申談、此段李之介より申出、伺通申付候、取次伊兵衛  
一右同 広敷医師

一昨十五日申達候地頭并役替等之者、一々礼申出候段日

吉見要三

挙之事、

小番 伊東龍五郎

右は内膳江申付候、尤同人より伺出候事、

同十八日 晴

休左衛門嫡子

一今朝夕諸事例之通、

四本喜藤太

一伺事

金春流師家

右両人大追物稽古申度旨、左衛門より伺其通申付候、

十郎左衛門養子

一申達 船奉行格追奉行勤

中西賀一郎

宮内清之進

右当分能方太夫壱人ニテ、用向差支候付、右賀一郎

助教

堀 仲左衛門

江能方太夫近習通申付度旨、能方太夫并世話役内意

句読師

高崎為太郎

申出、家柄之者候間、其通可申付哉、先例を以家老

同十七日 晴陰

江も申談、此段申出候旨、隼見より伺候に付、其通

一今朝夕諸事毎之通、

申付候事、取次舍人

一伺 琉球産物方

一明日造士館役々学生童子、当分毎勤之人数、二之丸江

呼出し之事、伊兵衛江申付候事、

同十九日 晴

一 今朝夕諸事毎之通、

一 造士館人数昨日相達し候通呼出候処、殊之外多人数にて夜入五過迄相濟候事、

一 伺事

趣法方掛

側用人

中村新助

右は頭寒病有之、一往惣髮成可差免旨式部より申出、

伺通申付候事、取次山口直記

一 右同 銀三枚

赤井清兵衛

右は近年多病に有之、役儀可差免旨申出、右之通遣

候事、

一 右同

右筆頭長崎附人勤

迫田甚藏

右は致滞崎居候に付、当年在勤可被仰付哉と申談候

旨、左衛門より伺候に付、其通申付候事、

一 右同 広敷医師江

医学院講訳医師

清河紹甫

右は当務既に十ヶ年正道相勤、且当時用立者に付、

右通申付勤方は迄通申度段、式部より申出其通申付

候事、

一 右同 六人賄料

奥医師本科

山下龍雲

右先件同段にて年功も相過候間、右通申付度、

式部より申出其通申付候事、

同廿日 朝小雪雨後陰

一 今朝夕諸事毎之通、

一 福昌寺恵燈院江四ツ時より参詣いたし候事、

一 伺事 広敷番之頭江

寺尾庄兵衛

右之通可申付哉之旨内膳より申出候付、伺通申付候

事、

一 右同 金百五拾兩

側用人趣法掛

福崎助八

右は此節内用之儀有之、此涯上坂夫より江戸表江差

越候様致内達置候処、旅粧旁急速之仕舞方調兼候由、

就ては先例も有之候間、内々右之通可遣哉之旨内膳

より申出伺之通申付候事、

一右同 代官江 寺社奉行所

書役 田原 十太郎

右多年骨折、江戸へも度々相勤候訳を以、右通申付、  
一右同 勘定奉行勅方是迄通 山口直記

右は当務四拾四ヶ年正道致精勤、用立者候に付、品能申付度旨、寺社奉行より申出、先日本田孫次郎欠跡も有之候に付、此節可申付哉、先例を以申談候旨、登より申出、其通申付候事、

一右同 物奉行江 物奉行見習趣法方調掛

三原 善兵衛

右之通可申渡旨内膳江申付候事、  
一此節加世田<sup>マ、供ナラン</sup>之洪医者道育江申付置候処、本科迄にてはとふも用向差支候間差免、玄浄江申付候事、  
一 金式拾両 清水 養正

右は多年首尾能相勤候に付、右通転役申付、掛是迄可申付哉之旨、左衛門より申出、伺通申付候事、

一右同 金七拾両 福崎 助八

右人数何れも仕舞料として遣し候事、  
同廿一日 雨 櫻井 玄淨  
同三拾両 上原 玄與

右は改革方多端之内用取扱申付、大坂表銀主共会積旁及入価、江戸国許出立之節之為仕舞料、右之通可遣哉之旨、同人より申出、伺通申付候事、

一右同 道奉行・郡奉行勅

三原 次右衛門

一今朝夕諸事例之通、  
一妙國寺江御年回到付、参詣いたし、尤四ツ時供揃、  
一伺事

右は勘定方小頭江一往差寄相勤候様申付置候処、右役場当務多人數之事にも有之候間、道奉行一偏ニ勤可申付哉、登より申出其通申付候、

一申達 二百石加増 川上 筑後

一申達 二百石加増 川上 筑後

右は太鼓役家柄之者候処、別て致出精式能等も相勤、往々用立者候に付、太鼓稽古申付扶持米差遣度旨、能方大夫世話役内意申出、右通致出精者候付て、太

金春流  
太鼓役源太左衛門嫡子  
隈元善右衛門

鼓稽古申付、扶持米拾八俵可遣置哉、能方家柄之者江は最初より右遣置候先例も有之候付、家老江も申談、此段準見より申出候付、伺之通申付、

使番

井上新右衛門

右は此節定府差免、当地引越申付候処、親隠居夢現齋事、極老相成、其上病氣相煩居候付、引弘旁内用之儀も候付、五ヶ月御暇被下度、左候ハ、仕廻次第出府仕、家内召列罷下申度旨申出、無拠趣候間、願之通御暇可被下哉之旨、式部より申出候に付、伺通申付候事、取次助八前件同段、

同廿二日 雪雨

一今朝夕諸事例之通、

一申達 広敷用人格

同朋頭動

上村良節

奥茶道

三原玄甫

右之通可被申渡旨、直記江申付候、

同廿三日 朝小雪五過より晴

一今朝夕諸事毎之通、

一伺事

寺尾庄兵衛

右は新番にて、当春參勤之供申付置候処、此節細工奉行役申付候得共、当分表方人数差支候付、新番之場にて供申付、出府之上も右之場にて相詰候様可申付哉之旨、式部より申出、伺之通申付候、

一右同 扶持米式拾俵

鳴津求馬組小姓組

大脇彌五右衛門

右は先祖代より飛太刀流劍術致師範候処、亡父孫右衛門代世帯方致難渋、指南方調兼候訳を以、一往右之通遣置候処致病死、此節右源五左衛門江繼目申付候処、脱体小身者にて、孫右衛門病死後猶更致難渋居候に付、引統扶持米遣度旨、門弟共より小姓与番頭江相付内意申出、当時柄不容易儀ニ候得共、願通無拠相見得候間、一往是迄之通可遣置哉、左候ハ、指南方も可行届儀、大目附江も相しらへ、猶又申談候旨筑後より申出候付、伺通申付候事、取次谷川次郎兵衛

同廿四日 晴

一 今朝夕諸事例之通、

一 披露

異船下飯嶋江参り候段届申候事、本文は外に留置者也、

同廿五日 朝晴夕方より雨

一 今朝夕諸事例之通、

一 披露

内證日奉

上村良節

正月廿四日

三原玄甫

右は転役等申付候礼申出候、

一 伺事

奥医師

木原道育

右は川邊江先祖墓有之、墓参いたし度日数五日御暇

被下度旨申出、願之通暇可差遣哉之旨、式部より申

出候付、伺通申付候、

一 右同

寺社奉行

末川久馬

右は忌中にて候得共、用向差支候付、忌可免哉之旨

同人より申出候付、伺之通申付候事、

一 右同

嶋津左衛門

右は此節、御本丸御普請付、依願上納金蒙

仰候付、用掛可申付哉之旨、同人より申出候に付、

其通申付候、

一 右同

当番頭

小松 帶 刀

右は此涯私領江差越、家来共江申付度儀御座候間、

日数三拾五日御暇被下度申出、願之通暇可免哉之旨、

同人より申出候に付、伺通申付候事、

一 披露 下飯嶋より異船之左右今日有之、右本書届書は

外に留置事、

右六ヶ条共に藤五郎取次

一 伺事

奈良原清右衛門

右は病氣有之、役儀可差免旨申出候に付、首尾能相

勤候、為褒美銀三枚可差遣哉之旨申出候に付、伺通

申付候事、取次直記

一 右同

目附

弓奉行江

田 尻 務

右之通可申付哉之旨、内膳より申出候に付、伺通申

付候事、

一 右同

勘定方小頭格

用部屋書役

勤方は迄之通

能勢 十右衛門

右二拾一ヶ年首尾能相勤候に付、右之通転役可申付



哉之旨、同人より申出候付、伺通申付候、

一 申達 小姓江 重富附小姓 折田與八郎

重富附江 小姓 高崎宗之助

右之通可申付旨直記江達し候事、

同廿六日 陰

一 今朝諸事毎之通、

一 伺事 物奉行見習江 勘定方小頭春屋役勤

趣法方調掛

高橋金五郎

右は天保十二丑年当役申付、弘化四年勘定方小頭に  
て、春屋役勤申付候処、物事精微に吟味を尽、春屋  
手当向治定相成、其後趣法方調掛申付置、多端之用  
向取扱、当役之儀も二拾ヶ年正道致精勤、用弁之者  
候間、右之通転役申付、趣法方調掛是迄通可申付哉  
之旨、式部より申出候付、伺之通申付候、

一 右同 宗門方横目江 横目勤

兄玉市之助

右は宗門方横目田畑平左衛門事、先達役儀申付候代  
り右市之助江可申付哉、同人事此以前宗門方横目相  
勤居、用立者候に付大目附江も致吟味、此段式部よ

り申出候付、伺通申付候、

一 右同 大番頭座

代官格宗門方 進達掛

横目助江 中村新十郎

右は当務未年功は無之候得共、人柄相應用立者候付、  
親新介当務別て致精勤用立候間、旁別段訳を以、右  
之通役儀等可申付哉之旨登より申出、伺通申付候事、

宗門改役

一 右同 物奉行江 上原藤大夫 (正道カ)

右は去ル亥年当務江転役申付、当年迄拾ヶ年正道致精  
勤、每物々々瑣細行届、別て用弁之者候間、右之通  
転役申付、勤方は迄之通可申付哉之旨、右同人より  
申出候に付、伺通申付候事、

一 右同 馬預細工奉行勤江 宗門改役

重久筑次郎

右は去ル申年当務江転役申付、当年迄拾ヶ年正道  
致精勤用立者候に付、右之通可申付哉之旨同人より

伺、其通申付候事、

一 右同 宗門改役江 横目

川上五後右衛門

右は天保六年横目助申付、去ル亥年当務申付、引続

当年迄式拾六ヶ年相成、其内江戸用物積船警衛申付、

致出府候処、其砌詰見聞役少人数にて、暫時は相留、

且又琉球詰又は喜界嶋江も渡海申付、用弁之者にて、

去ル亥年小林表諸所江一向宗執行之者及露頭、右江

も掛置廻勤申付候処、骨折致精勤、褒美差遣候儀も

有之、旁用立者候付、前条筑次郎儀伺通ニ申付候得

は、右之通役儀可申付哉之旨、同人より申出、伺通  
申付候事、右六ヶ条伊兵衛、

同廿七日 晴

一今朝夕諸事毎之通、

一上杉・有馬江書状認候事、

一伺事 奥医師江 広敷医師

萬膳玄昌

右之通此節申付、是迄之通可掛置哉之旨、直記より

申出候に付、伺通申付候、

一右同 奥小姓江 表小姓

伊集院勇藏

右之通此節申付、參勤供迄も可申付哉之旨、内膳よ

り申出、伺通り申付候、

一右同

奥小姓

讚良敷之助

右は此節參勤之供申付置候得共、可差免哉旨内膳よ

り申出候付、伺通申付候事、

同廿八日 晴

一今朝五時供揃にて、妙圓寺・日新寺江為參詣致発足候

事、水上小休、横井休、五本松水茶屋彼是いたし候処、

八ッ過伊集院江着、直着替へ供揃にて、妙圓寺江致參  
詣候事、

一今晚泰公遺事柩册読候事、

同廿九日 晴

一今朝も五ッ時供揃にて、伊集院地頭飯屋出立、同い十

院之内下山平といふ処江水屋有之休、夫より日置左衛

門飯屋江休候処、昼飯遣すとの事にて、色々造作に相

成候事、夫より吉利之内池さかり江水茶屋有之、永吉

之内有島も同断、八ッ時分に候半か、伊作地頭飯屋江

着、今晚は一宿之事、夜入古之遺愛読方いたし候事、

同晦日 晴

一今朝も五ッ時供揃にて、伊作を立出で、伊作之内立石

原、田布施之地頭飯屋、阿多も同段江休、其内伊作よ

り田布施迄は乗輿、田布施より阿多迄歩行いたし候事、

九ツ時分加世田江着いたし、直に所差引人并郷十年寄、

組頭江目見申付、其差替へにて、六角堂大中様御石塔、

日新寺・常潤院・浄福寺江致参詣、令帰館候事、

一又次郎参合致対顔候事、今晚仁君遺名誌巻冊相読ミ候

事、

二月朔日 晴

一今諸事平常、四ツ時分より棧敷江出、所郷士踊先例之

通令観覧候事、又次郎も同棧敷江招呼候事、踊を望ミ

候事、

同二日 晴

一今五ツ時供揃にて加世田を立出、阿多・田布施・伊作・

永吉之内有島、吉利之内池さかい、日置領主飯屋、伊

集院下山平江休、夕七ツ半時分伊集院地頭飯屋江致着

候事、

一今日も日置より歩行いたし、い十院諏訪社前迄、

同三日 晴

一今五ツ時供揃にて伊集院出立、同所五本松・横井江休

ミ、水上江は八ツ前着いたし、刻限見合七ツ前令帰城

候事、

同四日 晴

一今朝夕諸事平常、

一申達 小姓

右同参勤供迄も

右之通可申付旨伊兵衛江申付置候事、

同五日 晴

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃にて演武館江出て、武芸

令歴覧候事、

一披露

右は山奉行所書役相勤居候処、病氣有之難相勤退役

之願申出、願之通差免候、左候て当年迄四拾壹ヶ年

首尾能相勤候付、為褒美銀三枚可遣之旨、先月廿九

日申渡、右に付ては伺之上申渡筈候得共、病氣極々

差重候段山奉行申出、為差掛儀故先例を以申談、右

之通致取扱候旨式部より申出候、

一伺事

新番

右は当春参府前致出府候様申付置候、然処就参勤長

崎江之使寺尾庄之丞江申置候得共、先達て役儀申付

候付、右跡長崎江之使者百喜江申付可差遣哉、馬廻

村田 長 熊

白石 小 太郎

柏 百 喜

伊瀬地甚右衛門

にて可差遣人柄無之候付、右之通可申付哉之旨、同人より申出、其通り申付候事、

同六日 晴陰九ツ時分より雨

一今朝夕諸事例之通、

一同 来ル十五日次礼、引続役儀之礼、其外諸礼、初

て之目見式拾余人可見哉之旨申出、取次助八

一内証日挙

小姓 村田 長熊

右役儀申付候礼

於奥申出、

右同

白石 小太郎

右は役儀并当春参勤之供申付候礼、於奥申出候事、

一同事 勘定方小頭格江 小番 永山 覺兵衛

伊佐岡伊右衛門

右覺兵衛儀、寛政四子年部屋栖番申付、其後亡父継

目申付、家督番入申付、当年迄引続六拾八ヶ年相成、

伊右衛門儀も天保七申年番入申付、当年迄式拾五ヶ

年相成、皆共別て正道致精勤、殊ニ覺兵衛儀老年迄

無懈怠相勤候付、右取訳を以品能申付度、当分番人

少人数にて、毎々寄番等申渡事有之候付、品能申付

候ハ、番人の励ニも可相成旨、当番頭内々申出、

右之通数十年正道相勤候、付ては別段之取訳を以、右之通役儀申付、一往番所江致日勤候様可申付哉之旨、式部より申出候付、伺通り申付候事、

同七日 雨

一今朝夕諸事平常、

一同事 八人賄料

奥医師 針科

上原玄與

右は天保十二年当務申付、当年迄式拾年正道致精勤、

其内江戸江も両度相詰、六人賄料申付、殊更順聖院

様御代別て致精勤候付、取訳を以申付、余例には屹

と不相成趣を以、申渡候様取扱可致旨、式部より申

出候事、取次伊兵衛

一右同 十人賄料

奥医師 本科

朝稻三益

右は天保十亥年当役申付、嘉永七寅年八人賄料迄も

申付、是迄江戸江も数度相詰、当務二拾二か年正道

相勤用立者候に付、品能申付度旨同席共内意申出、

奥医師本科之儀は、式拾四五か年相勤候は、拾人賄料

可遣久、且格式宜方ニも不申付欵之旨究置、三益事

年内及不足候得共、相勤候格別之勤功を以有之、右

取訳を以右右之通可申付哉之旨、同人より申出、取

一右同

表庖丁人

次右同人

石原佐左衛門

同八日 陰

一今朝夕諸事平常、

右は家柄之者にて、父加右衛門事大草流料理故実并庖丁之作法伝来仕、殊に

一伺事 十人賄料

三原藤十郎

右之通可申付哉之旨、直記より申出候に付、伺之通

御家御伝来之御規式をも預置候者にて、佐左衛門事、宰相様御方掛御膳所庖丁人申付置候処、

申付候、

御逝去付、先達て表庖丁人申付候、然処右勤場之儀

一右同

側用人座書役

格別成式向も無之、膳所へ相勤、常式向等不取馴候

広敷番江

城井彦右衛門

ては不相濟候に付、膳所庖丁人にて、料理役兼務申

右之通可申付哉之旨、右同人より申出候付、伺通申

付度段膳番より申出、当時欠跡等も無之候得共、家

付候、

柄之者にも有之、無余儀趣ニ付、取訳を以申出之通

一申達 道奉行江

四元彦兵衛

可申付、役料役法之通可遣置哉之旨、登より申出候

右之通可申付旨直記江申付候、

付、伺通申付候、取次右同人

同九日 陰

一右同

新納駿河

一今朝夕諸事平常、

右は胸之痛有之、段々致養生候得共、快方無之候付、

一伺事

九兵衛嫡子

先達て役儀断之願申出、今一往致養生候様相達置候

年式拾壹歳

土橋休之進

処、是迄兼手致養生候得共、此涯快氣之程無覚束、

右は横目助兒玉市之助事、宗門方横目申付候付、右

逆も出勤之体無之候付、役儀差免度旨猶又申出、病

代休之進江可申付哉之旨、織部より申出候付、伺通

氣に付ては無余儀訳合之事候間、願通役儀可差免哉、

申付、取次谷川次郎右衛門

左候ハ、是迄多年首尾能相勤候付、其身一世百石之

物成遣置、其身代取込拜借遣切申付、以来奥江も通

り、大奥江も相通り、伺機嫌疑様可申付哉之旨、伯

耆より申出候付、伺通申付候、取次内膳

一右同 一馬預 右筆・軍役方・家老座

一山奉行動江 書役勤

相良彌兵衛

右は嘉永六年丑年唐船改役、軍役方・家老座書役勤

申付、去ル辰年当務江相転、当年迄五ヶ年正道致精

勤、用立者候間、右之通転役可申付哉之旨、左衛門

より申出候付、伺通申付候、取次直記

同十日 陰雨

一今朝夕諸事平常、

一申達 家老江 川上矢五大夫 若年寄江頼 娃 織部

大目附江諏 訪 敷 馬 軍役方惣 頭取江 新納次郎四郎

小姓組番 桂 小吉郎 供目附江 原田才之丞

物奉行江 供目附平田善大夫

右之通近日可申渡旨、江申達置候事、

一内証日挙 二月九日、三原藤十郎・朝稻三益・上原玄與

右三人共賄料重申付候礼、於奥申之、取次周右衛門

一鎗術式日ニ候処、雨天故取止メ候事、

同十一日 陰雨

一今朝夕諸事平常、

一伺事 側用人座書役

徒目附兼役

鎌田左衛門

右は側用人座大奥勤掛書役・徒目附兼役城井彦右衛

門事、広敷番申付候付、代右左衛門江側用人座大

奥勤掛書役・徒目附兼役申付へき哉之旨伺候付、其

通申付候事、

一右同 側用人座書役勤

帖 佐 彦 七

右は前条左衛門儀申出之通於申付は、右彦七江側

用人座書役・徒目附兼役可申付哉之旨、同人より申

出候付、伺通申付候、

一右同 詰衆

当番頭江 新納内匠

鎗奉行

仁禮小平太

右は内匠事嘉永五子年、小平太には同七寅年当務申

付、兩人共正道致精勤用立者候間、先達で当番北條

織部・仁禮小吉事致病死、欠跡有之候に付、右之通

役儀又は役替可申付哉之旨申出候付、其通申付候事、

一右同 詰衆江 島津織之介

右は年輩にも罷成、人柄相應往々可用立者候付、右之通可申付哉之旨申出候付、同通申付事、

一右同 左膳嫡子

鎗奉行江 澁谷喜八郎

右前条小平太儀申出之通申付候得共、喜八郎事人柄相應往々可用立者候に付、右之通役儀可申付哉申出、

其通申付候事、

右五ヶ条伯耆より申出、取次伊兵衛

一右同 軍役方

惣奉行 島津左衛門

右は新納駿河儀軍役方惣奉行申付置候処、此節退役ニ付ては、代右之通可申付哉之旨同人より申出候付、

同通申付、取次右同人

一右同 目附

寺社方取次江 圖師崎良助

右同

勘定方小頭江 高田十郎右衛門

野崎良八郎

右三人儀、当務付不勤弁之儀有之、表向可及取扱程之儀にては無之候間、別段之訳を以右之通転役可申付哉、

一右同 愛大夫嫡子

目附江 鎌田十五

次郎兵衛嫡子

谷川次郎左衛門

右は目附之儀、定数拾五人究置、当分十六人申付置、前条良助外式人申出之通申付候得は、兩人欠候付、右十五・次郎左衛門儀、人柄相應可用立者候付、右之通可申付哉、

右之通可申付哉之旨、登より申出候付、同通申付候、

取次同人

同十二日 晴陰

一今朝夕諸事平常、

一内証日挙 川上矢五大夫

顯 娃 織 部

誠 訪 數 馬

右転役申付候礼、於奥申之、

鳴津左衛門

一 伺事 当番頭江

鳴津兵十郎

右実弟桂小吉郎転役申付候礼、右同断、

原田才之丞

右は兼て学問武芸心掛致出精候段相聞え候、別段之  
訳を以右之通可申付哉之旨、内膳より申出候付、伺  
之通申付候、

右は転役申付候礼、同断、

同十三日 陰雨

一 右同 銀三枚

河野喜兵衛

一 今朝夕諸事平常、

一 伺事 軍役方

家老座

田代孫九郎

右は病氣有之役儀差免度段申出、数十年首尾能相勤  
候に付、為褒美右之通可遣哉之旨申出候に付、伺通  
申付候、取次直記

書役

同十五日 晴

右は軍役家老座書役勤相良彌兵衛儀転役付、跡代書

一 今朝夕諸事平常、

役右孫九郎江可申付哉之旨、伯耆より申出候に付、

一 伺事

用人

伺通申付候、取次舍人

川上正十郎

同十四日 雨

勘定奉行

一 今朝夕諸事平常、

側役勤

一 申達

小姓組番頭

山口直記

用人兼務

納戸奉行

川上右近

東郷藤兵衛

右当秋代江戸詰申付、鳴津主殿江致交代、守衛之儀

右は拝領之肴披祝用掛可申付哉之旨、従伯耆伺候付、

も承給候様可申付哉之旨、左衛門より申出候得共、

其通申付候、取次甚之丞

關山糺江右之通可申付旨申付候、取次伊兵衛

一 右同

広敷医師



奥医師江

医学院講訳医師

末野道生

此以前も用人申付置、用立者候ニ付、当役ニて右之  
通可申付哉、

右は天保十亥年医学院講訳師申付、其後右通申付置、

当年迄引続式拾式ヶ年正道に致精勤、年齢八拾余歳

罷成、諸生教導方等も行届用立者候付、此節右通役

儀申付、勤方は迄之通可申付哉之旨、同人より申出

候付、伺之通申付候、取次内膳

一右同 用人勤江

当番頭

島津 李

右は欠跡は無之候得共、李儀嘉永六丑年当役申付、

当年迄八ヶ年正道致精勤、御用立候に付、当役にて

右之通可申付哉、奏者番是迄之通、

一右同

広敷横目

一右同

当番頭江

詰衆

広敷番之頭江

鎌田強兵衛

島津平馬

右は広敷番より横目引続式拾四ヶ年相勤、年輩七拾

九歳相成、老年迄正道致精勤候付、旁之取訳を以、

右之通役儀申付、勤方は迄之通可申付哉之旨、筑後

より申出候付、伺通申付候、取次内膳

島津仁十郎

右は平馬儀嘉永六丑年、仁十郎儀去ル卯年詰衆申付、

皆共精勤いたし、人柄相應往々可用立者候間、前条

伊膳・李同通申付候ハ、右之通申付、奏者番兼務

可申付哉、

同十六日 晴

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃ニて、於厩比志島並高橋

馬術致通覽候事、七ツ時分迄にて相済、

一右同 詰衆江

新納波門

町田助太郎

一伺事 用人勤江

当番頭

伊集院伊膳

右は用人兼務新納次郎四郎儀、此節御軍役方惣頭取

兼務申付、欠跡有之、伊膳儀去ル巳年当務被仰付、

右は前条平馬・仁十郎儀伺通申付候ハ、兩人共人

柄相應年輩にも罷成、往々可御用立者御座候間、右

之通可被申付哉、右四ヶ条之趣左衛門より申出、伺

同十七日 陰夜雨

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃にて、於厩川上・町田馬術令歴覽候事、七ツ時迄にて相済、

同十八日 晴夕雨

一今朝夕諸事平常、

一伺事 琉球産物方掛

菱刈 李之介

右之通掛可申付哉之旨伊兵衛より申出、伺通申付候事、

同十九日 晴

一今日は初入部に付、初て五社江参詣いたし、尤刻限は五ツ半時供揃、着服は束帯、九ツ過令帰宿候、

一其外諸事平常、

同廿日 朝陰四ツ時分より晴

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃にて福昌寺江致参詣、恵燈院江も同段、九ツ過令帰館候事、

一伺事

御馬預見習

御馬預江

御召馬乗兼務

川上十郎左衛門

右は嘉永五子年当務被仰付、当年迄九ヶ年相成り、未格別年功は無御座候得共、当時専御用立、殊馬術

付ては家柄之者ニも御座候間、御取訳を以右通御役替、御召馬乗兼務是迄之通可被仰付哉と申談、此段御内伺申上候、以上、

右之通伯耆より伺出、其通申付候事、

一右同

右筆

勘定方小頭勤江

野崎次郎

右は兼て身弱ニ有之、当務之儀 公迎江相掛、重立候認物等之節、別て難儀之由相聞得申候間、当役ニて右之通可申付哉之旨、左衛門より伺出、其通申付候事、

同廿一日 陰

一朝夕諸事平常、四ツ時供揃にて大尾山江参詣いたし、

着服束帯、

一伺事

肝付兵部

右は新納次郎四郎儀、兵具方掛申付置候処、此節軍役方惣頭取兼務申付候付、右代兵部江可申付哉之旨、伯耆より申出、伺通申付候事、取次内膳

一右同

当番頭

宗門方掛

用人勤

伊集院伊膳

右掛次郎四郎江申付置候処、軍役方惣頭取兼務申付候付、右之通掛可申付哉之旨、同人申出候付、伺之通申付候事、取次同人

同廿二日 陰

一 今朝夕諸事平常、

一 申達 鉄炮奉行江

納戸奉行格

広敷用人勤

右之通可申付旨、直記江申付候事、

一 伺事 使番格勤方

是迄之通

園田郷右衛門

右直記より申出候付、伺通申付候事、

一 右同

横目助

大坂掛

橋口権右衛門

右は天保十五辰年当務申付、江戸大坂江度々相詰、

当分も大坂江相詰居、其以前中小姓にて江戸江相詰、

都合八詰に相及、大坂其外江所々江も被差越、当年

迄拾七ヶ年正道に致精勤、別て用弁之者候間、右之

通役申付、勤方は迄通可申付哉之旨、式部より申出

候に付、伺之通申付、取次伊兵衛

一 右同

勤定方小頭

徒目附勤

物奉行見習江

田中仲右衛門

右は横目助より多年致精勤、江戸并大坂江も数度相

詰用立候付、去ル寅年当役申付、当年迄七ヶ年相成、

当分も大坂江相詰居用立者候付、右之通転役勤方は

迄之通可申付哉之旨、同人より申出候付、伺通申付

候事、取次同人

一 右同

藏方目附

勤定方小頭江

(スリキレカ)

右は年功等之取訳を以、右通可申付哉、伯耆より申

出候付、伺申付候、取次直記

同廿三日 朝陰四ツ時分より雨

一 今朝夕諸事平常、朝五ツ時供揃にて、谷山江遠馬とし

て差越候処、途中より雨降出し、彼之地にても同段な

り、所馬等色々出候て、所仮屋にて観候事、終て側之

者共川上矢七郎等江乗せ候事、其後も雨愈降候間、八

ツ時分にても候哉令帰馬、七ツ前帰り着候事、

一 伺事等有之候得共不及記、於変事にて別冊に留置候事、

同廿四日 雨

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃、直垂にて聖堂江致参詣、彼ニ講義を聴、夫より着替へ所々江致参詣、八ツ過罷  
歸り候事、

一伺事等有之候得共不及記、於交事故別小冊ニ相記し候  
事、

同廿五日 朝陰

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃、着服長<sup>(マ)</sup>にて宇治勢江致  
参詣、九ツ過令帰館候事、

一伺事

清右衛門嫡子

年式拾七歳

肝付尚太郎

右は横目助長谷場六郎事致病死候付、右代尚太郎江  
可申付哉、同人<sup>(マ)</sup>事江も相詰<sup>(マ)</sup>慥成人柄にて、御用立者  
候付、家老江も申談伺候旨奎之介より申出候間、伺  
通申付候事、

一右同

島津左衛門家来納戸

一代納戸与力江

支配鉄炮師

十河炮作

右は文政九年納戸支配鉄炮師掛申付候てより、当年  
迄三拾五ヶ年相成、其段之勤功之取訳を以、右通申

付度旨伯耆伺候に付、其通申付候事、尤記録方江相  
しらへ候との事、

同廿六日 陰

一今朝夕諸事平常、四ツ供揃にて、福昌寺其外惠燈院・  
浄光明寺、壽國寺・南林寺江致参詣、八ツ過令帰館候  
事、

同廿七日 雨

一今朝夕諸事平常、五ツ時供揃にて吉野江調練申付置、  
差越候事、八ツ過帰館之事、

一調練に付ては三本道具之例にて、此以前

順聖院様御引上セ之節も、其通に被為入候由申出候得  
共、当時は最早非常之変も難計候付、自分は勿論側廻  
り之者迄も、馬上手足之鍛練瞬目嗜ミ度存候間、差越  
候節は調練人数目見等も有之事先例之通にて、差越帰  
りには軀たとふ坂之下にて、行列を相立、其内は遠馬  
同様之振合を以いたし度、且野にても側之者共江馬な  
らし為致度との事、先極内重富江雄一郎を以致相談候  
処、差支無之との事、直に周八江申達候処、用部屋よ  
り途中往来行列之儀は、彼是通路調練人数も有之候故、  
是非此以前通申付くれとの事にて、其通いたし候事、

一 伺事

山田壮右衛門

膳所庖丁人頭勤江

右は參勤之供可申付哉之旨、直記より申出候付、伺

之通申付候、

宰相様御方掛

上別府五右衛門

同廿八日 陰

一 右同

広敷番之頭

一 今朝夕諸事平常、四ツ半時より出座いたし、拝領之肴

開いたし候事、

庭奉行勤

製菓方掛江 右同段広敷番之頭

一 伺事 細工奉行江

曾山甚兵衛

鳥預頭取

右之通可申付哉之旨、同人より申出候に付、伺通申

徒目附鳥預

付候事、

庭方兼務

同廿九日 陰

園田新助

一 今朝夕諸事平常、安藝・又次郎昨日拝領肴披、相伴申

一 右同

庭奉行

付候礼申出、其外家老・若年寄・大目附より近習通り

鳥預頭取兼務江

之人数迄同段申出候事、山田壮右衛門參勤供申付御礼

右同段

同段、

三原金左衛門

三月朔日 陰朝雨

右之通役替可申付哉之旨、直記より申出候付、伺之

一 曉八ツ半寐宿仕舞ニテ、同曉七ツ時供揃、花尾山參詣、

通申付候事、

一 之宮江も同段、着服束帯、大鐘時分令帰館候事、

一 右同

銀三枚

大迫庄右衛門

同二日 晴

右は病氣有之、役儀可差免旨申出候付、為褒美右之

一 今朝夕諸事平常、

通遣候事、

一 伺事 膳所頭

一 右同

用人座書役江

右前条同段附  
用部屋書役

八木七之丞

広敷横目江

右同掛納戸書役

山口十左衛門

右同番江

右同

吉富良右衛門

松岡直左衛門

鳥預庭方兼務江右同

本田仲二郎

使番役所書役

右同附  
用部屋書役

寺尾新蔵

表庖丁人江

右同  
膳所庖丁人

奥山平右衛門

表料理役江

右同  
膳所料理役

別府正次郎

右之通可申付哉之旨、同人申出候付、伺通申付候

事、

同三日 陰晴

一今朝夕諸事平常、四ツ半時表江出座、礼を受候事、

一伺事 数寄屋茶道江

兒玉十悦

右は数寄屋茶道書役兼務松田休圓事、先達て致病死候付、跡代十悦江可申付哉、

一右同

表坊主

榊 隆齋

右は十悦儀伺通申付候ハ、跡代数寄屋茶道右隆齋江可申付哉之旨、織部より申出候付、伺通申付候、

取次同人

一右同

奥医師江

田中道節

広敷医師江

木原道陽

右之通可申付哉之旨、内膳より申出候付、伺通申付

候事、

同四日 陰

一今朝夕諸事平常、

一伺事

右筆江

右筆見習

田中七之丞

右は右筆野崎次郎代りを可申付哉との事、伯耆より

申出、其通り申付候事、取次伊兵衛

同五日 雨

一今朝夕諸事平常、

一伺事 三町惣年奇勤江

上町年奇勤

酒匂孫右衛門

一伺事

本科 外科

右は此迄多年精勤いたし、正道之取訳を以、此節森

永藏左衛門致病死候跡代り可申付哉之旨、左衛門よ

り申出、伺通り申付候事、取次同人

東條 杏苑

一右同

鎗奉行江

伊集院十左衛門

一郎嫡子

右は表医師黒木三陽事、御広敷医師被仰付候付、右

表小姓江

伊集院彦助

申三月

諏訪 數馬

右は町田内膳より伺出、右之通申付候事、

同八月 晴陰

同六日 陰雨

一今朝夕諸事平常、門出之嘉例執行いたし、九ツ時供揃

にて、諏訪・祇園社江致参詣、先例之事、

一今朝夕諸事平常、今日は江戸表江為引候馬、其外川上

筑後馬、伊集院渡り馬、相良治部馬并諸郷より参り候

馬之中、用見合せ之物於馬場致歴覽候事、

一今日川上筑後乘馬、伊集院渡乘馬、於馬場見る筈之処

にて、明後日申渡置候事、

同九日 雨

一今朝夕諸事平常、

同七日 晴

寺社方取次

一今朝夕諸事平常、造士館江八ツ後より参り、業を相拭候

儀、昨日内膳迄申達置参り候事、

(試カ)

目附江

中山尚之介

一伺事

高奉行江

井上賀左衛門

細工奉行江

伊集院彌平太

表小姓

勘定小頭格  
徒目附勤

大久保正助

同十日 雨

一 今朝夕諸事平常、

一 伺事 一金山并谷山錫山掛

一 御当地并久見崎御船手

御内用掛

中村新助

一 右同 一 織屋掛 一 内用計明礬山掛 一作事方并江戸

作事方材木其外御統品掛、吉川源右衛門江可申

付哉之事、左衛門より申出候付其通申付候事、

一 右同

唐本通事

一 唐通事頭取 御小姓与

一切米五拾俵 有吉庄藏

右は唐通事頭取名嶋冬藏事、子細有之依願勤方差免

候に付、跡代右之通申付、切米可遣置哉、

唐本通事助

一 唐本通事 加世田郷士

一切米三拾俵 鮫島源左衛門

右は前条庄藏儀伺通申付候は、跡代右通可申付哉、

夫より唐稽古通事廻繰之処、人柄取調、伯耆より伺

出候付、其通申付候事、

同十一日 晴時陰

一 今朝夕諸事平常、今朝内膳・仲二江遣し候字認候事、

一 伺事も有之候得共、別冊に留置者也、

同十二日 陰雨

一 今朝夕諸事平常、明日より発駕に付、諸事用多候得共、皆大切に預らざる事而已にて、此を略す、

同十三日 晴陰

一 今朝六ツ半時仕舞、已上刻令発駕、七ツ半時分伊集院苗

代川仮屋江着館、当所佳例之躍并歌有之、其外何も先

規之通、今日休ミは水上・横井・五本松、

同十四日 晴

一 今朝六ツ半時仕舞、五ツ時供揃にて苗代川仮屋発駕、

所々休ミ、市來湊仮屋にて昼飯とふべ候事、向田仮屋

江は七ツ過着館いたし、綱引方為致候事、

一 明日より定刻六ツ半時に申達置候事、

一日奈久より之休ミを宮之原村江相改候事、時日申達候、

一夜入劉向説苑君道之篇読候事、相手太郎左衛門、理左衛門、雄一郎、玄乘

同十五日 晴

一 今朝六ツ半時供揃にて、向田別館立出、処々江相休、



西方休、網引等有之、魚獵も少々有之、七ツ半時分阿久根江着館、爰にても網引為致、夜入説苑二拾枚位相読候事、

同十六日 晴

一今朝六ツ時阿久根別館出立、米之津昼休にて、其外処々息、爰許水俣之駅江相着、今晚も説苑四五枚相読候事、相手雄一郎、非番より彦一郎呼出し候事、

同十七日 晴夕雨

一今朝定刻水俣之駅出立、佐敷昼休、其外処々息等にて、七ツ半時分爰許日奈久之駅本亭江致着候、且今日佐敷より三里半余り致歩行候事、

一今晚は説苑七枚相読、相手は彦一郎・愛之助、非番より雄一郎、

同十八日 晴後雨

一今朝定刻日奈久之駅出立、宮之原村昼休にて、爰許宇土之駅本亭江致着候、今晚も説苑相読ミ、一二玄乘・雄一郎江も相手致し候事、

一今晚太郎左衛門旅宿にて承給候処、江戸表之一条相発し、水戸之家中拾七人にて、井伊を登城先にて打ち候哉之風聞有之候との事、実否は未不相弁候得共、甚苦

心せしめ候事、

同十九日 晴陰

一今朝六ツ時供揃にて宇土之駅出立、植木昼休にて、其外処々息、爰許高瀬之駅江相着候事、今日熊本出切之息宿より、昨日之風説之書付等も有之、植木之休にて愈実説にて、越中守方之早打は、最早三度注進いたし候由承給候事、

同廿日 晴

一今朝定刻高瀬之駅出立、南之關昼休其外所々息等にて、七ツ時分瀬高之駅之本亭江致着候事、南之關にて、江戸より飛脚相着、昨日之風説等愈実証相分り、家老を殘し置、国許へ之飛脚も相立候様申付置候事、

同廿一日 晴

一今朝五ツ時瀬高之駅より駕を発し、府中昼休にて、其外所々息、爰許松崎之駅本亭江七ツ時分致着候処、汾陽次郎右衛門罷下り、江戸并大坂之時情相達し、爰に明一日可致滞留旨申付候事、

同廿二日 晴

一今朝夕諸事平常、乍去昨日より風邪足痛ミ所に候得は、皆々相慎候様申付候事、且愈病氣之処にて、国許之様

に引返し候旨、今七ツ時分申達し、江戸之方江は式部  
を差遣し届申出べき旨申付候事、

同廿三日 晴

一今朝五ツ時供揃にて国許江引返、府中昼休其外箱カ其外所  
々息候て、七ツ時分瀬高之駅江つき候事、

一今朝立前刻式部江盃を遣し候事、

一國許十六日立之守衛人数拾五人当駅江参り付、跡茶弁  
当之辺江明日より供いたし候様申付候事、

同廿四日 晴

一今朝定刻瀬高之駅を立ち、南之關昼休、其外所々相息、  
大鐘過爰許高瀬之駅本亭江致着候事、

一其外諸事相變る儀無之事、

同廿五日 晴

一今朝定刻高瀬之駅出立、植木屋休にて、其外所々息、  
七ツ過川尻之駅本亭江致着候事、

一國許廿二日立之守衛人数之内三人爰許迄踏越参り付、

一昨日之者共同様申付置候事、

同廿六日 晴

一今朝定刻川尻之駅を立ち、小川屋休にて、其外も所々  
息、爰許八代之駅本亭江七ツ時分致着候事、

同廿七日 晴

一今朝定刻八代之駅相立、日奈久昼休其外処々息、爰許  
佐敷之駅江七ツ過致着事、

同廿八日 晴後陰

一今朝定刻佐敷之駅を相立、水俣昼休其外所々江息、大  
鐘時分出水別館江着いたし、篠原迄左衛門迎に参り、夫  
より先に出水迄差越、米之津飯屋江は中二・雄四郎・  
富之介・彦四郎・良助参り居、直に夫より供申付置候  
事、

一今晚夜半より大雨降り出し候事、

同廿九日 雨後止

一今朝五ツ時出立之賦申達置候処、夜前より之雨無小止  
降続き、今朝は風も添替時は、危害之物と考へ居候処、  
供方より暫時見合くれ候様申出相見合候処、四ツ時分  
ニ相成小休マヤにて追々晴れさふにて出立いたし候処、七  
ツ時分爰許阿久根別館江致着候事、尤昼休は野田飯屋、

同晦日 晴

一今朝定刻阿久根相立ち、西方昼休其外所々息にて、七  
ツ時分爰許向田別館江致着候事、

同閏三月朔旦 晴

一今朝定刻向田別館相立ち、湊休其外所々相息、七ツ時

分爰許苗代川之別館江致着候事、

一今晚より少々雨降候事、

同二日 雨

一今朝六時相立、横井昼休、其外両所相息、七ツ前後鹿

兒島江令帰館候事、

一重富より登城有之、其外も一統対面いたし候事、

同三日 陰

一今朝夕諸事平常、未伺事等も無之候、少々旅中之草卧

にても候哉、熱氣有之、夕方より卧床いたし、医師江

相合せ候処、草卧にて外に何も無之、両日中には可被

宜と申事、

同四日 晴

一昨日より之草卧未すきと無之、今日迄は卧床いたし、

仕舞等も不致候事、

同五日

一今日も同段、未不快にて卧床は不致候得共、仕舞等も

不致候事、

同六日

一今朝より仕舞気分も宜敷、何も平日に相変る儀無之候

事、

同七日

一今朝夕諸事平常、

小姓与番頭・造士館・演武館掛りは、關山糺江申付

候得共、此江府出府申付候間、跡桂小吉郎江申付候

事、

上原善藏跡は福崎助七江申付候事、

同八日

一今朝夕諸事平常、

同九日

一今朝夕諸事平常、

一伺

小姓与森清之丞

右は横目助松山彌九郎事致病死候付、右代清之丞江

可申付哉之旨、奎之介申出候付、伺通申付候、尤家

老中江も申談候との事也、取次三原藤五郎

同十日

一今朝夕諸事平常、

同十一日

一今朝夕諸事平常、

同十二日

一今朝夕諸事平常、

同十三日

一今朝夕諸事平常、

一伺 金式百兩

名越左源太

右は兼て所帯方困窮之由候処、先般当役申付候付ては、猶更軍役諸手当向之儀も不行届候て不相濟事候処、今以存分調兼旁致難渋居候段、相聞得候間、兼て致精勤候訳を以、内々右之通可遣哉之旨、左衛門申出候付、伺通申付候事、

同十四日

一今朝夕諸事平常、

一伺

納戸与力

鉄炮機師

大迫庄之進

右は扶持米三石六斗遣置候処、鉄炮機師大迫庄右衛門事先達て差免候付、跡扶持米四石右庄之進江可遣置哉之事、

一右同

比志嶋静馬家来

納戸支配鉄炮師

中嶋壮之丞

右前条通申付儀候者、跡鉄炮機師右壯之丞江申付、

扶持米三石六斗可遣置哉之旨、右二ヶ条共に左衛門

申出候付、伺通申付候事、

一右同

重富家来

春屋置刺主取

南 甚之丞

右は祖父南甚五郎親南甚之丞、当人同段相勤、数十年致精勤候訳を以、兩人共褒美被仰付、当甚之丞数十年致正道精勤候訳を以、一代諸組与力格春屋支配申付候ハ、いか、可有之哉之旨、左衛門より申出、伺通申付候、

一右同

郡山郷士

社家 前田河内

右は先祖代より華尾大権現社江召付、御神前無懈怠相勤、幼少より諸事稽古方いたし、上京等もいたし出精之者候故、右旁之取訳を以、一世扶持米壹石八斗可遣置哉之旨、但馬申出候付、伺之通申候、

一右同

代官格江

横目 黒田猪覺

右は文政三辰年横目助申付、其後横目申付、当年迄数十年殊に正道精勤いたし、旁之取訳を以、右之通

可申付哉之旨、左衛門申出候付、同通申付候事、右都て取次内膳

同十五日 雨

一 今朝夕諸事平常、

一 伺事

川上四郎兵衛家来

細工所絵師

切米九俵

柏木嘉春

右は幼少之砌より、亡馬場伊歳江相付画道致稽古、

去ル子年細工所絵師被申付、其以来愈勤方正道に心

掛、用立者之取訳を以、右之通可遣哉之儀、左衛門

申出候に付、同通申付候、取次直記

一 申達

側役格納奉行江

東郷佐大夫

道奉行江

西田矢兵衛

江戸内用

安田助左衛門

側役格

趣法方掛江

平川宗之進

鑄製方掛

竹下清之丞

右之通可申付旨直記江申付候事、

同十六日 雨

一 今朝夕諸事平常、

同十七日 晴陰

一 今朝夕諸事平常、

同十八日 晴

一 今朝夕諸事平常、

一 伺有之候得共、別冊に記置候事、

同十九日 陰雨

一 今朝夕諸事平常、

一 伺も有之候得共、別冊に記置候事、

同廿日 朝曇昼晴

一 今朝夕諸事平常、

一年号改元ありて、萬延と被仰出候段昨日到来、今日申

達候事、於江戸当月朔日、

萬延元年庚申閏三月二十日

同廿一日 晴

一 今朝夕諸事平常、

一 伺 表小姓江

山崎 梢

島山彌八郎

片岡

右宰相様御附奥御小姓被仰付置候得共、此節右通可

申付哉之旨相伺候付、其通申付候事、

同廿二日

一今朝夕諸事平常、

一伺事 諸師家門弟出精人江太平布、苞蕉布各有差等遺

之、委曲姓名等は別紙覚留江記し置也、

同廿三日 雨

一今朝夕諸事平常、

一伺事も有之候得共、別冊江留置也、

同廿四日 雨

一今朝夕諸事平常、

一伺事有之候得共、別冊江相記置也、

同廿五日

一今朝夕諸事平常、

同廿六日

一今朝夕諸事平常、

一伺事は別冊江記置者也、

同廿七日

一今朝夕諸事平常、

一伺 目附

裁許掛江

勘定方小頭

横目勤

肥後直次郎

右は当務兼て正道致精働用立者候処、此節裁許掛梁

瀬源之進・米良助右衛門儀、一往琉球産物方用一篇

之致取扱候様申付跡差支候間、右之通転役可申付哉

之旨、右左衛門より申出、伺通申付候事、取次内膳

同廿八日

一今朝夕諸事平常、伺事は別冊江記置也、

同廿九日

一今朝夕諸事平常、伺も有之候得共、別冊江留置也、

同卅日

一今朝夕諸事平常、

一伺事 供目附江

奥小姓

近習番所勤

伊集院強八

表小姓江

平田半蔵

事、

右之通可申付哉之旨、内膳申出候に付、伺通申付候

一伺事 記録奉行・栗園奉行勤江木原甚助、助教江後醍

院彦次郎、右之通可申渡旨内膳江申付、外一条は別冊

二記ス、

四月朔日 当月中天氣宜敷折は七ツ後より、鎗無之

日は無之候間日々不記候事、

一今朝夕諸事平常、

一同

横目助

上原仲左衛門

札改検使

年二十六歳 野村與兵衛

右は、勘定方小頭格横目勤肥後直次郎事、裁許掛江

転役申付候付、右代仲左衛門江横目申付、同人代與

兵衛江横目助可申付哉、與兵衛事未江戸詰等も不致

候得共、慥成人柄にて用立者候間、右之通可申付哉

之旨、奎之介申出、其通申付候事、

一外に伺も有之候得共、別冊之中に記置、

四月二日

一今朝夕諸事平常、

一同事等何も無之候事、

四月三日

一今朝夕諸事平常、伺事も有之候得共、別冊ニ認置也、

四月四日

一今朝夕諸事平常、伺事も有之候得共、別冊ニ認置也、

同五日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同六日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同七日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同八日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同九日

一今朝夕諸事平常、伺事別冊江記置也、

同十日

一今朝夕諸事平常、

一同事

馬預見習  
馬乗勤

山田直左衛門

右は当分我等乗馬乗勤召馬乗、都合五人に定数相備

候得共、彼是人少にて用向差支之角も有之由にて、

直左衛門を召馬乗申付度との事、掛若年寄より内意

申出、無拗趣にて如何可申付哉之旨但馬申出、伺通

申付候事、取次内膳

同十一日

一 今朝夕諸事平常、井上新右衛門居屋敷之一条有之、別冊江記置者事、(也之)

一 伺事 本科外科

小姓与有馬 洞運

右は表医師有馬意運事依願役儀差免候付、右代洞運江可申付哉之旨數馬より伺出、伺通申付候事、

一 右同 扶持米式拾五俵 曆学見習

本田武右衛門

右は天保十亥年当務申付、扶持米拾八俵遣置、当年迄式拾式ケ年正道致精勤、殊ニ先祖與市右衛門儀、元祿之度

公義天文方澁川春海江曆学伝授申付、其以来曆道ニ付ては、有効之家柄ニて、往々曆道も相勤候様申付置候家筋に候処、兼て困窮致難澁候付、扶持米重差遣度旨曆学より内意申出、先例相糺候処、近来式拾五年以上ニて扶持米重遣候得共、右は皆共曆道家筋之者ニも無之、先年式拾三年にて取訳申付候も有之、尤此節武右衛門儀は、右之通家筋之者之上、用向相弁候、付ては別段之儀ニ候間、此節七俵相重都合右

通可遣哉之旨伯耆申出、伺之通、取次伊兵衛

同十三日

一 今朝夕諸事平常、側役格 趣法方掛向井新兵衛儀内用之儀有之、江戸詰中ニ候得共、罷下候付、用濟掃府申付、来十八日急度可差立之旨申達候事、

一 喜入攝津事、川上式部出府之上暫は相重候様申付置候得共、不及其儀罷下候様可申付哉之旨、内膳申出伺通申付候事、

伊東仙大夫

一 右は物奉行江転役可申付哉之旨内膳申出、伺通申付候事、

同十四日

一 今朝夕諸事平常、(也之)一外に伺事有之候得共、別冊江留置者事、

同十五日

一 今朝夕諸事平常、伺事も無之候事、

同十六日

一 今朝夕諸事平常、南泉院住持智融此節於京師住職被仰付候付、彼是入価之儀有之、金子遣し度旨申出候ケ条有之候得共、留置に不及事にて略す、外一ヶ条は別



冊に記置候事、

同十七日

一今朝夕諸事平常、伺も有之候得共、別冊江記、

同十八日

一今朝夕諸事平常、

一伺

唐船改江

奥掛書役

市來正之丞

右は年功勤功も相応有之、兼て每物念入致用弁者候

取訊を以、右之通役儀申付、勤方は迄之通可申付哉之

旨登より申出、伺通申付候事、外伺は別冊ニ留置、

同十九日

一今朝夕諸事平常、

一伺事 広敷番之頭江

役料米法式通

益満與左衛門

習書頭取勤江五代孫之丞、小坊主江役料米法式通西

千嘉、小坊主格江役料米法式通 清右衛門嫡子 梶原次

郎助、右筆見習江山本伊兵衛、習書頭取被下方法式

之通山本五百助、右之通可申付哉之旨内膳申出、其

通申付候事、

同廿日

一今朝夕諸事平常、伺事も有之、別冊江記置候事、

同廿一日

一今朝夕諸事平常、

一伺 訓導師江

伊地知龍右衛門

右之通可申付哉之旨内膳申出、伺通申付候、

同廿二日

一今朝夕諸事平常、

一伺事 側役格

納戸奉行勤

上村休兵衛

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付候事、

右之外段々有之候得共、別冊江記置候事、

同廿三日

一今朝夕諸事平常、伺事は別冊江記置者也、

同廿四日

一今朝夕諸事平常、伺事も万事無之候也、

同廿五日

一今朝夕諸事平常、伺事も無之候事、

同廿六日

一今朝夕諸事平常、伺事も無之候事、

同廿七日

一今朝夕諸事平常、伺事別冊ニ留置者也、

池田壯左衛門

同廿八日

徒目附荻野流砲術掛

一今朝夕諸事平常、

彌寝彦助

一伺事

道奉行

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付、

右筆頭江

大橋彦太郎

同二日

右は文化十二亥年奥小姓被仰付候てより、当年迄四

一今朝夕諸事平常、

拾六ヶ年正道致精勤、当務も已ニ式拾貳年相勤、右

一伺事 広敷横目江 小姓与

之通可申付哉之登申出、其通申付候事、

渡邊市左衛門

一右同

進達掛

寺社方取次江

野村弘記

右は当務精勤いたし、小姓与番頭申より申付事等も、

右は、誠恐院之方江掛置候広敷横目老人欠跡有之候

正道ニ相勤内意之儀も御座候付、登より申出旨も有

付、跡代右之通申付、役料米格通可遣置哉、誠恐院

之、其通申付候事、

同三日

同廿九日

一今朝夕諸事平常、伺事等無之、

一今朝夕諸事平常、伺事等無之候事、

同四日

五月朔日

一今朝夕諸事平常、

一今朝夕諸事平常、伺事等は有之、肝要は下条ニ記し置

奥小姓江

知識喜之介

者也、

右之通可申付旨内膳江申付候事、外伺事は別冊江相

一伺 馬預

岡田半十郎

記、

勘定方小頭格勤方は迄通

同五日

一 今朝夕諸事平常、

一同

菜園掛

新納源助

右は当務式拾四ヶ年正道致精勤、菜園掛方之義年々  
出産之菜種払代等を以、年分諸入目料引受彼是行届  
候、当時用立者候間、此節菜園掛頭取申付度旨、菜  
園奉行内意申出候付其通申付、役料米三拾俵可遣哉  
之旨織部より申出、其通ニ申付候事、

同六日

一 今朝夕諸事平常、同事等も無之、

同七日

一 今朝夕諸事平常、同事左之通、

一 寺社奉行

末川久馬

右は寺社奉行方内用掛新納主税新納主税江申付置候  
処、近年内用方用向多端ニ有之、急速之用勤病氣差  
合等之節、恚人にて差支申由候間、右久馬江内用  
掛可申付之旨申出、其通申付候事、取次直記

同八日

一 今朝夕諸事平常、同事左之通、

一 蔵方目附助 年式拾貳歲

五郎右衛門三弟無役

山本彦七

右は蔵方目附助折田清之進事致病死候付、代右之通  
可申付哉之旨左衛門申出、其通申付候、取次内膳

同九日

一 今朝夕諸事平常、同事左之通、

記録奉行江

記録方添役

橋口與一郎

右は鉄炮奉行・記録奉行勤上村休兵衛事、此節転役  
申付候付、與一郎儀記録奉行見習より拾壹ヶ年罷成、  
兼て致精勤、江戸江も相詰用弁之者候付、右之通可  
申付哉、

記録方添役江

記録方見習

大山清大夫

右與一郎儀伺通申付候ハ、定数相欠候処、清大夫  
儀当役九ヶ年罷成、兼て致精勤用立者候付、右之通  
可申付哉、

大番頭座進達掛

記録方見習江

中島清大夫

右之通可申付哉之旨筑後内伺申出、其通申付、

徒目附

記録奉行見習

大坂掛木場傳内

寺社方取次江

川上四郎左衛門

右之通申付べきや之旨申出、左衛門取次、直記其通申付候事、

同十日

同十二日

一 今朝夕諸事平常、申達等左之通、

山田壮右衛門

一 今朝夕諸事平常、伺等無事、

同十三日

右は内用ニテ江戸江急差立候処、筑前国福岡より用有之、引返し又々用相濟、明十一日差立急にて江戸江内用儀申遣し候事、直記江達す、

汾陽清兵衛

一 今朝夕諸事平常、伺事有之候得共、別冊ニ記す、

同十五日

右は内用之儀有之、長崎江差遣哉之旨内膳申出、五代才助も同段申出、其通申付候事、

養田傳兵衛

一 今朝夕諸事平常、伺事左之通、

右は江戸江内用之儀有之、急にて可差立哉之旨直記より申出、其通申付候事、

同十一日

医師

一 今朝夕諸事平常、伺事左之通一ヶ条は別冊江記事、

勘定方小頭格江

右は嘉永二百年より製薬方履医師罷成出精相勤、去

深川喜三

ル卯年右通掛申付、当年迄拾式ケ年ニおよひ正道ニ相勤、別て用立者候間、旁之取訳を以此節表医師にて、製菓方掛可申付哉之旨左衛門申出、其通申付候事、

物奉行

大坂金方勤

山元仲右衛門

右は藏方目付相勤居候処、其後追々相転、一昨年右通申付用立候処、身弱有之旅勤難儀之由候付、物奉行一篇之勤申付、三嶋方掛可申付哉之旨、内々左衛門より申出、其通り申付候事、取次伊兵衛

同十六日

一 今朝夕諸事平常、伺事も有之候得共、別冊江相記置候事、

同十七日

一 今朝夕諸事平常、伺事左之通、

彦右衛門嫡子

小姓江

大山彌九郎

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付置候事、

同十八日

一 今朝夕諸事平常、伺事別冊江留置候事、

同十九日

一 今朝夕諸事平常、伺事左之通、

道奉行江

土師吉兵衛

右之通可申付旨内膳江申付候事、

同廿日

一 今朝夕諸事平常、伺事左之通、

勘定方小頭格

代官勤

橋口甚四郎

右は見聞役之内大坂掛にて度々相詰、嶋渡海をも申付用立候付、去ル巳年当役申付置候処、大坂金方勤

山元仲右衛門儀、此節物奉行一篇之儀申付、三嶋方掛申付、跡代之儀及評議候処、大坂金方之儀は多端

之役場にて、物毎綿密ニ行届候者にて無之候ては不相濟儀ニ候処、甚四郎儀右通此以前大坂江も相詰、

用向取馴正道致精勤用弁之者候間、当役にて右之通

可申付哉之旨左衛門申出、其通申付候、

一 右之外二通は別冊ニ認置事、

同廿一日

一今朝夕諸事平常、伺事左之通、

出水之上鯖淵村之内矢々之・同所上大川内村之内道

尾之ヶん・同所西目村之内大・右は出水之内当分建置

候番所并辺路番所之間、他領境近年新道踏開、是迄

之番所よりは取締行届兼、不締之場所候間、右之通

辺路番所建度旨所役々申出、取締付ては無余義趣付

申出通辺路番所召建、造方之儀は所調にて、番人遣

方外辺路番人同様遣候様可申付哉之旨但馬申出、其

通申附候事、

同廿二日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同廿三日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同廿四日

一今朝夕諸事平常、伺も有之候得共、別冊江留置候事、

同廿五日

一今朝夕諸事平常、外之伺事別冊江留置候事、

一伺事

物奉行江 勤方は迄通

土師十兵衛

右之通内膳江申付候事、

一 奥小姓格にて

榎水殿江附置

山本孫九郎

右之通申付へき哉之旨直記より申出、其通申付候事、

同廿六日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

同廿七日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

同廿八日

一今朝夕諸事平常、伺事は別冊江留置者也、

同廿九日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

一当月中天氣快然之日は、七ツ後〔符九〕鐘術無無解怠いたし候

事、

一昨廿八日大山仲兵衛儀、広敷番之頭江転役可申付哉之

旨内膳より申出、其通申付候事、

萬延元年庚申自

六月朔始

日記

惟恭誌

六月朔日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同二日

一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一記録方見習江

新八郎嫡子  
横目助

永田佐一郎

右は記録方見習川上早左衛門事先達て転役申付、老人  
欠跡有之、佐一郎儀人柄相応年輩も宜、学問致出精者  
之由候間、右之通可申付哉之旨伯耆申出、其通申付候  
事、取次直記内伺、

右之外嶋津安藝より山立之儀伺、平川宗之進取次有之  
候得共同通申付、何も所用無之、其外略者也、

同三日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同四日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

同五日

一今朝夕諸事平常、伺も左之通、

次郎太嫡子  
小姓与

一年式拾五歳

橋口治兵衛

右は横目助永田佐一郎事記録方見習申付候付、右代治  
兵衛江可申付哉数馬より申出、其通申付候、取次内膳

同六日

一今朝夕諸事平常、伺事左之通、

一目附

裁許見習

裁許掛江

榊山休兵衛

右は裁許掛土師吉兵衛事転役申付候付、跡差支候間、  
右之通転役可申付哉、

一裁許見習

横目助

種子嶋城左衛門

右は休兵衛義伺通於申付は、右代城左衛門江右之通可  
申付哉、

右伯耆より申出、其通申付、取次直記

伏見居付

一代小姓与

服部甚七郎

郡山郷士

服部政次郎

右は天保七申年より、

郁君様御方江一往勤方申付相勤居候処、同十五辰年伏見屋敷廻見習勤申付、同年内用方下役申付、其後応勤日数宅身半賄料遣置候処、

宰相様御下向之節御滞坂中、依

御内沙汰兼て原田才輔江被仰付置候、

京都内用取扱同様被仰付、又候御下向之砌、外御内用掛被仰付、時々上京又は致滞京用向相勤、且伏見内用

方江も被掛置、何篇懸心頭正道致精勤、当年迄式拾五ヶ年相勤、別て用立候付、右取訳を以此涯伏見屋敷廻勤申付度、京都留守居より申出、右通多端之用向多年致精勤用立者候付、旁之取訳を以留守居申出申付、三人扶持并二一ヶ年限四百拾五匁可遣哉之旨筑後より申出、其通申付候事、

鎗奉行

桂 内記

右は兼て頭寒之煩有之、月代難儀いたし候間、一往惣

髮成差免度旨申出、願通可免哉と伯耆より申出、其通

申付候事、取次周右衛門

同七日

一今朝夕諸事平常、伺も有之候得共、別冊江留置者也、

一勘定方小頭格江

横目助池田仲左衛門

右は 中将様御附広敷番之頭役申付置候処、御逝去

付依願役義被差免、其後当務申付、人柄も相応用立者

にて、右之通役義為申付者候間、右旁取訳を以、此節

右之通可申付哉、且勤方之義も是迄之通可申付哉之旨

伯耆より申出、其通申付候事、

同八日

一今朝夕諸事平常、伺も有之候得共、別冊江留置候事、

同九日

一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一広敷番之頭江

川上八次郎

一物奉行

吉崎壮八郎

一織屋掛江

一寺社方取次江

藤井助八郎

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付候、

同十日



一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一徳之島代官

郡奉行

代官勤

趣法方調掛

本田孫次郎

右は来酉春交代前ニ付、勘定方小頭代官橋口甚四郎江  
申付置候処、先達て当役ニて大坂金方勤申付候付、代  
官之儀差免、代右孫次郎江申付、当務持越ニて渡海可  
申付哉之旨左衛門申出、其通申付候、取次郷右衛門

同十一日

一今朝夕諸事平常、伺事別ニ相記置者也、

同十二日

一今朝夕諸事平常、無事、

同十三日

一今朝夕諸事平常、無事、

同十四日

一今朝夕諸事平常、無事、

同十五日

一今朝夕諸事平常、無事、伺左之通、

一細工奉行江

役料法之通

種子島六郎

右之通可申付哉之旨直記申出、其通申付候、

同十六日

一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一馬預

目附  
裁許掛

金山奉行江

奥 勇 蔵

右は勇蔵事当役九ヶ年相勤、其内江戸江も相詰致精勤  
候処、比日多病有之、至当分出勤不相整、全体眩暈之  
病之相聞得、得快氣候迎も、外役場とは相替、入組候  
多端之用向等難相勤、当務多年相勤、江戸江も為相勤  
者候付、右之通転役可申付哉、

一目付

物奉行見習

裁許掛江

代官勤

肝付甚左衛門

右は一昨年当役申付、正道致精勤、此以前見聞役勤之  
内廻方等相勤、京都江も相詰、人柄慥成者候付、前条  
勇蔵儀、伺通申付候ハ、右之通可申付哉之旨内々伯  
耆より申出、其通申付候、直記

同十七日

一今朝夕諸事平常、伺も有之候得共、別冊江留置候事、

同十八日

一 今朝夕諸事平常、伺無之、

同十九日

一 今朝夕諸事平常、同事左之通、

一 広敷番之頭江

内田仲左衛門

右之通可申付哉之旨直記申出、其通申付候事、

一 奥小姓

猪俣半二郎

近習番所詰江

川上助七

一 目附江

伊集院金之進

一 表小姓江

櫻井甚左衛門

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付候事、

一 表御小姓江

有川五左衛門

一 十人賄料

丸田孫左衛門

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付候事、

同廿日

一 今朝夕諸事平常、同事無之、

同廿一日

一 都講江

句読師

野村左平次

右は都講三原甚右衛門事、此節細工所下目附定助申付

候付、跡代右左平次へ申付度、尤学無解怠致出精人柄

相應之者候旨、教授内意申出候付其通申付、役料米法

之通可遣置哉之旨筑後より申出、其通申付候、取次伊

兵衛

一 今朝夕諸事平常、伺右之通、

同廿二日

一 今朝夕諸事平常、伺左之通、

使番

一 右は当秋江戸詰可申付哉之旨伯耆申出、其通申付候、

梶原清右衛門支配

広敷与力

一 右は初て高持成之願申出、与力家筋にて格式を以相し

らへ、願之通可差免哉之旨筑後申出、其通申付候、取

次伊兵衛

同廿三日

一 今朝夕諸事平常、伺は別冊ニ留置者也、

同廿四日

一 今朝夕諸事平常、同事も無之候事、

同廿四日

一 今朝夕諸事平常、同事も無之候事、

同廿五日

一今朝夕諸事平常、同事左之通、

右筆見習

川田彦五郎

其通申付候事、取次直記

七月朔日

一今朝夕諸事平常、伺別冊ニ記置候事、

同二日

一今朝夕諸事平常、伺は別ニ記置候事、

同三日

右は病氣ニ付、役義差免度旨申出、其通申付候、取次直記

一今朝夕諸事平常、伺事別冊ニ記置候事、

同四日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

一今朝夕諸事平常、伺事別冊ニ記置候事、

同廿七日

同五日

一今朝夕諸事平常、伺事別冊ニ留置候事、

一今朝夕諸事平常、伺事別冊ニ記置候事、

同廿八日

同六日

一今朝夕諸事平常、伺事別冊ニ留置候事、

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

同廿九日

同七日

一今朝夕諸事平常、無事、

一今朝夕諸事平常、伺事左之通、

同晦日

一代官格江

横目

一今朝夕諸事平常、無事、

野村源兵衛

一右筆見習江

竹内仲左衛門

右は右筆見習川田彦五郎事病氣有之、依願役義差免候付、右仲左衛門事代可申付哉之旨伯耆より内々申出、

右は文政二卯年蔵方目附助申付、其後当務江相転、当年迄引続四拾式ケ年正道相勤、其内他領唐物締江も度々差越、其外諸所蔵詰等致精勤用立者候間、右取訳を

以右之通役儀申付、勤方は迄之通可申付哉之旨伯耆より内々申出、其通申付候事、取次内膳

右之外にも伺事有之候得共、別冊ニ認置物也、

同八日

一今朝夕諸事平常、伺事は無之候事、

同九日

一今朝夕諸事平常、伺事は無是候事、

同十日

一今朝夕諸事平常、伺事は無之候事、

同十一日

一今朝夕諸事平常、伺事は左之通、

一奥小姓 川上岩次郎

近習番所詰

一表小姓 富満彦之進

右之通可申付哉之旨直記申出、其通申付候、

一側役格江

大阪留守居

徳尾藤左衛門

右は安政二卯年当役申付、六ヶ年相成、大阪之儀改革方用多端之役場ニて、兼て骨折致精勤、今般上納金ニ付ても、借入金一条等銀主江頼談向彼是都合能取計、

當時別て用立者候付、別段之取訳を以、右之通転役勤方は迄之通可申付哉之旨、内々左衛門申出、其通申付候、取次直記

同十二日

一今朝夕諸事平常、伺事別冊江相記、

同十三日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

同十四日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

同十五日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

同十六日

一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一勘定方小頭江

役料法之通

岸良彦右衛門

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付候事、

同十七日 晴

一今朝夕諸事平常、伺事左之通、

一代小姓与江

兵具方与力

高橋七郎

右は亡父七郎白煙硝燹方頭取被仰付、出精相勤候御取  
取を以、代々御兵具方与力被仰付、右七郎も文政十年  
より信州手筋白煙硝燹方頭取見習被仰付、其後同燹方  
掛申付、諸所燹方場并作土等之廻勤にも無扶持にて相  
勤、且瀧之上塩硝調合所掛・作土方掛申付、自から居  
宅用地ニ差出、焚木屋日記所等以自力作調、其外色々  
之勤功之取取を以、右之通可申付哉之旨申出、此通申  
付候事、

一代小姓与江

納戸与力

坂元嘉右衛門

右は春屋之儀、諸品并人足共夫飯米等年々過分之入目  
ニ相及候節、段々勤功有之、右之取取を以右之通可申  
付哉之旨申出、其通申付候事、

右式行左衛門より、

同十九日 晴

広敷いし三省養子

御流義砲術書籍掛

年式拾五歳

税所四郎左衛門

右は横目助山本彦右衛門事致病死候付、右代四郎左衛  
門江可申付哉之旨李之介より申出、其通申付候、

一 今朝夕諸事(折之)諸事平常、伺前条通、

同廿日

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江記置候事、

同廿五日

一 今朝迄諸事平常、伺無之今日伺、左之通、

島津左衛門

島津 登

右は切支丹改証文定判印、島津豊後・新納駿河代可申

付哉之旨但馬申出、其通申付候、取次直記

右外伺は別冊江留置者也、

同廿六日

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

同廿七日

一 今朝夕諸事平常、伺事は無之候事、

同廿八日

一 今朝夕諸事平常、伺事は無之候事、

同廿九日

一 今朝夕諸事平常、伺事は別冊江留置候事、

八月朔日

一 今朝夕諸事平常、伺事は別冊江留置候事、

萬延二酉正月元日

肇記同二月廿八日

於江戸改元

文久被仰出

### 日記

惟恭誌

正月元旦 晴

一今朝試毫、

大旗催生意 庭梅花滿枝 佳辰同万姓 举盞題新詩

短冊

惟善以為宝

一昨年は今朝拜

宸翰候得共、其後与文書共ニ深致格護候様申付置、今

年は其故不奉拜候事、

一前件外今日中諸式佳例之通致執行候事、

一今日披露有之候得共、別冊江留置候事、

一今日八ツ後より大学衍義読肇いたし候事、相手愛之介・彦兵衛  
理左衛門・雄一郎

同二日 陰

一今朝諸事佳例之通四ツ時講釈初、大学傳之首章〔山田〕十介勅

之、其外無事七ツ後衍義読候事、相手太郎左衛門・雄四郎・  
墨右衛門・十郎太・彦一郎・雄藏・藤八郎

同三日 雨

一今朝夕諸事佳例之通、但酉上刻旧例之通燈火相付候様  
申達候事、

一伺別冊相記、

同四日 陰

一今日朝夕平常、佳例之通、

一対面所江出候事、其外詞披露等無之候事、マ、伺ナラン

同五日 陰

一今朝夕平常、諸事例年之通同事等無之候事、

一今七ツ後大学衍義読候事、相手は尚之介・雄一郎・愛

之介・角大夫・彦兵衛・平藏、

同六日 陰

一今朝夕諸事平常、旧例之年礼相受候事、

一同事も有之候得共、別紙心覚江留置候事、

一宗近之刀、貞宗之脇差拵方雄一郎江申付候事、

但拵は

一錄頭大小共ニ地鉄ニ銅四部一ニて、狐之据物当小

田江細工申付候事、

一大之鍔は明珍と申伝候由にて、太郎左衛門より貰

ひ候八角打返し之鉄地、

一小之鍔は、明珍之あしにひつすひ之細工、

一目貫は、大之方は宗珉之しかミ之細工地銅、

一小之目貫は、鬼之手地銅細工小田江申付置候得共、

未出来候事、

一はゞきは大小共、金むく二十文字紋所据埋彫、

一切羽は金ニ小いう、

同七日 雨

一今朝夕諸事平常、若菜之礼式旧例通令執行候事、

一今朝内膳江年内谷山和田浦江遣し候金子之事、首尾不

承候間、何様之首尾相成候哉と尋候処、百金相下け所

江借し付置、利錢を以同浦困窮者共取候様との仕向ニ

申儀候段申候事、

同八日 晴

一今朝夕諸事平常、

一七ツ後二之丸江歩行致し候事、

一申達側用人江

右之通可申付旨、直記江申付候、

伊集院周右衛門

一右之外伺披露も有之候得共、別冊江留置候事、

同九日 晴

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一其外無事、三八之日於牡丹之間、講義是迄之通申達候

事、

同十日 晴

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃にて、桜之間より北門福

昌寺・恵燈院・浄光明寺江致参詣候事、

一勘定方小頭江

表小姓

坂本彌之助

右之通可申付旨、内膳江申付候、

同十一日 晴

一今朝夕諸事平常、吉書並饅餅之旧式令執行候事、其外

無事、

同十二日 陰

一今朝夕諸事平常、伺都て別冊江留置候事、

同十三日 晴

一今朝夕諸事平常、伺披無之候事、

一四ツ時より於二之丸射初之式致執行例年之通、

一自身乗料之馬并稽古馬、乗料下地同、犬追物下地馬迄

厩役等外、又は遠馬等節供馬之時は、別段馬差別置候

様申付、且目印ニ泥障には、水玉之模様金にて打込  
いたし候様申付候事、

同十四日 陰

一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一郡奉行見習江

横目助

鳥丸六左衛門

右は郡奉行之内差支候付、可申付哉之旨内々筑後申出、  
其通申付候、取次直記

十五日 陰

一今朝夕諸事平常、

一四ツ時より出座、座之間より対面所引入掛、再ひ座之

間江出座、旧例之通令執行候事、

一伺別冊江留置候事、

十六日 晴

一今朝夕諸事平常、伺別冊ニ留置候事、

十七日 晴

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一長崎表にて、英咭利より取入候蒸気商船、昨十六日華

崎出帆、爰許前之濱江大鐘時前着帆いたし候事、

十八日 陰

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

一昨日相廻り候蒸気船江、試乗として差越候事、

十九日 晴

一今朝夕諸事平常、

一今朝剣術五ツより四ツ迄、夕七ツ時より馬術相始め候

事、

一伺 寺社方取次勤江

右筆

相良正之助

右は江戸江相詰居候処、病気差起去夏罷下、当分快方

ニは候得共、未出勤も不相調、当務之儀重立候認物等

有之、難相勤由、右筆頭内意之趣有之候付、当役にて

右之通可申付哉之旨、但馬より内々申出、其通申付候、

取次直記、右外伺ハ別冊、

廿日 晴夕方より雨

一今朝夕諸事平常、四ツ時より福昌寺・恵燈院・壽國寺・

南林寺江致参詣候、尤福昌寺迄長上下は不着、余ハ都

て長之事、年頭始て之事故也、

一伺事は別冊江留置候事、



廿一日

一今朝夕諸事平常、

一作事奉行見習江

作事方下目附

伊東七郎右衛門

右は文政五年作事方下目附助申付、当年迄都合四拾  
ヶ年、江戸拾九詰余ニ相及、右之内高輪御附広敷横目  
にて、作事方下目附申付置候処、去々未年

御逝去付、同年亦々広敷横目作事方下目附勤申付相詰  
居、殊ニ江戸御国許共ニ重立候普請ニも掛置、別て骨  
折相勤、数十年正道致精勤用立者候間、取訳を以右之  
通可申付哉之旨、内々攝津より申出、其通申付、取次  
直記

一天祐丸

此方此節買丸價入之蒸氣船江名付相唱候様申付候、外二四

通有之候得共、此名心ニ叶候事、

一先日天祐丸試乗り為致候者共江金子遣し候事、今日之  
日付にて別冊江留置候事、

廿二日 晴

一今朝夕諸事平常、同別冊ニ留置候事、

廿三日 雨

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一今八ツ後於牡丹之間講義相始候事、講人は町田次郎四

郎、

廿四日 陰雨

一今朝夕諸事平常、無事、

一昨朝定式之飛脚到来、南部より寒中之見舞書状到来、  
山田壮右衛門より周防様江差上候、浪人一件之事其外  
在国之都合向、筑前にて中将昇進、五本道具免許之事、  
且国許之情態之次第申上候書面致一覽候事、

一仙波市左衛門より異人之情実聞合書参り候事、松平豊  
前守老職被 仰付候事申来候事、

一米之直成時々申出候様申付候処、今日申出候事、

一明日四ツ後より山吹之間当番頭詰衆之面々、二之丸江  
呼し、学問之出精之実否相試候事、今日内膳江相達し  
置候事、

置候事、

一前件ニ付、書物は四書・小學・十八史略・貞親政要講  
義、又は素読承給賦之事、

廿五日 晴

一今朝夕諸事平常、昨日申達置候通、今日四ツ時より二  
之丸江、山吹之間当番頭詰衆呼し候処、当番・別勤・

旅行・病氣等をのそき出席人数貳拾九人、内論語講義  
相良治部、小學講義嶋津兵十郎、十八史略素読伊集院  
静馬、余は四書五經之素読、断之人数も有之候事、七  
ツ前相済候事、

一伺は無之候事、

廿六日 晴

一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一勘定方小頭江

用人座書役

大久保倫左衛門

右は当務致精勤、江戸江も度々相詰、殊ニ守衛方等ニ  
て大嶋并琉球江も致渡海、去ル子年依願役儀差免、亦  
々翌丑年帰役申付、当年迄引続き三拾三ヶ年正道相勤、  
用立者之趣を以、用人内意申出候付、右之通可申付哉  
之筑後(官脱カ)より申出、其通申付候事、

右之外伺は別冊江留置候事、

一今日八ツ後より周防様・楽水殿・又次郎・栄之進大奥  
江緩々相咄し可申上り候付、九ツ過より奥江参り、七  
ツ過より二之丸辺江致歩行、五前迄大奥にて相咄し候  
事、

廿七日 雨

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、  
廿八日 晴

一今朝夕諸事平常、伺左之通、

一今八ツ後講義、講人は堀仲左衛門、

一奥医師江

富永玄安

右之通可申付旨申付候事、

右外は別冊江留冊江留置候事、

廿九日 晴

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一今朝剣術式日稽古いたし候事、

一今七ツ後より馬術稽古式日、木馬より講義場乗りいた  
し候事、

一明日谷山江遠馬之事、雄一郎江申達置候事、

二月朔日

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一今朝礼済より又次郎・圖書も致同伴、谷山江遠馬いた  
し候事、慈眼寺江も参り候事、

一八ツ時分より雲り小雨降出し候間、二度之膳仕舞候て、  
直に帰り候事、

一今日道筋は、矢来門より枡形・左衛門前・山口馬場・

谷山海道、  
(C. 17)

一 帰りは谷山街道・千石馬場通・枅形始之通り、大鐘前  
帰り付候事、

同 二日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

同 三日 雨

一 今朝夕諸事平常、伺書別冊江留置候事、

同 四日 雨

一 今朝夕諸事平常、伺書別冊ニ留置候事、

同 五日 晴

一 今朝夕諸事平常、

一 茶道頭

奥茶道勤

山口不阿彌

右之通可申付旨申付候事、直記江

同 六日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一 今六ツ半時より、二之丸江諸武芸師範之者共、門人三

四人ツ、召連罷出候様、先日申達置呼出し、四ツ時揃

之届之上参り、諸流義致歴覽、跡にて師匠其外門人中

江四書・小學講義、十八史略素読出来候者有之候ハ、  
可聴旨申達し候処、都合式拾計有之、銘々申付諸事相  
濟候上、自筆口達書を以內膳より申達し、且諸流義は  
都て自分流義と心得候間、一統其心得にて可罷在旨相  
達し候様申付置候事、  
終り引入大鐘過也、

同 七日 陰

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一 今七ツ過より、二之丸ニおひて鉄炮いたし、大鐘時分

取止候事、

同 八日 雨

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一 大學衍義読方いたし候事、相手は雄一郎・彦兵衛・理

左衛門・平蔵、

同 九日 雨

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一 八ツ後より木馬式日ニ又次郎参り候様申達、木馬相濟

候ハ、休息所ニ於て緩々相咄候様申達し置候事、

一 瀧之上塩硝蔵麻木(麻末乙)より火起り候得共取鎮候由、直記よ

り申出候事、昨夜之事、

同十日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

同十一日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

同十二日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江も留置候事、

一 右筆江

右筆見習

大迫彦兵衛

右は右筆相良正之助儀、先達て寺社方取次勤申付、跡用差支候付、彦兵衛事当務六ヶ年正道致精勤用立候者付、右之通転役可申付哉之事、

一 右筆見習江

北條千二郎

右は右筆所清書方江相勤、手跡等も宜敷、往々可用立者故、彦兵衛儀申出通申付候ハ、右可申付哉、尤右筆頭方内意之趣も有之候付申談、内伺申出候事、登

十三日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一 白石如瓢、花謙蔵今日出府いたし候付、為饒別詩巻枚

ツ、遣し候事、

十四日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一 今朝鎗稽古前にていたし候事、

一 今夕は式日、

十五日 陰

一 今朝夕諸事平常、伺別冊ニ留置候事、

十六日 雨

一 今朝夕諸事平常、

一 上町出火に付、此節大小路筋広方之儀、直記より伺出候事、

一 彦山より佐土原江助勢向之儀申出候事、

十七日

一 今朝夕諸事平常、伺も無之、

十八日

一 今朝夕諸事平常、伺無之候事、

十九日

一 今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一 六ツ半時供揃にて聖堂积电視とし、参詣いたし候事、

一 今七ツ後、木馬より場乗迄式日にて稽古いたし候事、

廿日

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

廿一日

一今朝夕諸事平常、伺有之左之通、

一今日は尾畔江乘廻しとして参る筈候処、雨天にて致延引候事、

一広敷番之頭江

限之城押

向田仮屋守兼務

岩切清太

右は数十年致精勤候取訳を以、右之通申付、広敷横目勤可申付哉之旨、登より内々申出、其通申付候、

広敷横目

橋口彦次

右は限之城抑向田仮屋守兼務岩切清太事、此節転役申付候得は、代彦次江可申付哉之旨同人申出、其通申付候、

廿二日

一今朝夕諸事平常、伺事無之候事、

廿三日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

廿四日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事無之候事、

廿五日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

谷川次郎兵衛  
地頭所山川郷士

米北勇左衛門

右細書伺別冊二留置、

廿六日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事も無之候事、

廿七日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置、

廿八日

一今朝夕諸事平常、伺は無之候事、

廿九日

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

晦日

一今朝夕諸事平常、伺無之別冊江留置事二条、

三月朔日

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

二日

一今朝夕諸事平常、無事、

十二日

三日

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一郡奉行江  
郡奉行見習  
三嶋方掛

四日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

村田源左衛門

一今日評席を相覗き候事、

右之通可申付哉之旨筑後申出、其通申付候事、

五日

一今朝夕諸事平常、伺は無之候事、

十三日

六日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、  
一壮右衛門より書面之内抜書左之通、  
浪人者一条兎角埒明兼、追々左衛門等御相談も承知仕、

七日

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

筑前様・南部様江御願申上候処、最初は此俣永々御預  
け被成度御模様ニ久世様被仰候処、色々と御申立被下、  
先両三年之間は、御預り申上居候様ニとの御口氣ニ相  
成、是以甚御迷惑筋之御事候故、猶又御願被下、漸々  
当冬比迄はと申事ニ相成候由、乍去精々猶此末埒明候  
様、筑・南江申入候由候哉、

八日

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一今朝夕諸事平常、伺無之候事、

十日

一今朝夕諸事平常、伺は無之候事、

一筑前江大廊下被仰出候由、

十一日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

一此方事も段々手を付候処、同段に大廊下被仰出賦之由、  
御内定之段山田より重富江差上候書中有之候事、

同十四日

一 今朝夕諸事平常、伺は無之候事、

一 今四ツ時より馬上にて磯江鉄炮ニ参り、暮過歸り候事、

同十五日

一 今朝夕諸事平常、伺無之候事、

一 今四時出座、初て目見、其外家督之礼・地頭職之礼・

役義之礼相受候事、

同十六日

一 今朝夕諸事平常、伺無之候事、

同十七日

一 今朝夕諸事平常、伺無之候事、

同十八日

一 今朝夕諸事平常、

出水地頭代

野村源一郎

右三ヶ年ニ延之伺申出、其通申付候事、

一文久

右之通改元被仰出候旨、於江戸去ル二月廿八日被仰出

候段、同三月十七日着飛脚より相達し候事、

文久元年辛酉

三月十九日

一 今朝夕諸事平常、伺無之候事、

同廿日 朝雨後晴

一 今朝夕諸事平常、伺無之、

一 今日四ツ時供揃にて福昌寺江致参詣候事、

同廿一日 陰

一 今朝夕諸事平常、真了院大奥江上り候事、

一 郡奉行見習江 郡方書役

有馬藤兵衛

右は当務数十年相勤、天保二卯年高岡之内等不正事共之取扱より、尔来勤功も多有之候趣を以、登より内伺

申出、其通申付候事、

同廿二日 陰

一 今晝六ツ半時、供揃にて伊十院苗代川江乗切いたし、

一 飯屋江は五ツ半時分参り付候事、

一 今日乗切に付、先番之面々は七ツ時打立候様申付候事、

一 又次郎をも召連候事、

一 肥前伝来南京焼物所より本釜焼物所等江参り、高麗踊

等見候て八ツ半時分打立候処、七ツ半時分歸り付候事、

同廿三日 晴

一 今朝夕諸事平常、伺左之通り、

一物奉行江

山奉行

趣法方調掛

面高十五郎

右は去ル丑年当務申付、当年迄九ヶ年、趣法方掛五ヶ年罷成用立者候付、右之通申付、掛是迄之通候事、右筑後より内伺出し候事、

右外は別冊江、

一郡奉行見習江

郡方書役

有馬藤兵衛

右は当務数十年相勤、天保二卯年高岡之内源年・田尻両村百姓共、不法之取企にて、田地過半御領本庄辺之者共江為質地差出候節より、多々用向相勤、もはや年齢七拾八歳罷成、不相替用筋懸心頭、正道致精勤用立者故、別段之取訳を以、右之通役義申付べき哉之旨、登より内伺申出、其通申付候事、

同廿五日 晴

一今曉七ツ半より仕舞、先日より相催し候通、作除待として打立候処、両処之鹿会にて鹿七丸打留候事、

一白濱日暮らし狩場、

同廿六日 晴

一今朝六ツ時より相仕舞、花蔵・磯山を狩り候処、今日是不猟にて、都合四丸獲物有之而已、自分之間伏には一疋も不出、

同廿七日

一今朝夕諸事平常、伺も無之候事、

(四月九)

一四月十日迄磯江滞在、同日四ツ時供揃にて令帰館候事、

同十一日

一今朝夕諸事平常、伺事も無之候事、

一昨日伺事は別冊江留置候事、

同十二日

一今朝夕諸事平常、伺は無之候事一ヶ条有之別冊江記、

同十三日

一今朝夕諸事平常、

一伺 高奉行動方は迄之通

大山彦右衛門

右之通可申付哉之旨登申出、其通申付候、取次内膳右外一ヶ条は別冊ニ留記、



同十四日

一今朝夕諸事平常、伺無之、

同十五日

一今朝夕諸事平常、

一伺

家老座

書役

有馬雄之介

右は右筆吉井藤兵衛儀、先達て役義差免候付、代右雄之介江可申付哉之旨、筑後より其通申付候事、取次内膳、右外巻ケ条は別冊江留置、

同十六日

一今朝夕諸事平常、

一伺

物奉行江

物奉行見習

山之内庄之丞

右は天保九戌年より別て致精勤、当時専用立者候付、右之通転役可申付哉之旨筑後申出、其通申付候、取次直記、右外は別冊江留置、

同十七日

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

同十八日 晴

一今朝夕諸事平常、伺無之、

同十九日 雨

一今朝夕諸事平常、今日は周防様江御会釈向之義表通申達、御承知相成候事、

同廿日 雨

一今朝夕諸事平常、四ツ時供揃にて福昌寺江致参詣候事、  
一伺別冊江留置候事、

同廿一日 晴

一今日馬追に付、吉野相廻り候故、朝六ツ半時仕舞、五ツ時供揃にて五本道具、帰りは七ツ時分、尤吉野庄屋役所江立寄り、馬追より帰り人数致見物、重富静洞との招呼候事、

一伺事無之候事、

同廿二日 雨

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

同廿三日 雨

一今朝夕諸事平常、伺別冊江留置候事、

同廿四日 雨

一今朝夕諸事平常、伺別冊留置候事、

同廿五日 ひ陰

一今朝夕諸事平常、無事、

同廿六日 雨

一今朝五ツ時、供揃ニて谷山地頭飯屋江乘廻しいたし、  
尤枳形より行列相開、夫より乗切、於調練場江立寄、  
小松帯刀など此節伝習いたし来候着発弾試打方為致、  
終て谷山江参り、七ツ半時分罷帰り候事、

一今日江戸定式飛脚着、

一近衛大納言様より、先度被仰聞候一条之御礼御書并ニ  
後櫻町帝宸翰其外は、大納言様御幼少より御手狎之花  
瓶同台拝領いたし候事、

一晴雲院様より折柄之御尋文、

一紫雲院様より同段、

一山田壮右衛門事昨日着、今日左衛門着いたし、

同廿七日 雨

一今朝夕諸事何無之、

一今日左衛門出勤、壮右衛門も同段、目見申付候事、

一南部より書状参り候事、

一天璋院様より御書并御目錄御品拝領いたし候、

一其外折節之拝領物も、都て此節壮右衛門便より相廻り

候事、

一南部・筑前・智鏡院様よりいろ／＼貰ひ候事、

同廿八日 陰

一今朝夕諸事平常、何無之、月次札相請候事、  
一七ツ時より二之丸にて鉄炮をいり候事、

同廿九日 雨

一今朝夕諸事平常、何左之通、  
同記載なし

五月朔日 雨

一今朝夕諸事平常、何は無之、

一公方様并天璋院様などより拝領之品々、

和泉様其外又次郎・圖書・三役之者共より、側用人側

役迄拜見申付候事、

同二日 晴

一今朝夕諸事平常、何左之通、

一側役格江

趣法掛是迄通

一江戸詰

一一往定府江

右は定府差免、右通申付候事、

右外ニ別冊江一ヶ条、

同三日 陰雨

小森 新蔵

右同人

早川五郎兵衛

一 今朝夕諸事平常、八ツ後於二之丸鉄炮打方、又次郎にも相呼、山本五郎右衛門召出し相手申付候事、大鐘過引入り、又次郎義庭口より休息所召呼候事、又次郎五ツ時下り候事、

同四日 雨

一 今朝夕諸事平常、伺無之、朝雨にて鎗術も延引申付、七ツ後も同段、

同五日 陰

一 今朝夕諸事平常、伺無之、四ツ時出座、当日之礼相請候事、

同六日 雨

一 今朝夕諸事平常、伺無之、今五ツ時より雄一郎・理左衛門・彦兵衛・喜之介・小太郎・岩次郎・清生より重富江乗廻し候様申付候事、

同七日 雨

一 今朝夕諸事平常、伺無之、

同八日 雨天

一 今朝夕諸事平常、伺は別冊江留置候事、

同九日 雨夕方晴

一 今朝夕諸事平常、伺は無之候事、山田壮右衛門事今日

明日より筑前内用之義有之、遣之段申達候事、七ツ時より御召馬之事、

同十日 陰後晴

一 今朝夕諸事平常、伺左之通り、

町奉行格

鉄炮奉行勅

森川利右衛門

右は多病にて役義断申出候間、多年之為褒美紗綾二巻可遣之旨申出、其通申付候事、

### 忠義公日記

自慶應三年十一月十三日  
至明治二年正月元旦

明治十二年 自一月廿六日  
至九月十六日

慶應三年丁卯十月

御召ニ付心覚

十一月十三日 壬戌 晴

一 九字比対面所より出城、夫より三邦丸へ乗船、十二字卅分比出船、指宿湊へ着船、夫より七字比出船、夜中船動揺いたし候処、大病人同前ニ相成、食事等も不出来候、

十一月十四日癸亥 微雨

一前日より運動にて、五字三十分比細島へ着船いたし候事、

十一月十五日甲子 晴

一眺四字比出船、逆風にて舟行自在ならず、乍併動揺ハ少ク六字三十分比、佐賀之関へ着船いたし候事、

十一月十六日乙丑 晴

一昨日同様之風にて滞船いたし候、九字比より上陸、処々歩行にて見物いたし候、当所海岸へ台場有之、大砲二挺居付、実ニ可笑者ニ候、

十一月十七日丙寅 晴

一眺四字比出船、海上平和にて三字比三田尻へ着船之事、

十一月十八日丁卯 晴

一七字より上陸いたし、暫時彼地之別荘へ休足、十字比より海軍所にて長門并平六郎へ面会いたし但趣意有テノ事也、夫より五字比帰船之事、

十一月十九日戊辰 晴

一前夜十字ニ出船、海上平和にて汐掛も不致候事、

十一月廿日己巳 晴

一前夜より運動にて三字三十分比着船、夫より川上にて

五字三十分比、浪華邸へ着いたし候事、

十一月廿一日庚午 雨

一今日滞在之事、

十一月廿二日辛未 半晴雨

一朝六字三十分比出立、川上りにて無恙伏見へ七字比着之事、

十一月廿三日壬申 微雨

一朝六字三十分比出立にて、伏見街道通行、稻荷社脇社家処へ小休にて、十一字比二本松邸ニ着之事、一天氣伺旁として参内仕度段願書差出候事、

十一月廿四日癸酉 陰

一別条無之候事、

十一月廿五日甲戌 陰

一別条無之候事、

十一月廿六日乙亥 晴

一別条無之候事、

十一月廿七日丙子 晴

一別条無之候事、

十一月廿八日丁丑 晴

一別条無之候事、

十一月廿九日戊寅 晴

一藝之紀州昨日到着之為知有之候事、

十一月晦日己卯 陰

一別条無之候事、

十二月朔日庚辰 微雨

一近衛左府様御辭職御願之通に

聞召候段、御知有之候事、

十二月二日辛巳 陰

一別条無之候事、

十二月三日癸午 晴

一別条無之候事、

十二月四日壬未 晴

一別条無之候事、

十二月五日甲申 半

一今日飛脚立ニ付○●書状遣候事、

十二月六日乙酉 晴

一別条無之候事、

十二月七日丙戌 晴

一別条無之候事、

十二月八日丁亥 晴

一今午刻参内之命有之候得共、不快にて御断申上候事、

十二月九日戊子 薄雪

一今午刻参内、四字於小御所御評議有之、終て扨居候所、暫アリテ同所にて又々御評議アリ、終て扨居候所、又々罷出候様承知いたし候ニ付、罷出候所議定職被仰付、次ニ家来之者兩三輩、参預職ニ可然仁可申出旨承知いたし候、右は有栖川帥宮より御達なり、左候て夜一字比退出之事、

十二月十日己丑 晴

一朝十字比より参内、評議等も有之、夜二字比退出之事、

十二月十一日庚寅 陰

一今日は参内ニ不及候段承知いたし候事、

十二月十二日辛卯 陰

一今日は参内之命有之候得共、不及其儀段承知いたし候事、

一徳川氏ニも今晚下坂ニ相成候事、

十二月十三日壬辰 陰

一別条無之候事、

十二月十四日癸巳 雨

一今日は参内之命有之候得共、不快にて御断申上候事、

十二月十五日甲午 微雨

一別条無之候事、

十二月十六日乙未 雪後陰

一別条無之候事、

十二月十七日丙申 晴

一別条無之候事、

十二月十八日丁酉 雪後陰

一今日参内之命有之候得共、不快にて御断申上候事、

一山崎江會勢寄掛候報知、長州より有之候事、

此儀虚之由跡以相分候、

十二月十九日戊戌 薄雪

一父君御召之御書附下る、桂・小松ニも同断之事、

十二月廿日己亥 薄雪

一二字比より参内いたし候得共、御用無之段承知いたし

候付、四字比退出いたし候事、

十二月廿一日庚子 薄雪

一別条無之候事、

十二月廿二日辛丑 晴

一別条無之候事、

十二月廿三日壬寅 晴

一今午之刻参内致ス可ク段蒙

命候得共、不快にて御断申上候事、

十二月廿四日癸卯 陰

一今日も参内之蒙

命候得共、不快にて御断申上候事、

十二月廿五日甲辰 晴

一別条無之候事、

十二月廿六日乙巳 陰

一辞官之事被

聞食候付ては、

朝廷官家之例ニ倣ひ、前内大臣と可称候事、

一政權返上被

聞食候上は、御政務用途之分領地之内夫々取調、天下

之公論を以御確定可被遊候事、

右両事件為心得相達候様御沙汰候事、

右は先日尾・越より言上趣有之候付、昨日被 仰出候

由岩下より差出候事、

十二月廿七日丙午 陰

一別条無之候事、

十二月廿八日丁未 雨

一 今日飛脚立ニ付○●書状遣候事、

一 国元よりも飛脚致着、父君御初御左右相知候事、

十二月廿九日戊申 晴

一 別条無之候事、

十二月晦日己酉 雪

一 明日年頭ニ付、参内之蒙

命候得共、不快ニテ御断申上候事、

辰正月元日庚戌 雪

一 明日二日九條家へ参集之蒙

命候得共、不快ニ付御断之事、

正月二日辛亥 晴

一 徳川ニも先日両条御請相成候段、市蔵より承候事、

正月三日壬子 晴

一 昨日より追々徳川ノ先手伏見迄差登由候付、此方より

差通候儀不相成段申切候処、彼より及砲発候、伏見・

鳥羽街道共薩長之人数を以打破候事、

一 右ニ付八字比より参内いたし候事、

正月四日陰癸丑

一 仁和寺宮へ征討將軍被 命、出陣相成候事、

一 今日鳥羽打破、淀迄賊は引取候由、

一 昨日より参内ニテ五字比退出之事、

正月五日陰甲寅

一 淀ニ砲戦又々賊敗走いたし候事、

正月六日陰乙卯

一 八幡・橋本ニテ砲戦又々賊敗走之事、

一 徳川追討之

綸旨相下候諸藩へも、御布告相成候事、

正月七日雪丙辰

一 此度上京先供途中偶然之行違より、近畿騒然ニ及候段

ハ、不得止場合業より奉対

天朝他心等無之段ハ、兼て御諒知有之通ニ候、併聊た

り共奉惱

宸襟候段深恐入候付、浪華城ハ尾張大納言・松平大蔵

大輔へ相托、謹て東退仕候、以上、

正月七日

右通之書付差出華城引弘ニ相成候由、

正月八日雪丁巳

一 戦ハ無之候得共、橋本辺へ滞陣之事、

正月九日雪戊午

一 今日浪華迄人数差出候事、

正月十日雪己未

一別条無之候事、

正月十一日晴庚申

一明十二日参朝致ス可旨蒙 命候事、

正月十二日晴辛酉

一三字比より致参内処、八字比小御所ニオイテ 天顔拜

被 仰付、於御前此節戰爭ニ付、

御褒詞頂戴、引統御大刀<sup>マ</sup>拜領被 仰付、於御廊下戦死

人数へも

御褒詞、并御金五百兩拜領被 仰付候付、参与ニ相付

御礼申上候事、

御褒詞等略、

正月十三日晴壬戌

一別条無之候事、

正月十四日雨癸亥

一別条無之候事、

正月十五日雪甲子

一別条無之候事、

正月十六日晴乙丑

一昨日 御元服首尾能被為濟候付、参内いたし恐悦申上

候事、

一准后御殿ニも参内、同段申上候事、

正月十七日晴丙寅

一今日参内之蒙 命を候得共、御断申上候処、名代可差

出旨致承知候付、留守居差出候処、海陸軍務総督之蒙

命候得共、考之訳有之追て否可申上賦、

正月十八日晴丁卯

一昨日海陸軍務総督之蒙 命候得共、御断申上候事、

正月十九日半晴戊辰

一別条無之候事、

正月廿日微雨己巳

一別条無之候事、

正月廿一日雪庚午

一別条無之候事、

正月廿二日晴辛未

一別条無之候事、

正月廿三日晴壬申後雪

一別条無之候事、

正月廿四日陰癸酉

一重役御用ニ付、留守居罷出候処、從今免擔候段承知之



事、且 思召之詔被為 在、金二万兩拜領之事、

正月廿五日晴甲戌

一手負人数療治方として、英医頼入今日着いたし候付、

見舞として相國寺へ参候事、

正月廿六日晴乙亥

一昨日英人着ニ付、見舞いたし候処、今日礼ニ参候事、

正月廿七日陰丙子

一別条無之候事、

正月廿八日陰丁丑

一今日二條城参集之蒙命候得共、不快御断、伊勢へ名代

申付差出候処、関東征伐ニ付、見込申出候様徳大寺殿

達有之候由、

正月廿九日雨戊寅

一今般勝軍且関東征伐等ニ付、兵士武運之為神事有之候

付、参詣いたし候事、

二月朔日雨己卯

一別条無之候事、

二月二日半庚辰

一明三日二條城へ 臨幸ニ付、御先廻被 仰下候付、卯

刻出張候様承知之事、

二月三日晴辛巳

一卯刻二條城へ先回として参出候処、十字比 臨幸ニ相

成、御門外へ御出迎、夫より御先へ被、御縁側へ参出、

暫アリテ大広間へ出 御、 御親征被 仰出候付、総

裁へ相付請申上候、夫より御座直リニテ 天顔拜被仰

付、暫アリテ 御休息所へ被為召候付、参出候処、於

御前御菓子御茶拜領候事、左候て御庭ニテ、公卿方・

越・藝・肥等上馬 叡覽有之候事、夫より参内いたし、

還幸ニ付天氣伺り且段々御礼申退出之事、

二月四日雨壬午

一別条無之候事、

二月五日雨癸未

一別条無之候事、

二月六日雨甲申

一久留島伊豫守入来、面会之事、

一東征ニ付攻口御達有之候事、

二月七日雨乙酉

一別条無之候事、

二月八日雪丙戌

一別条無之候事、

二月九日晴丁亥

一別条無之候事、

二月十日雨戊子

一別条無之候事、

二月十一日雪己丑

一東征ニ付、今日半大隊出軍、東海道筋通行之事、

一來十四日太政官代、行幸ニ付、御先廻承知、

一亀井隠岐守入來、面会之事、

二月十二日陰庚寅

一別条無之候事、

二月十三日微雨辛卯

一今日午刻参内之蒙 命を候得共、

主上 御不例ニ付、御猶予之事、

一明日行幸之儀も御同断ニ付、御延引被仰出候事、

二月十四日雪壬辰

一別条無之候事、

二月十五日陰癸巳

一参朝之蒙 命候得共、不快ニ付御断之事、

二月十六日雨甲午

一別条無之候事、

二月十七日雨乙未

一別条無之候事、

二月十八日陰丙申

一別条無之候事、

二月十九日晴丁酉

一別条無之候事、

二月廿日陰戊戌

一今般 御親征 行幸ニ付、供奉先陣被 仰付候事、

二月廿一日陰己亥

一別条無之候事、

二月廿二日陰庚子

一別条無之候事、

二月廿三日陰辛丑

一別条無之候事、

二月廿四日晴壬寅

一岩倉家・三條家・長州本陣へ見舞之事、

二月廿五日陰癸卯

一八ツ後より櫻木并御本殿へも参上いたし候事、

二月廿六日晴甲辰

一別条無之候事、

二月廿七日晴乙巳

一別条無之候事、

二月廿八日雨丙午

一午半刻参 内之蒙 命候付、参 朝いたし候処、

天拜被 仰付、引続 御親征ニ付、 思召之御書付拜

見被 仰付、終て長州と一同被為召、 御前ニて別段

之 思召を以、 御手から御短刀拜領被 仰付、引続

御下段ニて御文台・御硯箱拜領被 仰付候事、

二月廿九日雨丁未

一今日佛人着ニ付、相國寺へ見舞之事、

二月晦日晴戊申

一九字比仏人此方へ見舞ニ参候事、

一各国公使仏、和参朝之事、英ハ少々  
混雜、誤有之、参朝不致候事 天拜ニ付、一字比より参

内いたし候事、

三月朔日晴己酉

一六字比より佛旅館へ参吳候様承候付、参候処馳走逢候

事、

三月二日晴庚戌

一英旅館へ見舞いたし候事、

一藝旅館へ参候事、

三月三日陰辛亥

一英公使参内ニ付、先日同段、

三月四日半壬子

一別条無之候事、

三月五日雨癸丑

一来九日太政官へ 行幸被為在候段承知之事、

三月六日半甲寅

一別条無之候事、

三月七日雨乙卯

一三條殿へ参候事、

三月八日晴丙辰

一肥後へ同断、

三月九日晴丁巳

一太政官 行幸ニ付先日同断、

三月十日微雨戊午

一今二字比より長と引受ニて、丸山へ阿・藝・肥後招請

之事、

三月十一日己未

一別条無之候事、

三月十二日庚申

一別条無之候事、

三月十三日辛酉

一別条無之候事、

三月十四日壬戌

一天神地祇御誓祭被為在、公卿・諸侯会同就約ニ付、参

朝いたし候事、

三月十五日癸亥

一別条無之候事、

三月十六日甲子

一山陵 拜之事、

三月十七日乙丑

一於 御前御留守取締承知之事、

三月十八日微雨丙寅

今日戦亡人数弔として、調練之事、荒神口ニて夫より

丸山参集、

一阿・藝・肥後引受ニて先日同断、

三月十九日丁卯

一御室へ参殿、夫より宮御供ニて嵐山へ参候事、

三月廿日雨戊辰

一吉之助罷帰関東一左右承候事、

三月廿一日晴己巳

一為 御親征大坂へ行幸ニ付、卯刻より参内、辰刻比御出齎、南門外へ罷出候、夫より堺町御門迄御見送いたし候事、

三月廿二日庚午

一別条無之候事、

三月廿三日辛未

一岩倉家へ参候事、

三月廿四日晴壬申

一別条無之候事、

三月廿五日晴癸酉

一肥前・阿州・岩倉父子・中御門・五條・徳大寺此方へ

招候事、

三月廿六日晴甲戌

一桂川へ大砲打方ニ付参候事、

三月廿七日微雨乙亥

一御着坂ニ付、御所并大宮へ御機嫌伺として参内之事、

三月廿八日陰丙子

一別条無之候事、

三月廿九日雨丁丑

一 別条無之候事、

三月晦日晴戌寅

一 四時より於荒神口大隊調練いたさせ候付参候事、

四月朔日晴己卯

一 蜂須賀少将依望大隊調練いたし候、夫より同人旅館へ

参候事、

四月二日晴庚辰

一 別条無之候事、

四月三日辛巳

一 別条無之候事、

四月四日壬午

一 別条無之候事、

四月五日癸未

一 肥前旅館へ参候事、

四月六日甲申

一 別条無之候事、

四月七日雨乙酉

一 別条無之候事、

四月八日晴丙戌

一 別条無之候事、

四月九日晴丁亥

一 即宗院へ参詣いたし、道嶋并長州戦亡人数へ香遣候事、

四月十日晴戊子

一 天氣伺として参内并大宮・桂宮へも同断、

四月十一日雨己丑

一 別条無之候事、

四月十二日晴庚寅

一 今日より二七之日調練式日被召立候付、いたさせ見物

ニ参候事、

四月十三日晴辛卯

一 別条無之候事、

四月十四日晴壬辰

一 為 天氣伺今卯刻出立、未刻着坂いたし候事、

四月十五日晴癸巳

一 為 天氣伺 行在所へ参上之事、

四月十六日晴甲午

一 住吉へ参詣之事、

四月十七日陰乙未

一 東本願寺へ 行幸ニ参上之事、

四月十八日晴丙申

一 帰京川登八幡へ一宿、途中戰場見物之事、

四月十九日晴丁酉

一 五時出立八幡へ参詣、夫より途中戰場見物昨日同断、

夫より乗切にて十二字前帰京之事、

一去ル十一日、関東城并武器類請取相濟候由、報知有之

候事、

四月廿日晴戊戌

一 別条無之候事、

四月廿一日雨己亥

一 別条無之候事、

四月廿二日微雨庚子

一 別条無之候事、

四月廿三日陰辛丑

一 耶蘇教繁茂ニ付議事有之、参朝可致旨承知いたし、参

上いたし、別段所存無御座、乍併速ニ御所置相成候方

可然旨申上候事、

四月廿四日晴壬寅

一 岩倉より慶喜跡目等之儀ニ付、内々書面を以申聞候

様承候付、左之通申出候、

御下問ニ付、不顧不肖愚考之趣左ニ言上仕候、

一 慶喜寛典ヲ以死一等ヲ被滅、家名御立下サレ候付ては、

相続人体之義差向心得無御座候、何分ニも内情ヲ詳ニ

シ、可然者ニ可被仰付方被奉存候付、大総督宮江一応

取調被仰付候上、御決定被為在、御至当ヲ可被為得哉、

一 禄高之義尾州ニ一等ヲ上ケ、七十万石位も可賜方ニも

可有御座哉、

一 領所之儀は、当分通ニテハ不可然次第ニも可有之候間、

関以西江可然場所御取調之上可被移哉、

右御処置振之儀は、別て不容易天下後世之評論にも

亘り、其当ヲ被失候得は、乱根忽ニ相萌シ、后患も

難凶候間、能々公議ヲ被尽、御治定相成度奉存候、

謹白、

月 日

名

四月廿五日微雨癸卯

一 奥羽救応として出兵いたし候事、

一 慶喜跡目等之議事有之、参上致可く承知いたし候得共、

所勞ニテ御断之事、

四月廿六日甲辰 陰

一 昨日同断出兵之事、

四月廿七日乙巳

一慶喜跡目等之儀付、書取持参いたし候様承知いたし候

得共、所勞ニ付、左之通之書取差出御断之事、

御下問ニ付、不顧不肖愚考シ左ニ言上仕候、

一慶喜寛典ヲ以死一等ヲ被減、家名相統被

仰付候付ては人体之儀御大事と奉存候、差向心得無御

座候得共、何レ血胤ノ者ヨリ御撰出、彼レ之内情モ御

洞察之上御治定被為在可然儀と奉存候、

一祿高領地之儀別段見込も無御座候、

右御処置之儀不容易御大事と奉存候間、厚公議ヲ被

尽御治定被為在度儀と奉存候、

四月廿七日

官名

四月廿八日丙午

一別条無之候事、

四月廿九日丁未 晴

一來二日英軍艦江可致招請候付、参呉候様、越・阿・此

方・筑前連名之書翰伊達より到来候得共、何レモ断申

遣候事、

閏四月朔日戊申 晴

一別条無之候事、

閏四月二日己酉 晴

一別条無之候事、

閏四月三日庚戌 陰

一別条無之候事、

閏四月四日辛亥

一別条無之候事、

閏四月五日壬子

一為 天氣伺として参内、并大宮御所・桂宮へも同断之

事、

閏四月六日癸丑

一別条無之候事、

閏四月七日甲寅

一別条無之候事、

閏四月八日乙卯

一還幸ニ付、参内いたす可く蒙命候得共、不快ニ付御断

之事、

閏四月九日丙辰

一参内之蒙命候得共御断之事、

閏四月十日丁巳

一別条無之候事、

閏四月十一日戊午

一別条無之候事、

閏四月十二日己未 晴

一病氣快氣ニ付、 天氣伺として参内之事、

閏四月十三日庚申 陰

一調練式日ニ付為見物参候事、

閏四月十四日辛酉 陰

一別条無之候事、

閏四月十五日壬戌 微雨

一七字比より宇治へ乗切ニて差越、中途戰場等見分之事、

閏四月十六日癸亥 晴

一別条無之候事、

同月十七日甲子 陰

一依 召参内いたし候処、於小御所

天顔拜被 仰付、 御取締行届御満足ニ 思召と之

上意を蒙退座、同御廊下ニて錦一本・末広一本拝領い

たし候、取次中御門大納言、終て再被召酒肴并 天盃

頂戴被仰付、八字前退出之事、

同月十八日乙丑 雨

一別条無之候事、

同月十九日丙寅 陰

一別条無之候事、

閏四月廿日丁卯 雨

一別条無之候事、

同月廿一日戊辰 陰

一別条無之候事、

同月廿二日己巳 雨

一別条無之候事、

同月廿三日庚午 雨

一別条無之候事、

飛脚差立候事、

同月廿四日辛未 晴

一別条無之候事、

閏四月廿五日壬申 雨

一別条無之候事、

同月廿六日癸酉 陰

一別条無之候事、

同月廿七日甲戌 雨

一別条無之候事、

同月廿八日乙亥 雨

一別条無之候事、



同月廿九日丙子 雨

一今日円山ニテ書画之会相催候得共、雨天ニテ延引いたし、当邸二階江伊勢・主殿・求馬・務・八田・画人樋口探月・同人悴<sup>七才</sup>招呼、席書画為致候事、

五月朔日丁丑 雨

一別条無之事、

一今日御祝儀日ニ候得共御断之事、

五月二日戊寅 半

一別条無之事、

同月三日己卯 陰

一別条無之事、

同月四日庚辰 雨

一別条無之事、

同月五日辛巳 雨

一吉井幸輔嫡子幸蔵、初て之目見有之候事、

但旅服之俵、

同月六日壬午 雨

一別条無之事、

同月七日癸未 雨

一佐土原・米良等丸山へ相招、席画等有之候事、

一画人先日之通外ニ大山彦八相勤候事、

五月八日甲申 雨

一別条無之事、

同月九日乙酉 晴

一別条無之候事、

同月十日丙戌 晴

一別条無之候事、

同月十一日丁亥 雨

一別条無之事、

同月十二日戊子 雨

一別条無事、

同月十三日己丑 雨

同月十四日庚寅 雨

同月十五日辛卯 雨

同月十六日壬辰 晴

五月十七日癸巳 微雨

一岩倉氏之者関東より罷帰候付、直々承候、

一関東出張之御内命を蒙候事

五月十八日甲午 陰

五月十九日乙未

五月廿日丙申 晴

一 参朝之命を蒙候付、参内いたし候処、関東出軍被仰  
付候事、

五月廿一日丁酉 半午後雨

同月廿二日戊戌 雨

同月廿三日己亥 晴

同月廿四日庚子 晴

一 岩倉殿暇乞として御入来之事、

同月廿五日辛丑 同(イ)

一 大久保一蔵嫡子初て目見、先日同断、

五月廿六日壬寅 晴

一 暇乞として岩倉殿陽明家参殿之事、

同月廿七日癸卯 晴

同月廿八日甲辰 晴

一 関東之様出立之筈候得共、満水ニ付延引之事、

同月廿九日乙巳 晴

同月晦日丙午 晴

六月朔日丁未 晴

同月二日戊申 晴

同月三日己酉 晴

同月四日庚戌 晴

同月五日辛亥 晴

一 今七字比出軍ニ付参内いたし、夫より直ニ発足之賦候  
処、参内中吉之助罷帰、関東時情も申上相成候処、此  
節ハ兵隊迄ニてよろしく候付、何分御沙汰迄滞京いた  
し候様承知いたし帰邸之事、

一 今日御暇参内之節、天顔拝并御旗・御刀・御反物拝  
領、終て天盃頂戴退座、再御学問所へ被為召、勅  
書拝見被仰付、引続御召相成、御直衣御擣相拝領  
被仰付退座、御酒御肴頂戴之事、御礼之義は岩倉氏  
江申上候事、

一 六月六日壬子 雨

六月七日癸丑 雨

同月八日甲寅 晴

同月九日乙卯 陰

同月九日乙卯 陰

同月九日乙卯 陰

同月九日乙卯 陰

一 今般関東出軍被仰付置候得共、一応帰国大兵ヲ卒、  
海路より出軍いたし候様、承知いたし候付、明九日出  
立之御届申上候事、

一 六字比二松邸立乗切ニて、伏見兼春所へ八字比着、暫  
相休、九字ニ出船、川下ニて大坂西本願寺へ四字過着

一 六字比二松邸立乗切ニて、伏見兼春所へ八字比着、暫  
相休、九字ニ出船、川下ニて大坂西本願寺へ四字過着

一 六字比二松邸立乗切ニて、伏見兼春所へ八字比着、暫  
相休、九字ニ出船、川下ニて大坂西本願寺へ四字過着

一 六字比二松邸立乗切ニて、伏見兼春所へ八字比着、暫  
相休、九字ニ出船、川下ニて大坂西本願寺へ四字過着

一 六字比二松邸立乗切ニて、伏見兼春所へ八字比着、暫  
相休、九字ニ出船、川下ニて大坂西本願寺へ四字過着

一 六字比二松邸立乗切ニて、伏見兼春所へ八字比着、暫  
相休、九字ニ出船、川下ニて大坂西本願寺へ四字過着

いたし候事、

同月十日丙辰 晴

一 滯坂之事、

同月十一日丁巳 晴

一 今七字比豊瑞丸へ乗船直ニ出帆、八字比志戸浦へ着船  
碇泊之事、

六月十二日戊午 晴

一朝四字比出帆、海上平和昼夜運動之事、

六月十三日己未 晴

一 昨日より運動之事、

同月十四日庚申 晴

一 昨日より運動、六字比着城之事、  
(以下十一月八日まで欠カ)

明治元年戊辰

御召ニ付心覚

十一月九日 晴

一 十字比対面所より出城、春日丸へ乗船、一字比出帆い  
たし、海路無恙同十四日浪華西本願寺へ着之事、

同十五日 微雨

一 此節帰陣之兵隊へ目見、引続酒肴料遣候事、

十六日 晴

一 今七字比乗船、川登ニテ五字比兼春所へ着之事、

十七日 晴

一 七字比発足、藤之森へ小休、着掛参内 天氣伺、帰陣  
之兵隊へ拜領物之御礼、并御留守取締等被 仰付候御  
礼申上退出、大宮御所へも同断之事、

十八日 晴

一 帰陣兵隊へ先日同断、八後佐土原入来之事、

十九日 晴

一 飛脚立ニ書状遣候事、

廿日 晴

一 今已刻、参内蒙 命候付、参上いたし候処、左之通承  
知いたし候事、

島津少将

今度再上京ニ付テハ、兼て御依頼被為遊、殊ニ御留守  
中之儀ニ付、猶屢参上心附之筋無忌憚可有言上旨、更

ニ

御沙汰候事、

十一月

行政官

右之通承知いたし、直ニ退出之事、御取次正親町三條

大納言殿

廿一日 晴

一今八時分長門守入来、面会いたし候事、

廿二日 陰

一今四時比五嶋飛驒守入来、面会之事、

廿三日 晴

廿四日 雨

廿五日 晴

廿六日 陰

廿七日

廿八日

廿九日

晦日

十二月朔日 晴

二日 同

三日 同

一十字比より為見舞、陽明家櫻木へ参殿、夫より長州屋

敷へ同断、肥前・筑前へは左関迄同断、

但乘廻ニテ、

四日 晴

一伺 天氣として参内いたし、十二字比退出之事、

五日 晴

六日 晴

一五嶋飛驒守殿近々帰国ニ付、暇乞として入来之事、

七日 雪

八日

九日

一参内日候得共同断之事、

十日 晴

一一昨日東京御発輦ニ付、参内御祝儀申上候事、

十一日 晴

十二日 陰

十三日 雨

十四日 陰

一参内日付参内いたし候事、

十五日 半

一八後秋月長門守入来之事、

一兵隊帰陣ニも相成候付、処置いたし度儀有之候付、暇

之願書差出候事、

十六日 雪二寸位積

十七日 微雨

一 今晩七字比暇之願書相下符、即手当申付候事、

十八日 同

十九日 淡雪

一 明日出立ニ付、為御暇參内、夫より兩近衛家・越前・

長州へ暇乞として差越候事、

廿日 陰

一 六字比出立、乗切ニテ伏見兼春所へ小休、夫より川下

リニテ、浪華西本願寺へ五字比着之事、

廿一日 雨

廿二日 晴

一 今一字比より相撲見物いたし候事、

廿三日 陰

廿四日

一 今十字比出帆之事、

廿五日

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

正月元日

一 今暁着城之事、

明治十二己卯一月上京ニ付覚

一月廿六日己酉 陰 旧正月五日

一 十二字比磯邸発足、豊瑞丸江乗船直ニ出帆、佐多岬辺

より動揺いたし候付、山川湊迄引帰シ滞船之事、

廿七日 雨

一 山川滞船之事、

廿八日 晴

一 同所士族日高何某所へ上陸、夕刻帰船之事、

廿九日 晴

一 海上平和ニ付、暁三字過出帆、少々動揺イタシ候得共、

昼夜運動之事、

三十日癸丑旧九日 微雨

一 後十字比兵庫着船直ニ上陸、薩摩屋江旅宿之事、

卅一日 晴

一 同所滞在之事、

二月一日乙卯旧十一日 晴

一 前日同断、午後和田岬辺見物いたし候事、

二日 晴

一今日も滞在之事、

三日丁巳旧十三日 晴

一今前七時比發足、神戸ステーションより汽車にて西京迄通行、夫より大津迄人力車にて通行、膳所より汽船にて渡湖、山田江着船、壹里位陸行、草津六時過着泊之事、

四日 晴立春

一前七時二十分發車、処々休等ニテ、二時過土山江着泊之事、

五日 晴旧十五日己未

一前七時發車処々休等ニテ、十二時前龜山着泊之事、

六日 晴旧十六日庚申

一前六時發車四日市休より汽船ニテ五時比宮着泊、

七日 陰

一前七時發車知立休ニテ一時比岡崎着泊、

八日旧十八日壬戌 晴

一前七時發車、赤坂休ニテ十二時前着泊、

九日 晴

一前六時發車新居休後二時過浜松着泊、

十日旧廿日甲子 陰

一前八時發車見附休ニテ、後一時掛川着泊、

十一日 朝陰昼後晴

一前八時發車金谷休ニテ二時前藤枝着泊、

十二日旧廿二日丙寅 晴

一前八時發車鞠子休ニテ静岡泊、

十三日 晴

一今朝風邪氣ニ付、駕籠ニテ前八時出立、小吉田ヨリ車ニ乗換、倉澤休ニテ蒲原泊之事、

十四日 晴

一前八時發車、原休ニテ三島泊之事、三島神社之神官鹿兒嶋者ニテ、宝物等持参いたし候事、

十五日旧廿五日己巳 朝陰午後雪雨

一前六時駕籠ニテ出立、箱根休ヨリ雪雨、五時比小田原着泊之事、

十六日 晴

一前七時發車、平塚休ニテ二時比戸塚着泊之事、

十七日 晴

一前八時發車、横濱休、夫ヨリ汽車ニテ四時前大崎私邸江安着之事、

十八日 晴

一着京之届申出ル、左候テ風邪氣ニ付、快方次第参朝伺  
天機可上申段申出候事、

十九日 雨

一無事、

廿日 旧三十日 晴甲戌

一無事、

廿一日 旧二月大朔日乙亥 晴

一無事、

廿二日 雨

一無事、

廿三日 風雨

一無事、

廿四日 晴

一無事、

廿五日 陰

一風邪氣全快ニ付、通常礼服ニテ前十時参朝、奉拜  
天顔、夫より青山御所江も伺 御機嫌申上候事、

廿六日 旧六日 晴庚辰

一後三時比竹内父子入来、面会いたし候事、

廿七日 晴

一無事、

廿八日 晴

一無事、

三月一日 雨

一後三時比伊藤博文入来、面会之事、

二日 雨

一前十一時比鍋島直大入来、面会いたし候事、

三日 雨

一無事、

四日 旧十二日丙戌 雨

一後五時比ヨリ六時過迄間四度地震セリ、

五日 雨

一参内日ニ候得共、所勞之届差出候事、

六日 雨

一無事、

七日 陰後晴

一無事、

八日 朝晴

一無事、

九日 晴

一西京産瑞松ト云彫刻者安田列来、彫刻見物之事、

十日旧十八日壬辰 陰

一開拓使官人川田ト云者相頼、写真取方いたし候事、

十一日 晴

一無事、

十二日 陰

一九時比より佐土原鴨場ニテ取方いたし、一時比より水

本氏梅花満開ニ付、見物として差越、夕刻帰邸之事、

十三日 晴

一二時比佐土原入来、面会半先日之礼として瑞松入来、

先日彫残彫刻いたし度段申出候付、其通申付、佐土原

ニも見物被致候事、

十四日旧廿二日丙申 陰

一先日同断、川田入来、写真之事、

十五日 晴

一午後 天機伺として参朝、退出掛海江田処之梅花見物

として差越、帰掛象見物いたし夕刻帰邸、

一午後今里ニテ鴨取之事、

十七日 半

一十時比川田参写真之事、

十八日 微雨後陰

一十時比より川田参、写真昨日同断、

十九日

一無事、

廿日旧廿八日壬寅 陰

一前六時前発車、大塚伊達鴨場ニテ取方いたし、夕刻帰

邸之事、

廿一日 晴

一春季祭ニ付、参拜可致段式部省より御達有之候得共、

御断之事、

廿二日 晴

一一時比より浜町邸見分として差越候事、夕刻黒田・柳

田参候事、

廿三日 晴 旧三月朔日

一無事、

廿四日 晴

一無事、

廿五日旧三日 晴丁未



一 参内日ニ候得共、所勞之届之事、

廿六日 雨

一 無事、

廿七日 晴

一 芝離宮ニテ晚餐賜候付、出頭之蒙 命候得共、所勞之筋ニテ御断之事、

廿八日 晴

一 三時比より川田参写真之事、

廿九日 晴

一 無事、

三十日 朝雨後晴

一 無事、

卅一日 晴

一 一時比より川田写真取之事、

四月一日 旧三月十日甲寅 晴

一 無事、

四月二日

一 無事、

三日 雨

一 川田人物取之眼鏡持参いたし候得共、大過候付差返候

事、

四日 陰

一 無事、

五日 晴

一 十二時比より為 天機伺参朝、御庭内を通行、青山御所へ 御機嫌伺帰邸事、四時比より川田景色取之玉持参、写真之事、

六日 晴 旧十五日己未

一 十二時比より川田参、昨日之玉試いたし候処、至極宜候事、

七日 朝晴後微雨

一 無事、

八日 晴

一 無事、

九日 雨

一 無事、

十日 陰

一 無事、

十一日 陰

一 無事、

十二日旧廿一日乙丑 半晴

一無事、

十三日 雨

一十二時比より河田推参之事、

十四日 晴

一無事、

十五日 雨

一参内日ニ候得共所劳之届之事、

十六日 晴

一写真藥品見分として河田呼候事、

十七日

一無事、

十八日旧廿七日辛未

一無事、

十九日

一後二時比岩倉右府御入来、四時比紙写之事ニ付河田呼

候事、

二十日 雨

一前九時比より河田参紙写試験いたし候事、

廿一日閏三月朔日 晴

一無事、

廿二日 晴

一後二時比より光印御推参、七時比御立之事、

廿三日 晴

一無事、

廿四日旧閏三月四日丁丑

一無事、

廿五日 雨

一十二時比より天機伺として参朝いたし候事、

廿六日 晴

一一時比より河田参写真之事、

廿七日 晴

一無事、

廿八日

一前九時比発足、処々休等ニテ三時比江嶋江着、所々見

物等いたし当所江一泊、

廿九日閏三月九日 晴壬午

一七時比発足、鶴岡江参詣、頼朝・忠久両公墓所にも参

詣いたし、金澤江三時比着泊之事、

卅日 晴

一 黒岡・遠武に世話ニテ、横須賀造船所見として、七時  
比發足、彼之方より迎として、小蒸氣參候付、乗船い  
たし所々見物、二時比当所出船、横濱江四時比着、夫  
より汽車ニテ夜入過帰宅之事、

五月一日

一 無事、

二日

一 無事、

三日旧十三日丙戌

一 無事、

四日

一 無事、

五日 雨

一 無事、参内日候得共御断之事、

六日

一 無事、

七日

一 無事、

八日

一 無事、

九日

一 無事、

十日旧閏三月廿日癸巳

一 無事、

十一日

一 河田参候得共、雨天ニテ写真取いたさず候事、

十二日

一 無事、

十三日 雨

一 黒田等入来夜入時分被帰候事、

十四日

一 無事、

十五日

一 伺 天機として参内之事、夫より所々見舞いたし候事、

十六日旧廿六日己亥

一 無事、

十七日 雨

一 無事、

十八日 微雨

一 河田参写真之事、

十九日 雨

一無事、

廿日 半

一無事、

廿一日

一無事、

廿二日 旧四月二日乙巳

一無事、

廿三日 晴

一今一時比より安田誘にて、開拓史植物場見物、夫より  
芝出張所へ参同断、見物半鹿兒嶋より吉左右到来、夕  
刻帰邸之事、

廿四日

一今朝凶左右到来候事、

廿五日

一無事、

廿六日

一無事、

廿七日

一無事、

廿八日 旧八日辛亥 雨

一無事、

廿九日

一無事、

三十日

一無事、

三十一日

一無事、

六月一日

一無事、

二日

一無事、

三日

一無事、

四日 旧十五日戊午

一無事、

五日

一無事、

六日

一無事、

七日

一無事、

八日

一無事、

九日

一無事、

十日

一無事、

十一日旧廿二日乙丑

一無事、

十二日

一無事、

十三日

一無事、

十四日

一無事、

十五日 微雨

一前十時比より伺 天機として参朝之事、

十六日 午後晴

一明十七日、御用付参官いたすへき旨、書記官より承知

之事、

十七日旧廿八日辛未

一今十時礼服用参官いたし候処、位階昇進之命を蒙候事、父君江も同断、我等名代ニテ承知之事、

十八日

十九日

廿日

廿四日

廿八日

七月一日旧五月十二日乙酉

二日

六日

十日

十四日

十八日

廿二日旧六月四日丙午

廿四日

廿五日旧六月八日庚戌

一父君昇進猶予之願書差出候事、

廿六日

廿七日

廿八日

廿九日

三十日 卅一日

八月一日

二日 晴

一 参官之命を蒙候付、出頭いたし候処、御猶予御聞届無之事、

三日 晴 四日 晴 五日 六日

七日 八日 九日 十日

十一日 十二日 十三日 十四日

十五日

十六日

一 後三時比、岩倉より家令江家伝犬追物 叡覽可被遊旨

内達有之候、先達て伝来之由緒書差出候様、承知いたし候ニ付、差出候処、右通之達有之候事、

十七日 旧六月晦日 壬申 十八日

十八日 凶左右到来之事、

十九日 二十日 廿一日 廿二日

廿三日 廿四日 廿五日 廿六日

廿七日 廿八日

廿九日

一 明三十日家令一人差出候様、宮内書記官より承知之事、

三十日

一 武宮出頭候処、犬追物 叡覽ニ相備候様、場所儀吹上

御庭ニテ 叡覽之段承知之事、

三十一日 旧七月十四日 丙戌

一 前八時皇子降誕ニ付、本日ヨリ三日之間参賀申上候様、

宮内卿ヨリ承知、

九月一日

二日

一 今日参内恐悦申上候事、

三日

四日

五日 晴

一 天機伺として参内之事、

六日

一 御七夜ニ付、参内之蒙 命を候得共、御断之事、

七日

八日 旧七月廿二日 甲午 雨

九日 雨

十日 雨

十一日 雨

十二日 雨

十三日 雨

十四日 晴

十五日 晴

一天機伺として参内之事、

一先日市來國分着ニ付、今日ヨリ二日置ニ木馬稽古之筈、

十六日 陰

### 忠義公日記

明治二年自一月十三日至二月二十二日

勅使御下向ニ付覚

明治二年己巳二月十三日

一今朝十字比御着船、相図砲三発台場よりも同断、十二

時三十分比御本船へ御見舞、且御迎として差越、直帰

城之事、父君ニハ津畑迄御出迎、勅使御上陸之節

祝砲二十一発、御入城之節御棧門外へ御出迎、御案内

対面所駕籠台より御通、休足所迄御案内いたし、一通

之挨拶にて引入候事、

但吉井幸輔山川迄差出置候得共、滯泊無之候ニ付、

一左右相分らず候、

服合上下着用之事、

十四日

一今午半刻衣冠にて松之間へ相扣、勅使柳原殿対面所

上段へ出座、熨斗茶差出、終て上段敷居下一疊目ニ拝

伏、会釈有て上段敷居より上一疊目拝伏、父君へ

宸翰拝聞、終て別段口達にて、御趣意拝承、終て御拝

領物目錄頂戴退座、終て最前之如出座、拙者へ之御沙

汰并御目錄等、最前之如ク頂戴シ退座、又々出座御礼

申上退座、終て孝行間へ渡座、三條輔相よりノ書付相

渡され退去、夫より二丸へ差越、父君へも首尾申上、

宸翰等御拝見直罷帰候処、父君ニも此方へ御出、御礼

被仰上候事、

但拝領物対面所へ前以相備有之候事、

十五日

一御膳進上ニ付、勅使書院へ出座、総て略、

十六日

一表通勅答座構等、先日通父君より之御請書、休足所ニ

て差出候事、

十七日

一紡績方集成館等見物、終て磯茶屋にて酒肴差出候事、

十六日追加

一勅答相濟、騎兵所にて乘馬見物之事、

十八日

十九日

一今日発足の筈候得共、延引相成候事、

廿日

廿一日

一四後より台場打見物之事、

廿二日

一今五時勅使出立ニ付、対面所迄案内、夫より津畑迄差

越之筈候得共、間違有之出立有分ス、跡より乗切にて

津畑迄差越候事、



忠義公手記覺

## 解説

底本は、鹿児島市磯の尚古集成館所蔵本と島津家編輯所筆写の東京大学史料編纂所蔵本であり、両者とも全三冊より成っている。集成館本の表紙と東大本の扉の記載は同じであり、一冊目は「万覚一之巻、惟恭誌」とあり、二冊目・三冊目は「心覚、惟恭誌」となっており、東大本の題箋には「忠義公手記覚」と墨書してある。

集成館本の文字は行書体であり、東大本の文字は楷書に近いものである。集成館本の体裁及び文字の書体等からして、東大本は集成館本を筆写したものと考えられるが、明確ではない。東大本の筆写は、大正十四年九月から十月にかけて行なわれている。

その内容は、一之巻が安政七年庚申正月より閏三月廿三日まで、二冊目は万延元年庚申閏三月廿四日より八月朔日まで、三冊目は万延二年酉正月元旦より五月十日までの忠義公の手記覚で、前出の忠義公日記記載の「別冊江留置」の別冊は、この手記覚を指すものと考えられる。題名の示すごとく、日常一般に見られる事件がことごとまかに記されている。関係する人物も、上級高禄の武士は

比較的少く、微禄輕輩の士に関する事柄が主である。

次に幾つかの事例を挙げ、その具体的事実を紹介するとすれば、

一、異国船渡来

万延元年正月、摺之浜（指宿）へ異国船渡来、燃料不足に付薪を要求、その要求に応じたところ、代銀として西洋銀百二十七枚を提供、厚く謝礼を述べて長崎へ出帆した。

二、私領へ行くための暇願

先祖寺詣または外に用事もあり、私領へ行きたいので三十五日暇願（島津安芸）

三、名替の事（改名願）

目付碓山清大夫、同役大島盛大夫と同唱で、用向きの折取違いがあるので、八郎右衛門と名替を願出許可される。

右は僅かの例に過ぎない。この外市来・桜島・栄之尾等へ湯治に行くための暇願、長年勤務精励に付き褒賞される等、種々雑多な事柄が事細かに記されているが、当時の武士の行動が全て規格にあてはめられたものであった事情がよく察せられる。

安政七年庚申正月より閏三月廿三日迄

御家老座

萬覺

一之巻

書役衆

惟恭誌

山岡齊宮

愛許異国船所望之品追々相渡候処、薪不足にて又々渡

右南泉院火焔是迄之通申付、

呉候様致歎願候趣は、昨夜酉刻付を以申越候通にて、

伊勢彌九郎

今朝より追々薪差続候処、別て相歎、食料・薪水為代

右大乘院火焔是迄之通申付、

料西洋銀百貳拾七枚召置、是より直に長崎へ可罷渡と

南林寺同段、

厚謝礼申出、只今申下刻致出帆、折柄風も宜至極之都

一 明時館火焔

嶋津出雲代同讃岐江

合故、為御安心頭迄所郷士早打を以此段申越候条、被

一 赤松主水代新納波江江

一 右造士館並演武館始神

仰上候儀宜御頼申遣候、以上、

一 嶋津若狭

堂火焔是迄通、

但

三日程滞船いたし候に付、御届はおのつから可被

右浄光明寺同段、是迄

一 興國寺同段、

仰上、右に付ては書面迄にては解兼候儀も有之候

一 稲留數馬江千眼寺火焔

新納内匠代末川主税

に付、巨細は帰府之上御届可申上候間、其通御合

一 是迄之通、

一 嶋津織之介

可給候、以上、

一 是迄之通、

右壽國寺是迄之通、

申正月十一日

相良彌兵衛

一 町田助太郎

永田新八郎

右磐若院火焔鎌田李代り、

御軍賦役衆

摺之浜より

右之通申渡相濟候段、筑後より申出候事、

御軍役方

申下刻

右之外地頭等申付候得共、掛札江有之、此に略す、

正月十五日

一高式千六百六拾石余

川上式部

右御合力高・御役料高・持高・嫡子御役料高二直取合、  
右之通御座候、以上、

正月十五日

嶋津左衛門

正月十三日日付

一御届書

一通

右薩摩国拾貳町村之内摺之濱村沖江、当月八日阿蘭陀  
船老艘渡来に付御届、右御日附にて可然奉存候、以上、

申正月十五日

御右筆

一本文

一筆啓上仕候、薩摩国拾貳町村之内摺之濱村沖江、当  
月八日蒸気船老艘渡来卸碇候に付、役々差越国所又は  
渡来之訳相尋候処、阿蘭陀国之商船にて、三拾四人内  
唐人拾貳人乗組、神奈川より長崎江罷渡候折、薪水・  
食料乏敷為所望致来着候趣共漸相分候付、右品々相与  
候処、蒸気取用之薪水未不足にて、長崎迄之通船甚無  
心元、重て所望いたし度頻致歎願、無余儀相聞得候付、

追々相渡候処、別て歎為謝礼西洋銀百式拾七枚召置、

尤從來通商之国船にハ、何も懸念之儀は無之候得共、

役々昼夜警衛取締向嚴重申付置候処、同十一日未申之

方江乘行、無程帆影不相見得候、此段為可申上如斯御

座候、恐惶、

正月

久仰

久美

久包

久福

久封

久徴

岡部駿河守様

御目附

銘々

都筑金三郎様

参人々御中

同十八日

古銀主

一拾人扶持

平瀬宗十郎

右是迄多端之用向勤候付、其訳を以て右通申付へきや  
之旨、式部より申出候付、伺通申付候事、

右同日

一金貳百兩

菱刈李之介

右は此節大目附江転役申付候処、兼て極難渋之者にて、役相応之取仕立ても不相調由候に付、別段之取訳を以て、冲永良島砂糖<sup>ワカ</sup>払代余勢之内より、右之通内々可遣哉之旨、右同人より申出、伺通申付候事、取次直記

右同日

進達掛

一造士館掛

新納十郎

一演武館掛

同廿老日

一 口上覚

拙者事、先祖寺詣又は外用事も有之、此涯私領江差越申度候間、日数三拾五日御暇被下度奉願候、此旨御申頼存候、以上、

正月十七日

鳴津安藝

一 口上覚

私事私領江用事之儀有之、差越申度御座候間、此涯日数拾日御暇被成下度奉願候、此旨御申上可被下候、以上、

申正月

鳴津左衛門

一同

下町年寄

山口正藏

右は天保元寅年乙名頭申付、追々繰上等にて年寄助申付、同九戌年西丸御普請付御金納之節致差上金、且公義御代替付巡見使被差越候節掛申付候処、昼夜骨折首尾能相勤、同十亥年年寄申付置候処、同十五辰年勤方差免候得共、嘉永二酉年亦々年寄江再勤申付、諸掛等申付置候処、定式御用は勿論、臨時之御用何篇正道に致精勤、心掛宜者御座候間、御取訳を以三町惣年寄格にて、勤方は迄之通被仰付度旨町奉行内意申出、正藏事乙名頭より年寄迄十五ヶ年相勤候処、勤方差免、其後再勤申付、当年迄十二ヶ年罷成、前後年数取合二十七ヶ年相勤、御用立者候付ては、此節三町惣年寄格にて、勤方は迄之通可被仰付哉と、先例を以申談、此段奉伺候、以上、

申正月

川上筑後

一同

御台所頭

伊集院伊右衛門

右は山之口抑被仰付置候処、此節御役被仰付候に付、次渡方トシテ差越度御座候間、日数拾五日御暇被成下度旨申出候付、願之通可被仰付哉、此段奉伺候、以上、

申正月

川上式部

一伺  
御側御用人  
琉球産物方掛

奥 四郎

成田正右衛門

徳永助右衛門

橋口次兵衛

門松源左衛門

右何れも櫻島江三廻湯治御暇、申出候段、嶋津隼見より伺候事、

同廿四日 取次新納次郎四郎

一拙者事痛所有之、此涯湯治可致相応旨療医より承届申候、依之伊作温泉江差越、得と致入湯度御座候間、二廻御暇被成下度奉願候、此旨御申頼存候、以上、

正月廿二日

島津又次郎

同廿四日

一 覚

下飯嶋

今申下刻異船老艘辰巳の方より煙相立走來り、青瀬村前之浦江式町計相隔礙ヲ卸、橋船より拾式人乗合渚江漕寄、右之内拾人致上陸候に付、早速右之内小庄屋役目共駆付候処、何ぞ望之品も可有御座哉に見請申候得共、言語分兼候に付、夫成召置申候処、渚より白砂少々積入、本船之様罷帰候段、小庄屋より申出候に付、直に役々並郷士差入相守居申候得共、外に何ぞ異変之儀も相見得不申候、先只今之成行迄、早々以飛脚御届申上候、以上、

申正月廿二日

植村真右衛門  
和田伊右衛門

御軍賦役衆

正月廿日夜到來式日

一

奥医師格  
御絵師勤  
一往定府

古藤養眞

右は亡古藤養成娘并青山下総守様御家来山室傳兵衛妹養女仕度御座候間、御免被仰付被下度旨申出、願之通

可被成御免哉と申談、此段申越候条被相伺、

御意之趣可被仰越候、以上、

未十二月廿九日

川上龍衛

宛御家老連名

正月夜到来式日

定府

御広敷医師格

新悦三男

一

伊丹直次郎

右は他所江養子差遣度御座候間、御免被下度旨新悦願  
申出候付、永之御暇可被成下哉、以先例申談、此段申  
越候条被相伺、御意之趣可被仰越候、以上、

未十二月廿九日

川上龍衛

宛書前に同し略、

同廿六日

一合力高式百五拾石式斗五升

内拾七石五斗

但供道中片道分重

所務代銀七貫五百七匁五分

側用人

側役勤

平田伊兵衛

右は当春參勤供申付候に付、合力相しらへ候処、基よ  
り合力之儀は持高之多少、所帯之依善惡増減申付事候  
処、去ル辰年三原藤五郎儀、側用人趣法方掛・軍役奉  
行兼務にて江戸詰之節、持高四百九拾四石余致所持居  
候得共、側用之場を以相勤、御前様御登城等之御供被  
仰付候ては、諸手当可及入働候に付、右之通遣し、此  
節伊兵衛儀役料高持高取合候ても、藤五郎持高より相  
減居、殊に此節之儀は供為晴立旅粧旁入働差見得候に  
付、右に準し定之通供道中片道分相重、江戸拾式ヶ月、  
往来四ヶ月相込、拾六ヶ月トシテ右之通可遣哉之旨、  
式部より申出候に付、伺通申付候事、

右同日

一合力銀壹貫五百目宛

内七拾五兩宛

但供道中片道分重 小納戸

伊集院周八

伊東仙大夫

右前条同断に付、合力相しらへ候処、定之通差遣候先  
例有之候間、供道中片道分相重、江戸詰拾式ヶ月・往

来四ヶ月相込、拾六ヶ月一詰トシテ、右之通可遣哉之旨、同人より申出候付、伺通申付候事、取次直記

同廿七日

表御小姓

一 鈴木清八郎

右市來江三廻湯治殿申出候に付、伺通申付候、

右同日

一 屋久鳴奉行

有川十右衛門

右伊作江同断、

右二ヶ条隼見より伺出候事、

側用人  
趣法掛

福崎 助 八

中村 新 助

大野四郎右衛門

側役格趣法方掛

吉川源右衛門

鉄砲奉行右同

小森 新 藏

右は此節

御本丸御普請付、依願上納金蒙 仰候付、用掛可申付哉之旨、左衛門より申出候に付、伺通申付候事、

右同日

在勤之長崎奉行

一 岡部駿河守

右は旧臘二日夜、長崎川端筋より出火有之、右駿河守并御目附出馬有之候段、在勤長崎附人より申越候、依之在勤附人以使者見廻可遣哉之旨、左衛門より申出候に付、伺之通申付候、

但

御目附江は不及見廻先例有之候由、取次内膳

二月五日

一金千弍百兩

但当年より来ル亥年迄四ヶ年に相掛、巷ヶ年三百兩ツ、当年分之儀は此涯御下渡、来年よりは年末に御下金相成候様可被仰付哉、

右は種子島之儀船掛之場所不宜候付、是迄難破船之憂不少候付、波戸築立方之儀松壽院殿御存付にて、是迄品



々評議為相成由候得共、何分蔵方不繰合にて、其儀不  
相調由にて、此節御同人より頻に御内願之趣有之、得  
と評議仕候処、種子島之儀全体琉球道之島下其外、船  
々於洋中俄ニ時化候砌は、何れも汐掛いたし、順風相  
待致出帆候場所ニ付、波戸築立方有之候得は、格別御  
都合相成候儀ニて、彼は無御余儀訳合、且御統柄旁別  
段之御事にも御座候間、骨粕会所風袋方御余計金之内  
より本行金高但書之通にて、年々可被成進哉、御趣法  
掛江も為致吟味申談、此段奉伺候事、

右同日

一 刀一腰

右は初入部之節、産神江刀一腰寄進相添<sup>状脱カ</sup>致寄進候先例  
も有之候間、若宮八幡宮江右之通可寄進<sup>脱カ</sup>哉之旨、同人  
より申出候に付、伺通申付、取次右同人

右同日

一 造士館掛・演武館掛 目附

平田平六

同六日

小姓

一金式拾五兩ツ、

村田長熊

右同

白石小太郎

右は困窮者取訳を右通内々遣し候事、取次山口直記

右同日

取次直記

一 六番小姓組番頭江

三番小姓組番頭

川上直衛

三番小姓組番頭江

六番小姓組番頭

關山 糺

同六日

一

勘定奉行  
当番頭勤

島津左膳

右は忌中にて候得共、用差支候付、忌可差免哉之旨伯

右同日

右之通組替可申付哉之旨、式部より申出候に付、伺通  
申付候事、取次右同人

書より申出候付、伺之通申付候、取次助八

一 今日来ル廿七日、吉野におひて調練之事伺出候事、

同七日

一十九日束帯 五社江、同廿一日大雄山江、同廿四日直垂聖堂江、長袴神農堂・福ヶ迫諏訪社・小城権現・護摩所・諸堂社・靈符堂・表看経所、同廿五日同服宇治瀬、三月朔日華尾山・郡山一之宮、右之通可致參詣哉之旨、央より申出候、

右同日

軍役方家老座

一 書役 橋口助右衛門

右は琉球江守衛方にて渡海申付置候処、彼地逗留之仏人等別て平穩罷在、於

公辺も最早西洋諸州御通商之事候付、旁以懸念無之と之事にて、守衛方にて別段差渡置候人数之分は、引弘方之儀

公辺江伺之上、一統引取之儀、去秋琉球江申越置候付、一統当夏上国之賦に候得共、未仏人も致逗留居、又同盟之国より渡来ニ何様之儀可申掛哉も難計、今以少々之懸念之訳も有之候間、右助右衛門儀、兼て異国人方用致取扱事情も心得罷在候付、此涯別段用有之趣を以、留置候様可申付哉之旨、式部より申出伺通申付候、取

次央

右同日

一 銀八百貫目

右は去ル戊年江戸立之節拜借銀候処、是迄別段之

(P. 2)

考之処を以、返上方五ヶ年ツ、拾ヶ年無利足にて、当年より子年迄五ヶ年府返上又は趣法立を以、返上之筋も候ハ、可願出旨被仰渡置候付、返上方可願出儀候得共、琉球之儀度々冠船渡来殊ニ打続、昨年も王子使者其外御弔僧等差上、当年も按司使者等差上候得は、彼是不相応之及入価、其上異国船不絶致到来、極々難波之折柄、来戌年江戸立仕、追年冠船も渡来之筈にて、前広より其手当無之候て不相叶、一統困窮之折柄、國中其外給分之内をも減少申付候得共、迎も当年より返上方之儀趣法相立不申候付、当申年より子年迄五ヶ年、是迄之通無利足にて延申付度旨、琉球館聞役并在番親方歎願申出、趣法掛江もしらへ候処、不容易事候得共、願通可申付哉之旨申出、例外不意之使者等差立、殊ニ江戸冠船渡来も差見得候付ては、別段之以取訳当年より子年迄五ヶ年返上方相延置、来丑年より巳年迄五ヶ年府返上、又は趣法立を以返上之筋も候ハ、願出候

様可申付哉之旨、同人より申出候付、伺之通申付候事、

一 志和地源兵衛

同九日

寺社奉行

一 末川久馬

右は兼て頭寒之痛有之難儀候故、惣髮成差免度旨申出候間、願通可免哉との事左衛門より申出候付、其通申付候事、取次同人

右同日

町奉行格  
鉄炮奉行勤

一 種子島加次右衛門

右は垂水之内江先祖墓有之、此涯墓参仕度、日数七日御暇被下度旨申出候段、式部より申出候付、伺之通申付候、取次谷川次郎兵衛

右同日

側用人

一 三原藤五郎

右は谷山平川村之内抱地江破損所有之、此涯差越諸下知仕度、日数二拾日暇遣度との事申出、願通可申付哉旨伯耆より申出候付、伺通申付候、取次同人

目附

菓丸猪之介

同十日

用人勝手方掛趣法掛

右市來温泉江三廻湯治暇、

肥後 八右衛門

右同日

嶋津主計家内大叔父

一 細瀧権八

使番高奉行勤

寺田 平右衛門

右は、此節主計持高之内九拾九石余致分地別立奉公致度、依て高持成并別立被仰付、家格之儀御見合を以被仰付度との事主計申出、右体先例も有之候に付、願通可差免哉、家格代々小番可申付哉之旨、式部より申出候付、伺之通申付候、取次右同人

右市來江同断、  
右之通矢五大夫より申出候付、伺通申付、取次周右衛門

右同日

小姓与番頭

榊山 権十郎

右同日

物奉行見習  
帖佐組代官勤

願名

要人

申二月十一日

川上矢五大夫

右は隱居家督之礼願マカに付、右之通名替被免度段申出、願之通可申付哉之旨、矢五大夫より申出、伺通申付、取次右同人

右之通伊兵衛より申出候付、願之通申付候、

同十三日

鎗奉行

一 仁禮小平太

同十一日

用人

北條十左衛門

右忌中にて候得共、用差支候に付、忌可被免哉マカ伯耆より申出、伺通申付候、取次舍人

一 右は忌中にて候得共、用差支候付忌可差免哉之旨、伯耆より申出候付、伺通申付候、取次吉川源右衛門

同十四日

右同日

一 口上覚

一

數寄屋掛  
菜園方掛  
厩掛 穎 娃 織 部

右之通可申付哉之旨、内膳より申出候付、伺通申付候、

私事今日御家老御役被仰付候間、御光儀奉願度御座候得共、御時節柄

同十二日

御光儀御延引被仰出置候付、追て奉願候様可仕哉、御内意を以奉伺候、此旨御申可被下候、以上、

口上覚

申二月十一日

川上矢五大夫

一

玉利甚兵衛

右通申付候事、取次マカ

右は私事今日御家老御役被

右同日

広敷用人

仰付候処、右甚兵衛事、先御役内用達被仰付置候間、

一 右櫻島江三廻り湯治暇、相良左衛喜

直二用達被仰付被下度奉願候、此旨御申上可被下候、以上、

右同日

供目附

一 樺山直八

右市來江同断、

以、今三年詰重可申付哉之旨、大目附方江も取しらへ候段登より申出、其通申付候事、

小納戸見習  
奥小姓

右同日

要人養父隠居

野村伝右衛門

一 樺山伊織

右塩浸江同断、

願名

右同日

楽遊

一 嶋津又次郎

右は来ル廿一日釈菜付、聖堂江名代可申付旨申達候段

右之通隠居に付、願名願出候段伯耆より申出、其通申付候事、尤記録方江取しらへ候事之由、

申出候、取次内膳

右同日

奥医師  
幽察嫡子

渡瀬彌之助

同十六日

使番

一 堪忍料六石 井上新右衛門

右同日

右医道稽古ニ付、剃髮成親より申出候段、伯耆より同候間、其通申付候事、

串木野羽嶋浦  
弁指

右は定府差免、国元引越申付ては、此涯取続方難洪之

一 青銅三百疋ツ、

隆 助

等候間、其身一世右通可申付哉、役々先例を以しらへ

同所浦人

候段、式部より伺其通申付候事、

龍左衛門

右に付は新右衛門罷下り候上申渡、且家屋敷等之儀は

右は去夏比より悪病流行之砌、同所浦人中困窮之者共

追可伺出との事、

志布志地頭代

江米錢致施行、懇切致看病方等呉候取訳を以、右通可

一 志岐正兵衛

遣哉之旨、式部より申出、同通申付候事、

右は当職に相叶候間、当年迄之筈候得共、無拠訳合を

右同日

一刀一腰

白精

寄進状彦通相添

右は初て入部付、産神若宮社江明後十八日側用人を以令進納へき申出候との事、申渡之儀伯耆より申出候事、

同十七日

宗門改役  
寺社方取次勤

町田強兵衛

一 右は踊之栄之尾温泉江三廻湯治暇、

寺社方取次

伊集院彦五郎

右指宿江同断、

右之通準見より申出候付、其通申付候事、取次市助

同十八日

納戸与力

一 仕立物役江

永田清兵衛

真川善兵衛

仕立物役助江

右同

岩田藤左衛門

壹岐為散太

右は

宰相様御方掛仕立物役為散太儀は助役にて、多年正道致精動用立者候処、御逝去付依願役儀差免候、然処当分仕立物過分に有之、定数にては仕応兼、雇も召入置儀候処、右四人儀是迄多年相動用立者候付、右之通申付度、左候ハ、則より用弁罷成、雇も不召入旁可然旨納戸奉行江申出、当時欠跡等は無之候得共、右次第無抛趣付、申出通可申付哉之旨、伯耆より申出候付、同通申付候、取次助八

同廿日

乍恐口上覚

一金老万両

右は此度被為遊 御金納候哉ニも、乍恐粗伝承上申候、依之乍恐奉願上候、於大坂表御銀主方より、御借入ニても被為遊候御儀御座候ハ、右御借入之振合を以、本行之員数御用途之端にも被召加候御儀候得は、誠に難有仕合奉存候、乍憚此等之趣成合候様被仰上可被下儀奉頼上候、以上、

申二月

濱崎太平次

一別紙之通濱崎太平次より願出、奇特成心入ニ相見得候

拾ヶ年

右当

岩元覺右衛門

間、願之通可被仰付哉、於其儀福崎助八上坂之上、御

御鳥預庭方兼務助より当年迄都合式拾ヶ年、

銀主中江示談之上ニ無之候ては、利足或は年割等之儀、

右同日

分り兼候儀ニ御座候間、何篇大坂表御借入之振合通被

一天保九年戌二月

仰付度、然は御借入高も相減御都合にも可罷成義と吟

一磯奉行

味仕、此段申上候事、

一御庭奉行

一金壹万兩

一庭奉行御鳥預頭取兼務

右は今般御金納被為蒙

右之通御役替被仰付、磯御茶屋番兼相勤候様被仰付、

仰候に付、大坂表御銀主方より御借入之振合を以、右

弘化二年巳四月

之通御用途被召被下度旨、別紙之通濱崎太平次より願

一御広敷番之頭

申出、奇特成心入ニ付、願通可被仰付哉之事、

一勤方は迄之通

但利足又は年割等之儀は、福崎助八上坂之上、御銀

八ヶ年目

取計可仕候、

右先

岩元覺右衛門

右同日

右同日

一嘉永四年亥二月

一弘化二巳四月

一御鳥預頭取格

一御広敷番之頭

一磯奉行・御庭奉行方御用も承候様、

一玉里奉行勤

但磯御茶屋番・華蔵御茶屋番をも兼相勤候様、

一御庭奉行御鳥預頭取兼務

当年迄

右

鮫島八郎

右数件之事一々岩元覺右衛門か一件よりして、其年功先例を以て段々取しらへ申出候事なれとも爰許略之、

右同日

岩山

川上

岩元覺右衛門同席中之願書も有之、

右同日

御旅御台所役人

一 四人賄料

山内傳兵衛

右は

宰相様御上下より引続当務致精勤、別て御用立候付、未年功は無之候得共、旁以御取訳を以右之通被仰付候条可申渡事、

同廿一日

一 足次早崎丸

右は明和八卯年造立之船にて候処、年数相重之諸所及痛損、修甫召加候ても不用立文に相成候間、此涯解船申付、別段造立申付旨船奉行より申出、其通可申付哉之事左衛門申出候付、伺通申付、取次内膳

右同日

納戸奉行

一 東郷藤兵衛

右は忌中にて候得共、用差支候付忌可差免哉之旨、伯耆より申出候付、伺通申付、取次周右衛門

同廿二日

目附

一 碓山清大夫

願名

八郎右衛門

右は同役大嶋盛大夫同唱にて用向之節及取違候間、右之通名替免度旨申出候付、願之通可申付哉之旨、同人より申出候付、伺之通申付、取次同人

右同日

一 銀五枚

鎌田直人

右は病氣に付て例之年遣し候事、

同廿三日

一 口上覚

取次樺山相馬

願名

但馬

右は内々差支之儀有之候付、差支之角無之候ハ、改名



申付度旨、願名申出候付、記録方并使番江も為致吟味候処、差支之儀無之段申出候旨伺出、其通申付候事、

右同日

奥医師

一 白尾 貞齋

願名

元貞

右は同役池上貞齋同名にて、用事節及取違候間、右改名願其通申付候事、

右同日

一

納戸奉行源七郎三男

本城午之助

右は源七郎事此節供に付、右午之助儀為物馴自分召列度旨願出、詰中暇遣候事、

右三ヶ条伯耆より、

右同日

宝生流脇稽古

小姓与

橋口源右衛門

右は天保十己亥年能方江被召入、当年迄式拾式ヶ年相成用立者に付、脇役申付役料米式拾四俵耆斗可遣哉、

一 右耆紙

金剛流仕手連稽古

前田 宗助

右は天保十一子年能方江召入置候て、当年迄式拾耆ヶ

年二相及用立候付、仕手連役申付役料前件通可遣置哉、

右同日

春藤流脇連稽古

御小姓与

吉井伊平次

一 右は年功拾三年出精用立候付、脇連役申付、役料前件可遣哉、

右同日

一

高安流脇連稽古

鹿兒島郡吉田郷士

平瀬十兵衛

右天保八酉年より年功当年迄式拾四ヶ年相成、前件同段之取訳を以前件可申付哉、

右同日

一

金春流太鼓稽古

前田清左衛門

右天保十一子年より年功当年迄二拾耆年相成、右取訳を以太鼓役役料等前件通可申付哉、

右之通能方太夫并世話役より内意申出候段、大蔵より伺出、其通申付候事、尤先例を以家老江も申談候との事、

同廿四日

一切米四拾俵

河内仙之進

右は家柄に付、為知行代右之通代々遣置候間、此節継

目申付候付ては、引続可遣哉之旨願出候付、其通可申付哉之旨左衛門より伺出、其通申付事、

右同日

嶋津安藝私領今泉之儀是迄時鐘無之、仮屋内時計にては役々出勤、彼是不如意之訳を以、時鐘取建初度との事にて、其通申付候事、伯耆

右同日

苗代川マ、  
焼物方主名

朴 十山

朴 正伯

右兩人多年正道精勤いたし、彼勤苦之取訳身分品能申

付度との事、

一 右巻紙

右同肥前伝  
焼物所主取

白 欣圓

右は弘化二巳年

金剛定院様思召を以、同所江肥前伝焼物所御取建以来、種々勤功之取訳を以、身分品能申付度旨申出候事、

右に付、身分之儀は順聖院様思召之訳を以不相成筋御治定に付、是迄之切米ニ巻石八斗ツ、相重、都合切米五石八斗ツ、為取、且又欣圓儀は代々主取家可申付哉之旨、織部より申出、其通申付候事、尤大目附家老方

江も相談いたし候との事、

同廿五日

寺社奉行

一 鎌田 要人

右忌中にて候得共、御用差支候付、忌御免可被仰付哉、此段奉伺候、以上、

申二月

島津 伯耆

右同日

御広敷番之頭

一 小田十郎左衛門

右は御広敷番之頭久土目悦之進事、此節福壽亭並

御神殿

御仏間掛被仰付候付、跡代被差越度旨申越候間、右十

郎右衛門江江戸詰被仰付、仕廻次第致出立候様可被仰

付哉と申談、此段奉伺候、以上、

申二月 川上 式部

同廿八日

一 合力高式百六拾巻石式斗五升

所務代銀七貫八百三拾七匁五分

小姓与番頭  
用人勤

關山 糺

右は当秋代江戸詰申付候付、合力しらへ候処、本行先例故江戸拾貳ヶ月・往来四ヶ月相込、拾六ヶ月一詰として、右通可申付哉之旨左衛門より申出、其通申付候事、尤趣法方江もしらへ候との事、

右同側役勤

猪飼 央

当番頭用人勤

勝手方掛

二階堂源大夫

用人

川上正十郎

右同日

唐本通詞助  
島津左衛門家来

石川伊藤次

一金子貳百疋宛

納戸奉行

本城源七郎

右は長崎差越唐話稽古申出、就ては師家付届料銀三拾七枚半并彦身者江は主従賦遣置先例候間、其通にて拾ヶ月一詰可申付哉と申談候旨、伯耆より申出、其通申付候事、

右同

使番勤

江田平蔵

右同日

一紗綾二卷宛

島津大蔵

穎娃織部

使番勤

志岐藤兵衛

右は織部には大目附役中家相統に付、用掛申付、右通遣候ては如何可有之哉との事、使番方江も為しらへ候との事にて、伯耆より申出、伺通申付候事、

右同

記録奉行勤

上村休兵衛

右同日

一銀一枚宛

勘定奉行側用人勤

右同

友野市助

目附勤之節

加藤権兵衛

右筆頭

長崎 甚七

右は前件同段に付遣候事、同人伺也、甚七事当分江戸詰ニ候間、於彼地遣し候事、

三月三日

左内嫡子

一 鳴津仲左衛門願名

右平太

右は嫡子成之礼願出候付、右通名替り申出候旨大蔵より申出、伺通申付候事、取次谷川

目附

永江筋七郎

願名

伊右衛門

右は此節隠居家督之礼願出候付、前件同断伺同人、取次同人

三月三日

伊集院亘家来  
細工物師

一切米九俵

佐土原新助

右は山下出右衛門江相付、仏師稽古いたし候処、手涯

宜敷切米右通可遣哉之旨、左衛門より申出、伺通申付

候事、

同日

市来郷土  
唐通詞

一 扶持米貳拾五俵

野村傳内

右は当年迄拾ヶ年正道致精勤、当時別て用立者候付、右通扶持米相重可遣哉之旨、伯耆より申出、其通申付

候事、

右同日

小納戸

一金百五拾両

花 謙蔵

右彼是由緒も有之、殊に此節定府差免候、取訳物入りも有之、右之通遣し、居屋敷等も自分相对相求候様可申付哉之旨、左衛門より申出、伺通申付候事、

同七日

御勘定奉行  
御側御用人勤

一 銀一枚宛

友野市助

右同  
御側役勤

山口直記

右始蒲郷右衛門・福崎助八・川上正十郎、

(補生)

一金子貳百疋宛

町奉行・御弓奉行勤之節藤井綴喜、御弓奉行東郷左大夫、使番江田平蔵、同勤志岐藤兵衛、記録奉行上村休兵衛、

右は此節御初入部御用掛相勤、御式事無滞被為濟候に付、右之通拝領可被仰付哉、

一金子貳百疋宛

御目附野村勤兵衛・大嶋盛大夫・上原善蔵、目附勤之節圖師崎良助、目附勤之節高田十郎右衛門・野崎良八郎、

右同段付諸武芸

歴覽用掛相勤候付、前件同段、其外諸所書役等迄同段、多少有之、右可遣哉之旨左衛門より伺出、尤使番方江取しらへ候段、

右同日

榊山要人組  
御小姓与

一同

川畑伊右衛門

右は長嶋地頭付役濱嶋新兵衛事、当五月迄勤年数筈合候付、右替り右可申付哉之事式部より伺出、此段申出候事、

右同日

徒目附  
八郎次嫡子  
脇役稽古

一 森 八之進

右は此八郎次參勤供にて出立ニ付、召列登度度との事伯耆より申出、其通申付候事、

小番十郎三男

江夏善之助

右は十郎養姉園川事家格小姓与建遣候付、園川名字にて右善之介養子いたし度との事願出、其通可申付哉之事、家老江も申談候段伺出、其通申付候事、

伺

去年稻荷神事付御記録奉行江も相しらへ、鎭流馬射手藤十郎嫡子藤一郎嫡子林権一郎江被仰付候、然処右家之儀、藤十郎曾祖父代國分町人より医道を以、追々代々御小姓与迄も被召出、祖父代代々小番被入置候家筋御座候、鎭流之儀は元来鎌倉御伝来、犬追物同流弓馬之故実にて候処、御家は

惟新様御父子朝鮮 御出陣之節、稻荷社江御無難 御帰朝之被遊 御立願候処、首尾能 御帰朝、其節より御長行にて 御代々様無闕如御興行、別て重立候神事に付、右体卑賤より被召出、其身之代にも御役地頭職被仰付、家格代々小番被召入、嫡子嫡孫迄も御目見進

上物列順等、何篇品能被仰付来候者も有之候得共、右

は月次御礼等之準合、当時之御役先後を以被仰付事ニ

て、御伝来之御旧式与は別段之訳合にて、古来之士

筋被詮立、代々之家筋たてを以御取扱被仰付候儀は、

鎗流馬・犬追物ニ相限り、別て屹と立候儀御座候間、

卑賤より被召出候者江も、鎗流馬被仰付差支無之筋可

有之哉、何分被究置候御格式無之候付、以来之儀御治

定被成立度候旨、猶又御記録奉行致吟味申出相糺候処、

此以前大体家筋之者江被仰付候も有之候得共、右通別

て重立候神事付ては、御記録奉行吟味相当相見得候間、

以来右体家筋之者江は不被仰付筋可被究置哉、御家老

江も申談此段奉伺候、以上、

申三月

嶋津大蔵

同十日

一金貳百兩

島津左膳

右は所帯方至極難渋にて、日勤等も調兼候体、且嫡孫

共元服をも願出候付、彼是之取訳を以、冲永良部嶋砂

糖代余勢金之内より、内々可遣哉との事伺出、其通申

付候事、

右同日

新納次郎四郎組  
御小姓与

一

税所三省

右は小姓与和田甚兵衛養子亡鐵之丞娘養女いたし度、

内々申談候付、差免可申哉の事左衛門より申出、伺通

申付候事、

同十一日

嶋津凶書家来  
納戸支配  
弓師掛東郷仙兵衛

右は納戸支配弓師東郷瀧右衛門事、先達て依願勤方差

免候間、右跡江可申付哉、左候て扶持米三石六斗可遣

哉之旨左衛門より申出、其通申付候事、

閏三月十八日

船奉行格  
高奉行勤

一

谷山十蔵

右は市來江三廻湯治暇大蔵より申出候に付、伺通申付

候、取次周右衛門

同廿一日

一銀三枚

税所彌九郎

右は病氣に付役儀差免へき旨願出、数十年首尾能相勤

候間、右通可遣旨左衛門より申出、伺通申付候事、取  
次内膳

同廿一日

一 太平布老足ツ、

平田平六門弟

伊藤萬次郎

鈴木彌藤次門弟

春山越右衛門

深見休八門弟

白坂彌七郎

一 芭蕉布三反ツ、

深見休八門弟

前田龍五郎

鈴木木字左衛門(マツ)

坂本廉四郎門弟

有川齋之進

梅田九左衛門門弟

奈良原助八郎

海老原庄藏門弟

村瀬彦兵衛

皆吉五郎右衛門

一 芭蕉布式反ツ、

田代宗次郎門弟

中原萬助

東郷左大夫門弟

松方正之進

梅田九左衛門門弟

永山清右衛門

東郷藤兵衛門弟

山城仲八

川村吉次郎

竹下猪之丞

岩下矢次郎

比志島静馬門弟

志和地加左衛門

鈴木彌藤次門弟

吉原傳左衛門

深見休八門弟

湯地休左衛門

種子島次郎右衛門門弟

山本五郎右衛門

柳田正五郎

伊集院半五右衛門門弟

川上作右衛門

郷原轉門弟

田上庄司

最上齋二

二階堂八大夫

藺田七兵衛

末川久馬門弟

田中一郎

肥後助五郎

篠崎七郎左衛門門弟

川上平七郎

五代東一郎

加藤權兵衛門弟

田中勇右衛門

永江三之助

吉井萬左衛門

白尾登五右衛門門弟

次田幸左衛門

高城十左衛門

別府壯右衛門

川上十郎左衛門

志岐小左衛門

新納喜藤太

平田平六門弟

岩切與兵衛

小野強右衛門門弟

有馬三津二

淺江源左衛門

高田十郎右衛門門弟

大田休左衛門

阿田甚助

大脇源五左衛門門弟

町田八郎左衛門

小濱庄助

有川五左衛門門弟

鎌田郷左衛門

税所助七

町田佐次右衛門門弟

廻新之丞



和田源太兵衛門弟

永山喜之助

新納軍八

大山後角右衛門門弟

松山覺次郎

森五郎右衛門

高橋甚五兵衛門弟

福山平右衛門

山口小太郎

石澤源助

海老原喜蔵門弟

土橋休五郎

田中太郎左衛門門弟

河野勇右衛門

平山龍助

東次郎左衛門門弟

奈良原源八

田代宗次郎門弟

小川小次郎

東郷左大夫門弟

上原平左衛門

和田乗助門弟

上村休之進

川上八次郎門弟

竹下三之丞

伊地知仲右衛門

伊集院嘉盛門弟

田上與八郎

右之人數何れも当分武芸出精いたす者共にて、其中多  
年は迄心掛者も有之、褒美之多少は夫故いたし遣候ハ  
、いかゞ可有之との事左衛門伺出候間其通申付候事、

同廿日

一

伊地知小十郎

右忌中にて候得共、用向差支候付、可差免哉之旨申出、  
伺通申付候事、

一年号有改元、萬延元年庚申閏三月十九日当地江相達し、  
即日より申渡候事、

同廿三日

長崎会所請私役

一 弘方手番マ、年ナラシ

中山利十郎

行同  
儀物方掛

腹巻徳太郎

右は出入申付置候処、内用向相勤度旨申出、弘方年番

之儀は願之通申付来、儀物方掛ニは迄内用頼申付候

儀無之候得共、徳太郎儀、当分にては国産樟腦其外種

油等諸蛮江売込方専ら引受、取扱旁都合向相勤候間、

兩人共願之通内用頼申付、年中遣方之儀は外内用頼内同カ

様致度旨、在勤付人より申越候間、其通可申付哉之旨

筑後申出候付、伺通申付候、取次郷右衛門

萬延元庚申閏三月廿四日より

### 心 覺

惟恭誌

一 閏三月廿四日

横目助

鎌田仁郎

小番

年拾八歳

坂本休兵衛

右は代官格横目勤税所彌九郎事、依願役儀差免候間、

右代仁郎江横目申付、同人代休兵衛江横目助可申付哉

之旨、李之介より申出、伺通申付候、取次甚之丞

右同日

一金貳百両

諏訪 數馬

右は此節大目附江転役申付置候処、兼て極難渋にて、

役儀相応之取仕立も不相調由ニ付、別段取訳を以右之

通内々可遣哉、

右同日

一金百両

吉川源右衛門

右は所帯方極々難渋之由相聞得、当時柄不容易儀ニ候

得共、当務致精勤候別段之以取訳右之通内々可遣哉、

右ニケ条内膳取次を以候候間、其通申付候事、

同廿六日

馬預支配  
与力

牛嶋藤一郎

右は医道稽古仕候に付、剃髮成差免度旨申出、願之通

可申付哉之旨左衛門申出、伺之通申付候事、

右同日

島津出雲

右櫻島温泉江三廻り湯治暇、

右同日

一合力高百三拾七石七斗五升

所務代銀四貫百三拾貳貫目

側役格  
軍役奉行動

安田助右衛門  
(旧名助左衛門)

右は江戸江内用之儀有之出府申付候付、合力相しらへ候処、軍役奉行役場之儀近年被召立、其後兼務にて其詰被仰付候得共、右江は本勤之合力差遣候付、軍役奉行定之合力未治定無之、役格を以取しらへ候処、納戸奉行・物頭之儀差方同格にて、合力同様遣置候間、軍役奉行之儀も右兩役場に準合力差遣相当可致哉、於其儀は助右衛門役格は相進居候得共、合力之儀専本勤之場にて遣置、所帯方等難渋之由相聞得候付、江戸拾貳ヶ月、往来四月相込拾六ヶ月一詰ニシテ、右之通可遣哉之旨筑後申出、伺通申付候、取次内膳

同廿八日

一芭蕉布式反ツ、

町田内膳地頭所  
申木野  
郷士年寄

長谷場藤藏

右同所  
郡見廻代

大浦直右衛門

右同所  
庄屋

吉武友右衛門

宮地才助

右は此節病氣にて、筑後松崎より引返し候段、内々承<sup>マ</sup>給り、早速急事之用筋無遅滞、都合宜敷様見計を以、數百人之夫方備置、別て用弁相成、余郷役々と相替心掛宜敷者に候旨郡奉行申出、奇特成心入之者共二候付、為褒美右通可遣哉之旨但馬申出候付、伺通申付事、取次伊兵衛

同廿九日

一銀貳貫目

諸組与力格  
納戸支配青貝師

合志金藏

右は文化二年より青貝師にて細工所江相勤、文政二年納戸支配掛細工人申付、其後当務申付、追々手組之細工用正道相勤、納戸支配申付候より、四拾貳年ニおひて年齢も六拾余歳罷成、当時用立者候に付、身分品能申付候様申出候得共、兼て困窮者故引替心付差支度旨納戸奉行内意申出、年功・年齢規定致相当、一代小姓

与可申付者候得共、困窮之取訳を以右之通可差遣哉之旨伯耆申出候付、伺通申付候、取次市助

同月晦日

一 和 田 助 七

琉球産物方掛可差免哉之旨、左衛門内伺申出候付、伺之通申付候、取次直記

四月朔日

一 太 平 布 七 疋  
高山波見浦 名頭 重 政右衛門

右は柏原浦并高山波見浦困窮之者共江、米三石式斗四合、金子七両、錢九拾壹貫文余致施行、此已前も及度々同様之儀有之、褒美遣又は名字付迄も申付候者候処、又々右次第別て奇特成心入之者候に付、為褒美右之通可遣哉之旨、

右同日

一 太 平 布 五 疋 宛

郡山郷土 串良柏原浦 居住

田 邊 泰 藏

高山波見浦 名頭

重 新 兵 衛

串良唐仁町浦 名頭

五 藤 次

串良柏原浦 名頭

甚 兵 衛

高山波見浦 名頭

新 右 衛 門

一 青 銅 式 百 疋 宛

右同唐仁町浦 金左衛門子

友 次 郎

右同浦 名頭

太 喜 藏

右之者共皆々応分限致施行、兼て正道之者候由相聴、右通各へ遣し候事但馬申出、取次舍人

四月廿日大坂表より到来飛脚之内用向

此度酒井若狭守様より

此御方様御近縁之御訳合を以、彼是御内諭被成下候趣有之、其段申上候処、達

貴聞御喜悅ニ被為

思召候付、各様より極御内用を以被仰付越候趣、委曲承知仕候、依之兼て

此御方様内用向御頼入相成居候公用人、和田翁介方へ差越、若狭守様御近縁之訳を以、彼是御懇意被仰下候趣被遊御承知、深忝思召候一筋を以、何角為御礼被進度思召候段得と内談仕候処、不外成御間柄之御事故、何品被進候ても御受納可被成候、乍然此節柄之儀ニ付、格別御手重ク被成進候ては、決て御迷惑可被成候間、輕き御国産ニても若料金にても被進相成候ハ、何時成とも私当番之節御勝手江御使御勉被成候ハ、御取頭可仕旨翁介より承候に付、得と勘考仕、御内使者相勤候御縁、琉球細布百端覺書迄を以被達方取計、追て料金老翁介宅江相廻り、致入趣置候ハ、可被宜哉と奉存候、尤御用使相勤候節は、翁介出勤日を致掛合相勤候積ニ御座候、且又同人義も兼て此御方様内用向御頼入相成居、此節柄毎々御内諭等之儀翁介人にて取扱罷在候付、何角被遣物有之候ハ、御都合ニ可相成哉と存罷在候折柄、極内被進物一条致内談、且以来御疑筋分明ニ被為晴候処、厚御含被下候様との趣は、翁介江頼談仕候付、旁以同人江も細布五反被遣候筋にて料金五拾兩位も差贈候ハ、以後彼是内談仕候御都合にも可相成と奉存候、旁近々御内使者相勤、右被進方且

被遣方取計候積ニ御座候間、被聞召置可被下候、尤御使者等都合能相濟候ハ、細事御請御届申上候得共、今日任好便宜、先此段極御内用を以御届申上候、以上、

京都  
申四月五日  
松本十兵衛

左衛門様  
筑後様

一 右同都合之間合外に二通、有村雄助一件之間合一通、田中直之進老条問合老通、藏役人鎌田嘉兵衛・大山彦八一件之老通、都合六通松本十兵衛より参り候事、  
一 坂本幽齋一件之間合両通、田中直之進一件之間合老通、有村雄助一件之間合両通、都合五通徳尾藤左衛門より参り候事、  
右京都・大坂兩処之間合、四月五日彼方差立今日相着き候事、

四月三日  
横目勤  
時任源左衛門

小姓与  
年四十二歳  
鎌田孫右衛門

右は横目川上助右衛門事、依願役儀差免候付、右代源左衛門江横目申付、同人代り孫右衛門江横目助可申付哉、孫右衛門事江戸江も相詰、慥成人柄にて用立者候間、右之通可申付哉之旨數馬申出、伺通申付候事、取次郷右衛門

同十三日

一金百兩

向井新兵衛

同四日

長崎奉行支配  
調役并会所掛

山本友輔

同十四日

広敷医師

八木稱平

右は調役并会所掛田中廉太郎儀内用頼申付置候処、江戸江御用有之致出立、跡代右友輔江申付候て内用頼申付度旨、在勤付人申越申候付、其通可申付哉之旨但馬申出、伺之通申付候、取次央

右は製菓方掛可申付哉之旨申出、伺通申付候事、取次伊兵衛

同十一日

同十六日

兵具方  
足輕

一福ヶ迫諏訪之下坂元平左衛門屋敷三百三拾九坪

中村清蔵

内百九拾六坪添地

使番

家老軒

井上新右衛門

右は定府井上新右衛門定府差免、当地引越申付候付、右家屋敷代銀九貫四百六拾七匁六分八毛二買入之上可

右は淺山流劍術・柔術多年致修行、江戸詰之節、家元松平右近將監殿家中森戸三大夫、并有馬中務大輔殿家中師家津田武大夫方江差越致修行、免許迄も相請、当分多人数之門弟引請致指南方候処、右伝授方付ては流儀式方も有之、過分之及入価、当時別て致難渋、家内

介抱も調兼候付、旁之取訳を以切米遣度旨物頭より申出、無抛取訳を以申付候事、家老之組取次は央、

候事、數馬、取次宗之進

同廿三日

同十七日

横目助  
琉球産物方掛

石神新五右衛門

一金三拾兩

右当人困窮之取訳を以遣し候事、

三原玄甫

右同日

一葉園方掛江

奥医師  
医学院講訳医師

川畑魯水

右は琉球産物方用に付、致渡海居候処之見聞役勤千田傳左衛門、来酉春交代前付代右新五右衛門江可申付哉之旨左衛門申出、伺通申付候事、取次藤五郎

右之通可申付哉之旨直記申出、其通申付候事、

同十八日

大野多宮

地頭所

飯野郷士

曆字見習

右同日

柳田來鳳

種子島鶴袈裟  
家来

柳田意哉

一一代小姓与江

朝 稻 彦 七

一銀三枚

右之通可申付哉之旨申出、其通申付候事、

楢松利右衛門

右は当年迄三拾老ヶ年正道相勤、用立者之取訳を以、右之通申付候事、伺登、取次内膳

道奉行

一銀五枚

田尻善左衛門

右兩人共病氣にて役儀断申付、此迄之為褒美遣し候事、

同廿日

作事方  
下目附

一

年式拾三歳

伊勢孫右衛門

同廿七日

小番

右は横田嘉兵衛致病死候代り、右江可申付哉之旨、未江戸詰も不致候得共、別段之取訳を以申出、其通申付

富満彦之進

右は初て高持成之願申出、小番家筋にて格式を以相し  
らへ、願之通可申付哉之旨登より申出、其通申付候事、

右同日  
大坂留守居

一金貳百兩  
徳尾 某

右兩条助八取次、

同廿八日

一金五拾兩ツ、  
半田 嘉藤次

西 筑右衛門

汾陽次郎右衛門

同三拾兩ツ、  
早川五郎兵衛

仙波市左衛門

同貳拾兩ツ、  
立花直記

西村喜作

脇田仁兵衛

小野半左衛門

右は兼て致精勤、殊今般彼是別段側外之用て骨折相勤  
候取訳を以、内用金之内より遣し候事、取次内膳

右同日

一切米拾八俵

伊勢雅楽家  
細工所鑄物師並  
木地挽師主取

内九俵此節相重

牧之瀬正右衛門

右は年功勤功旁用立候向を以、右通重ミ申付度旨伺出  
候付、其通申付候事、取次舎人

五月二日

物奉行

一 太平布疋疋

川上左大夫

右は米藏金藏之儀、米金其外多端之入払にて、取扱之  
依精粗損益相拘場所ニ候処、以前は藏方境内手狭ニ有  
之、米其外品々格護方も存分不相調、取締等も行届兼  
候処、困内江建置候新楮藏之儀、外場所江引直之上蔵  
々数軒新規造立栖居替等申付、弘化五申年左大夫江掛  
申付、蔵入払は勿論、取締向等嚴重行届、往々其廉相  
立、其外様々骨折、当分迄拾三ヶ年程相勤致精勤候取  
訳を以、為褒美右之通遣し候ハ、如何可有之哉之旨  
同人申出、其通申付候事、取次藤五郎

五月朔日

側用人琉球産物方掛

一

奥 四郎

右は近年身弱有之、先達て役儀断申出、今一往致養生  
候様申渡置候処、猶又養生仕候得共全快不仕、何れニ



も役儀相勤体無之、又々役儀差免度旨申出、願通可差免哉、左候て数十年首尾能相勤候付、為褒美紗綾二巻可遣哉之旨、筑後より申出、其通申付候事、取次央

同四日

一 上村休兵衛

右は此節転役申付候得共、記録方へ掛置、用之節々罷出候様可申付哉之旨直記より申出、其通申付候事、

同五日

上町年寄

一 宮之原善左衛門

右は文政五年年乙名頭<sup>(マ)</sup>申付、其後追々繰上等も有之義ニ付、方々之年勤之功を以三町惣年寄格申付、勤方は迄之通申付度旨申出、其通申付、伊兵衛

同十一日

作事奉行支配  
諸与与力  
納戸小細工方掛大工

一 谷山八十郎

右は親代大工職を以召出候家筋之者にて、是迄多年正道ニ相勤、段々勤功之取訳を以、此節小細工人添役ニて大工勤申付度旨、納戸奉行より内意申出候段登より

伺出、其通申付候事、取次谷川次郎兵衛

同十四日

納戸与力  
大工職

一 西田金五郎

右は亡父代大工職を以召出候者にて、多年正道ニ相勤、殊ニ

宰相様御方小細工人添役にて、大工勤申付置候者故、彼是之取訳を以、此節前条之谷山と同じ振合を以同様申付度との事、納戸奉行より内意申候段登より申出、其通申付候事、取次甚之丞

同十七日

一 銀三枚 別府七郎

右は例之通病氣ニて格之通り遣し候事、

同十八日

納戸  
小人

一切米拾八俵 竹迫岩右衛門

右は、淺山一伝流劍術・柔術師家有馬中務大輔殿家中津田武大夫方江入門いたし、無懈怠致出精、目錄迄も被引渡、其以後松平右近将監殿家中家森戸三大夫方江も差

越同断修行いたし、終ニ極意迄指南を得免許を受け、右に付彼是之物入も有之、甚困窮之次第、家内介添もと、のひ兼候間、切米遣度旨納戸奉行よりも申出候間、如何可致か之旨伯耆より申出、其通申付候事、央取次也、

右同日

厩与力

一 田代仲次郎

右は天保十二年閏正月致病死、親類共依願及両度跡職延置、今ニ等閑打過候間、

同廿日

一 広敷役所 書役助弥一郎二弟 二木彌八郎

右は医道稽古為致度候付、剃髮成可免旨申出、其通可申付哉之旨筑後申出、其通申付候事、

右同日

馬預支配 与力 寄田仲左衛門

右は初て高持成之願申出、与力家にて格式を以相しらへ、願之通可免哉之旨登申出、其通申付候事、両条共ニ平川宗之進取次、

同廿四日

比志嶋静馬 小姓与 喜笑院

右は依願本山派山伏ニて候処、病氣差起法務修行相調不申候間、還俗成差免度旨申出、願通可申付哉之旨筑後申出、其通申付候、取次助八

右同日

表同朋

一 銀五枚 市來悦阿彌

病氣ニ付役儀差免度旨申出、数十年首尾能相動候付、為褒美右之通可遣哉之旨申出、其通申付候、取次直記

同廿五日

代官所 書役助 河野曾右衛門

右は横目助肝付傳右衛門事致病死候付、右代曾右衛門可申付哉之旨李之介申出、其通申付候事、

右同日

焼物師見習 何 三官

右は焼物師朱當林事、身弱有之、依願勤方差免候に付、代右三官江申付、切米拾八俵為取候様可申付哉、

右同日

苗代川人 朴 善榮

右は車細工致稽古手涯宜用立者候付、前条三官儀同通申付候ハ、跡焼物師見習申付、扶持米九俵為取候様

可申付哉、

右之通可申付哉之旨織部申出、其通申付候事、取次有馬舍人

同廿八日

嶋津淡路守  
使者

松本貞衛

右は

御判物頂戴之祝儀、且彼方頂戴之

御朱印をも相渡候付、祝物等右使者を以差支候、兼ては目見も申付先例なから、此節は病氣中付、目見は不申付、且遣物并料理等遣候儀は、先例通可申付哉之旨川上筑後申出、其通申付候事、

六月七日

一江戸国許発駕付ては、是迄通長崎奉行江使者を以案内申遣来候処、同所在勤御目附より、以来何そに付奉行

江届相成候儀は、都て御目附方江も届相成候様、此節違有之候付以来品不及遣、案内一通之使者、奉行江之者より差遣候様可申付哉之旨、在勤長崎付人申越候付、其通可申付哉之旨筑後より申出、其通申付、取次新介

右同日

一句読師頭取江

同助

海江田彦之丞

右は安政三辰年当務申付、同九月依願当務内にて江戸学問稽古暇遣罷登、一向ニ致修行、当分は乱合方江相詰、式日講訳は勿論、諸生素読指南方等致出精、何篇用筋深切心掛、学問相進候段相聞候付、取訳を以品能申付度旨教授内意申出、彦之丞儀前文通乱合方江相詰、尤嶋津和之助参り候節々同人講訳相勉、学問分て致出精用立者候間、旁之取訳を以、右之通役料米法之通可遣哉之旨左衛門申、其通申付候事、直記

同八日

綾北俣村之内

竹野山神

同所南俣村之内

陣之尾

右は他領境目にて、右両所之内江山越之道筋有之、旅人等取締付ては別て不締之場所ニ付、銘々辺路番所召建、郷士兩人ツ、相詰候様申付度旨所役々申出、当時旅人等嚴敷取締之砌にて無余儀趣付、申出通召建造立

方之儀は、所謂ニて番人遣方之儀、外辺路番人同様可申付哉之旨登申出、其通申付候、取次甚之丞

同十一日

一 本科外科  
郡山郷士  
河野元淳

右同  
嶋津岩松  
家来  
土橋恕真

鍼科  
伊集院郷士  
池田友仙

右は表医師本科・外科坂元安貞・鍼科植松幽悦・鮫島幽洞事、広敷医師申付候付、右代三人江申付、役料米法之通可遣置哉、皆共體成人柄ニて医師之功も有之、手広致養治方用立者共ニ候間、其通可申付哉之旨數馬申出、其通申付候、助八

同十七日

一 横目助  
川北喜八

目附役所  
書役助  
年式拾三歳  
本田助之丞

小姓与

同式拾歳

長野彌九郎

右は、代官格横目勤川上八次郎事広敷番之頭江転役、横目助種子島城左衛門事裁許掛見習申付、八次郎代喜八郎江横目申付度、左候得は横目助兩人相欠候付、右代助之丞江、彌五郎江横目助可申付哉之旨數馬申出、其通申付候、内膳

右同日  
一句詠師

遣方法之通

右之通可申付哉之旨内膳申出、其通申付候事、

右同日

兵具方肝煎

一 一代小姓与江

坂口用右衛門

右は多年之勤功殊功も有之、其上武辺修行骨を折出精いたし、別段之訳を以て品能申付旨、琉球産物方掛裁許掛より大目附へ相付、遮て内意申出候趣有之候付、旁取訳を以右之通可申付哉之旨左衛門申出、其通申付候、取次内膳

同廿日

一金四百兩

嶋津大蔵

右之通遣し候事、尤困窮之義にて候、

同廿二日

小姓与

一広敷横目江

吉富市郎

右は広敷横目鎌田與助事、記録所蔵番人申付、市郎儀

人柄相応之者候付、右之通申付、役料米法之通可遣置

哉之旨伯耆申出、其通申付候、取次郷右衛門

同廿五日

一徒目附

遣方法之通

伊集院勇二郎

製菓方掛

右之通可申付哉之旨直記申出、其通申付候、

同廿七日

当番頭

北郷作左衛門

小松帯刀

鳥津仁十郎

詰衆

入来院 怡

右は定火消申付置候処、此節弁天波戸台場并新波戸台

場受持申付候付ては、夫々嚴重手当不備置候ては、不

相濟儀ニ候処、定火消にても申付置候付ては、致混雜

候儀難計候付、定火消之儀は可免哉、

詰衆

稻富轉

島津織之介

新納波門

久馬嫡子

末川主税

右作左衛門外三人事於差免は、代右之通可申付哉、

右之通可申付哉之旨伯耆申出、其通申付候、藤五郎

同廿八日

焼物師見習

一

朴遊益

右は小細工致稽古手涯宜用立者候処、焼物師下伊悦事

先達て致病死候付、右代遊益焼物師申付、切米拾八俵

為取候様可申付哉、

苗代川人

丁訓益

右は致細工稽古手涯宜用立者候付、遊益儀伺通申付候ハ、跡焼物師見習申付、扶持米九俵為取候様可申付哉、右二ヶ条之通可申付哉之旨織部申出、其通申付候事、取次宗之進

加世田  
日新寺

白周

右は及老体、寺務難相勤隠居申付度旨申出候間、願通可申付哉、

帖佐  
心岳寺

照州

右は前条白周事、伺通申付候ハ、右照州江後住可申付哉之旨伯耆申出、其通申付候事、

七月朔日

一千眼寺護国殿江金剛定院様御位牌御安置申付候付、当九月御一周忌之節より、寺役二日御法事申付、両日共家老代参申付度旨、千眼寺より社奉行江相付願出、記録奉行江相しらへ候処、千眼寺之儀、大信院様思召を以御再興被 仰付、御像・御位牌江取納、其後御逝去にて天保五午年御一

周忌之節、拾三回御忌迄は御内輪之御取扱にて、奥向御代参被仰付候処、別段 思召を以、以来三拾三回御忌迄は寺役二日執行被仰付、両日共御家老御代参被仰付、其以後は是迄通寺役一日被仰付来候、然は金剛定院様御儀御在世中ニも、寺格等結構被仰付置、此節

御影・御牌迄も御安置被遊候得共、御再興之御方様とは御由緒之厚薄別段之御差別も可被為在御事候付、大信院様御一周忌之御先例を以、寺役一日執行申付、代参之儀も同様可申付哉ニも候得共、

金剛定院様御正忌日ニは、以来家老代参申付候旨申渡置、就ては為差立御年回儀ニも候故、御法事ニ付ても当日家老代参可申付哉之旨但馬申出其通申候、取次直記

同二日

一 銀五枚

志岐藤兵衛

右は病氣に付役義可差免旨申出、右之通遣し候事、

同三日

一

川上直衛組  
小姓組

武井半之丞

右は初て高持成之願申出、小姓与家筋格式を以相しらへ、願之通可差免儀と申談、此談、伯耆より申出、其通申付候、取次新介

右同日

一 銀三枚

壹岐休左衛門

右は病氣ニて勤方可差免旨申出、本行通遣し候事、

同四日

右筆

一 岩山直左衛門

右は右筆相良正之助事江戸江相詰居候処、親病氣に付依願当詰差免罷下、跡差支候付、直左衛門儀參勤供申付置候得共差免、代江戸詰申付、仕廻次第早々致出府候様可申付哉之旨但馬申出、其通申付候、取次甚之丞

同五日

一 合力高百九拾石式斗五升

所務代銀三貫貳百七拾七匁五分

使番

大山彦右衛門

右は当秋代江戸詰申付候付、合力しらへ候処、定之通

差遣候先例有之候間、江戸拾貳ヶ月、往来四ヶ月相込拾六ヶ月一詰ニして、右之通可遣置哉之旨左衛門申出、其通申付候、取次伊兵衛

同七日

大右衛門嫡子

一 立石太一郎

右は代々驚流狂言役師家之者候処、別て致出精往々用立者候付、狂言稽古申付、扶持米遣度旨能方太夫世話役内意申出、右通致出精者候付ては、狂言稽古申付、扶持米拾八俵可遣置哉、能方師家者江は、最初より右之通遣置候先例有之候付、右之通可申付哉之旨大蔵申出、其通申付候、取次助八

一 扶持米拾貳俵壹斗

田布施郷土  
唐通事稽古  
篠原強右衛門

右は唐話稽古申付置、致出精候訳を以、亥年扶持米九俵遣候処、猶又致修練用立者候間、扶持米相重、右之通可遣置哉之旨伯耆申出、其通申付候、取次同人

同十一日

一句読師江

柴山愛次郎

右は兼て学問致修行、兼て心掛宜者、右之通申哉之旨、内膳申出、其通申付候、

右同日

一金拾兩

山下出右衛門

右は勤功之訳を以、右之通可遣哉之旨直記申出、其通申付候、

同十一日

一造士館掛

勘定方小頭格  
横目助

演武館掛

白坂郷左衛門

横目助

竹下喜左衛門

右掛之儀申付置候者共、当分旅行等にて差支候付、右之通可申付哉之旨申出、其通申付候、内膳

一銀三枚

山下出右衛門

右病氣に付右之通候事、

同廿日

一銀八百目

島津仁十郎家来  
納戸支配奥矢師

大田郷兵衛

右は文政二卯年納戸支配掛細工人申付、天保八酉年矢

師見習申付、夫より段々勤功有之、当時困窮之取訳を以、右之通可遣哉之旨伯耆より申出、其通申付候事、

同廿五日

一

本科外科  
郡山郷士

久木山道徳

右は表医師本科・外科新納龍雲事広敷いし申付候付、右代道德江可申付哉之旨奎之介申出其通申付候、直記

同廿六日

一銀三枚

朝鮮通事

加島平左衛門

右病氣大切に付余例を以遣し候事、

右同日

句読師助

一句読師江

肥後勇八

曾山甚七

橋口壮助

右は句読師田實善次郎・谷山彦助事都講申付、句読師

伊地知龍右衛門儀は訓道師申付候付、跡代右之通申付

度、尤何れも学問無懈怠致出精者候旨、教授内意申出

候付、其通申付、役料米法之通可遣置哉之旨、筑後申

出候付、其通申付候、取次次郎兵衛



同廿九日

一 長崎奉行支配  
調役並  
会所掛  
山本友輔

右は役場之儀、於長崎何そ二付願事等類入候義も有之  
候付、先役田中廉太郎江内用頼申込置候処差免、跡代  
友輔江申付候付、内用頼申込、年中仕向等之義も廉太  
郎同様申付度旨、在勤長崎付人申越候付、其通可申付  
哉之旨左衛門申出、其通申付候、取次中村新介

右同日

一 年式拾貳歳  
代官所  
書役  
東郷六郎兵衛

右は横目助重久真之介事、徒目附申付候付、右代六郎  
兵衛江可申付之旨李之介申出、其通申付候事、

八月朔日

一 使番格  
鳥預頭  
庭奉行  
取勤  
玉里奉行兼務  
村田清右衛門

右は頭寒之痛有之、月代難儀仕候付、一往惣髮成差免  
度旨申出、其通申付へき哉之旨但馬申出、其通申付候、  
取次甚之丞

飯野大河平在番  
小番

大河平孫八郎

右は持高四百九拾九石余所持仕候処、此節領地之内江  
依願卒召入候処、增高有之、五百石高上差免度旨但馬  
申出、取次甚之丞

右同日

一 膳所料理役  
湯地新七郎

一 膳所料理役江  
膳所料理役助  
森 李右衛門

右は前条新七郎儀何通申付候ハ、跡代右之通可申付

哉、右二ヶ条伯耆申出、其通申付候、周右衛門

右同日

一 一代小番  
市郎兵衛  
嫡子莊一郎  
相良八郎兵衛

右は祖父市郎兵衛事屋久嶋江、親莊八郎二は大島江居  
住申付置候、然処右八郎兵衛事当年拾四歳ニ罷成、年  
輩相過候付、初て之目見願之儀親類より後差、  
人事先年聞召通趣有之、右通申付置候得共、親族咎目  
等も不申付候付、表向願書為差出、追て目見可申付哉  
之旨同人申出、其通申付候、取次周右衛門

萬延二年酉正月元旦

肇記同二月廿八日於江戸

文久と改元被仰出

### 心覺

惟恭誌

一正月元旦披露

先達て御問合申進候通、英商船

公義御請取直ニ御引渡相成候付、昨廿三日船江罷越候

様御達有之、

公義役々出会之上、同日午之上刻無異儀相請取申候、

別紙船絵図壹枚差上候間、江戸御届向等之儀宜御取計

可給候、尤琉球通船之趣意を以願出為相成事候間、此

節も右之趣にて御届申出置候間、其御舎を以諸事御取

計可給候、無申迄候得共江戸・大坂其外津々浦々乘廻

之儀も、御届一緒ニ御手数有之度相考申候、我々共は

当日より乘込地水夫拾式人相雇、取始末為致居候、直

ニ諸道具等取調候処、何も不足之品無之、内外之粧奇

麗堅固之船柄ニ御座候間、御安心可給候、御掛家老衆

不相分候付、別段御届不申上候間、宜御置可給、

細事申進度候得共、

公辺異国懸引之事ニ付、別て致混雜候間其儀ニ不能、

荒々此段御掛合候、以上、

申十二月廿四日

五代才助

川南清兵衛

市來正之丞殿

有川七之助殿

〔張紙〕  
本文張紙

軍艦ニテ願出候得は、大炮・小銃等備付一組之水軍

人数被差乗候ては不相成、異国ニ対軍艦之旗章難引

揚、開港之場所差支之廉有之候付、其心得を以宜御

取計可給候、

〔張紙〕  
右同張紙

本文ニ付、異国にて之船号エンケラント、仮ニ万延

丸と唱直候、未表向之船号ニ無之候間、御吟味之上

御改号可給候、

一ハツテラ大小五艘為乗付有之候、

同三日

奥州仙臺之遊学生九州遊歴之序領内江も参り、堀仲左

衛門・上原源之丞江<sup>マ、(念腕カ)</sup>面いたし度との事、直記より伺出候間、重富江御相談申候上、何分取計へき旨申付候事、

同六日

一 銀五枚

五代 恕兵衛

右は病氣大切ニ付、役義差免度旨願出、多年精勤之趣を以申達、右之通遣し候事、

同七日無事、

同八日

一 園川正一郎

右は考之訳を以異麥可申付旨、直記江申付候、  
一金貳拾兩

作事方  
下目付定助

永山喜左衛門

一同拾兩

右同  
下目付助

鎌田清五郎

一同五兩

右同  
大工頭添役  
市橋助右衛門  
右は此節伏見仮屋惣建替付、上伏申付候処、出立難渋由候付、為仕廻料内々右之通可遣哉、

一金三拾兩

伏見仮屋守勤

有川藤左衛門

右同断ニ付、右之通可遣哉之旨申出候付、其通申付候、  
取次直記

同九日

嶋津淡路守  
使者

伊集院 集

右は年頭之為祝儀差遣候付、先例之通於対面所、来ル  
十一日目見拜領物可申付哉之旨但馬申出、其通申付候、  
取次谷川次郎兵衛

右同日

当番頭

北郷作左衛門

小松 帶刀

右は弁天波戸御台場受持被仰付候付、此節長崎江差越、  
大炮打方其外心得罷成候儀共、稽古又は質問仕度、日  
數三拾日御暇被下度旨願出、御時節柄ニは候得共、去

ル午年川田將監外式人、騎馬調練等其外規則為伝習出  
崎被仰付、將監儀は九州賦被成下候付、兩人儀別段之  
儀ニ付、願之通出崎可被仰付哉、右候て御用有之、出  
崎被仰付候趣を以申渡、九州賦可被成下哉と申談、此  
段奉伺候、以上、

但同通被仰出候ハ、右兩人罷帰迄之間、台場之儀  
は親類等之内より致差引候様可申渡候、

同十二日

高山  
波見浦人

重 政右衛門

右は米錢等致施行候段相聞得、締方横目を為致聞合候  
処、去々年十一月以来米三石余・金子拾兩・錢貳拾貫  
文、同所軍役用として鉄炮五挺・陣幕一頭差出、此以  
前も同様之儀ニ付、及五度為褒美品差支、又は名字付  
迄も為申付者候処、又々右次第別て奇特成心入之者候  
付、為褒美其身一世諸奉公方可差免哉之旨伯耆申出、  
其通申付候、取次周右衛門

右同日

寺社奉行所  
書役

一 時 任 勇 介

右は文政十二年より当年迄致精勤、殊ニ用立者候付、

役料米重申付度旨、寺社奉行内意申出候付、七俵壹斗  
相重、都合三拾貳俵可遣置哉之旨登申出、其通申付候、  
取次同人

右同日

一 太平布老正

平佐  
白和町人  
吉松居住

慶田伊三次

右は兼て致質屋、并油屋職所帯柄相応ニ有之、所帯金  
錢取替等心能いたし、一統致心服居候者之由候処、去  
秋吉松郷士其外所中之者共百人余、盆祭不相調候を不  
便ニ存し候処より、真米都合四石壹斗貳升買、一籠ニ  
付四斗ツ、致配当候段締方横目申出、奇特成心入之者  
候付、為褒美右之通可遣置哉之旨筑後申出、其通申付候、  
取次同人

右同日

一 銀五枚

税所龍助

右病氣ニ付法之通遣し候事、  
登より直記取次、

同十三日

一 覺

私共事御用有之出崎被仰付、左候て九州賦被成下候段被仰渡、難有仕合奉存候、右ニ付ては兼て難有大禄をも被下置候付、自身ニて相勤申度奉存候間、右御賦之儀は差上度奉存候、此段申上候、以上、

酉正月十一日

北郷作左衛門

小松 帶刀

引札

可為申出之通候、

正月 撰津

右同日 伺

一六人賄料

奥医師  
本科・外科  
篠原 喜悦

右は嘉永五年子年当務被仰付、当年迄拾ヶ年正道致精勤、其内江戸江も相詰、且当春代江戸御留守詰をも被仰付置、当時御用立者候付、品能被仰付度旨同役共内意申出、奥医師本科之儀は、拾ヶ年以上相勤候者は、六人賄料可被仰付旨被究置候付、右之通可被仰付哉と申談、此段奉伺候、以上、

酉正月

川上 但馬

右同日 伺

詰衆

一 二階堂 鄙

右は阿久根山下村之内江抱地有之、此涯差越召置候家来共江申付度儀御座候間、日数十五日御暇被下度旨願申出候、

町奉行格  
御鉄炮奉行

種子島加次右衛門

一

右は谷山平川村之内抱地江破損所有之、此涯差越諸下知仕度、日数二十日御暇被下度旨願申出候、

右之通御暇可被下哉、此段奉伺候、以上、

酉正月

川上 但馬

同十五日

一銀三枚

数寄屋  
一代与力  
道具掛

竹 迫 助 真

右は仕坊主より当年迄六拾五年相勤候処、病氣有之勤方差免度旨申出願之通差免、数拾年首尾能相勤候付、為褒美右之通可申付哉織部申出、其通申付候、取次伊兵衛

同十六日

一 嶋津 讚 岐

右は所帯方難渋之上、去ル巳年私領仮屋其外家中浦町迄も及焼失、願之趣有之、垂水中諸木遣し置候得共、小木悪木而已にて用立候木柄少、然処近年太粧之物入等打続、猶又江戸出府ニ付ても相応之及入価、他借等弥増、仮屋造立も是迄差延置候付、持切在鹿屋上名村江仕立、又は蔵方仕立之杉其外雑木、鹿倉・里場共ニ御用木之外は残置、仕立山之儀も是迄用材木取下相成候伐跡にて、場柄も悪敷候付、都て年数七ヶ年遣し度、左候は用分外は地商売申付候は、少々にて蔵方補可相成旨願申出候付、山奉行江見分申渡候処、用材木取下、又は諸人申請等相成候伐跡にて、垣木悪木勝有之、人別差杉之儀は不差遣事ながら、私領類焼、江戸出府旁ニ付別段之御取訳を以、鹿倉山之分は残置、里場村山散柵迄願年数相減、山仕込月より先き五ヶ年拜領山ニ差免へき哉、於其儀は山引渡之節、猶又用立木柄も候ハ、残置候様申付度と申出、山奉行しらへ之向を以願通可申付哉、趣法掛江しらへ申談、此段登より申出候事、

右同日

表庖丁人

一表庖丁人頭江

大牟田熊次郎

右は表庖丁人頭押川強兵衛事、先達依願役義差免、跡代右之通可申付哉之旨、納戸奉行申出候間、其通可申付哉、役料等も法之通可遣哉と申談候旨、但馬より伺出、其通申付候事、

同十七日

嶋津若狹  
三弟

一同

村森銀次郎

右は若狹養子嶋津信濃事、此節御札使御内達致承知候付、銀次郎儀為物馴自分召列申度、旅中御暇被下度旨若狹申出、願之通御暇可被下哉と申談、此段奉伺候、以上、

酉正月

川上但馬

右同日

一

高尾野郷土  
御兵具方掛  
鑓師

肝付喜三次

右は亡坂口市郎兵衛江相付、多年鑓細工致稽古候付、天保七申年より御兵具方江相掛置、追々数百鎗拵方被仰付候処、手涯宜別て出精相調へ用立、此節扶持米九俵相重、都合拾八俵可遣哉との吟味、先例を以申出、其通申付候事、伯耆

右同日

一 嶋津周防様

右ハ持切在東郷藤川村之儀、百姓別て相勞居、可也之御取救等時々有之事なから、思召通參兼候付、同所立山差免度との願出登<sup>マ、書カ</sup>より差出、其通申付候事、

右同日

町奉行所  
書役

伊東正助

右は多年致精勤、当年迄三拾八ヶ年用立者之趣を以、役料七俵相重、都合式拾七俵可遣哉之旨伯耆より申出、其通申付候事、

同十九日

小番

一 年三拾八歳 佐多彦五郎

右は横目助鳥丸六左衛門事、郡奉行見習申付候付、代彦五郎江可申付哉之旨李之介申出、其通申付候、取次央

右同日

一金三百五拾兩 嶋津讚岐

右は去ル午年江戸出府之節、金千両取替申付候処、追々内上納等いたし、右員数相残り候間、別段之取訳を以、遣し候様内用頼、用人江可申渡候、

同廿日

側役格  
趣法掛

吉川源右衛門

一 右は、此節馬場傳右衛門居やしき百八拾坪永代譲受候処、手狭ニ付、馬場勇助居屋敷百五坪譲受度内談いたし候間、添地差免旨申出、勘定奉行江も相しらへ申出<sup>マ、</sup>候とて、但馬より申出、其通申付候、取次直記

同廿一日

伊集院 平

一 右は屋久島奉行申付候処、足之痛ニて役儀断申出、一応養生申渡候得共、猶又申出候間、其通差免候事、

右同日

一金子三百疋 川南清兵衛

一右同式百疋ツ、 士以上五人

一右同百疋ツ、 士并拾五人

一青銅式千疋 船中 四拾壹人

ノ八両式歩

右は蒸氣船江参り、乗試為致候付遣し候事、

正月廿一日

同廿二日

横目助

一 喜入嘉次郎

右は人柄相成者候付、大坂掛并勝手方掛申付、大坂江も繰廻相詰候様可申付哉之旨登より申出、其通申付候、取次次郎兵衛

同廿六日

川上源十郎組  
小姓与

薬園掛見習  
医師本科・外科  
赤崎圓齋

右は医道は勿論、物産等心掛宜者にて、嘉永五年御薬園掛見習医師助被 仰付、無扶持にて相勤居候処、猶又御用立候付、安政三辰年右通被 仰付置、同五年御切米三石六斗被下置候、然処初発より当年迄拾ヶ年ニおよひ骨折正道致出精勤、当時別て御用立者候付、旁之御取訳を以、品能被仰付被下度旨、御薬園奉行内意申出、右通致精勤御用立者候付ては、表医師にて御薬園掛可被仰付哉は、先例を以御家老江も申談、此段奉伺候、以上、

酉正月

穎娃織部

同廿七日

右筆頭

一金五拾兩

肝付壮右衛門

右は当春江戸詰申付候処、是迄度々江戸詰いたし、兼て困窮者之上、悴病死勞にて出立別て難渋之由候付、不容易儀ニ候得共、兼て致出精候取訳を以、沖永良部嶋益銀之内より、右之通内々可遣哉之旨申出候事、  
伺通差免し候事、

一 右同日

御領国之儀、全体大豆致作職候者存分ニ無之、国用致不足、近比他領より買入専肥後表より商人共相對にて取入、国用・嶋方下用ニ相弁来候処、

順聖院様分て勤農之方之儀被 仰出候砌、粟・麦は勿論大豆植方も郷々江折角申渡候折、去歳より肥後表大豆商買別て相渋く商人共相對取入六ヶ敷成立、自然ニ及払底、当時之諸人日用之味噌・醬油之作入等別て及難渋候段、追々向々より愁訴いたし候処より、猶又郡奉行江分て相達、差掛当春詰地方検者出立前惣体在番所江招呼、趣法掛之者共出席、郡奉行列席にて郷々地面見合、所役々ニも申諭訖と蒔入為致、是迄致作職候郷々は、猶又植殖候様可取計細々申渡、其上受込之郡奉行にも追々差入之上、猶又致諸下知、植付之畦反等



取調申出候様相達し置、郡奉行よりも別紙之通申出候間、其形行御届之申上置、且又諸色も追々高料ニ罷成、諸人及迷惑候次第二候間、成丈下料ニ相成候処吟味いたし、追々形行御届可申出との事、

一領内之儀大豆別て無多事、看々他国より買入相成、諸事用弁仕事候処、就中近年は別て高料罷成、一統致難渋候付、屹と植増国用弁候様諸郷々江可申渡との儀に付、当春諸地方検者出立ニ付、無残在番所江召呼、右植殖方之儀承知之趣得と申渡、尤大豆作之儀は、同地之内江兩三年は作職不致候ては、成実不致、尤四五ヶ年目より成実いたす作職ニ候得は、愚昧之者共ニは、農人なから一兩年も作入取実薄く候得は、土地相応不致と一向差心得、夫形作止候儀、已前より右類多々有之候付、此節は庄屋在役又は作人之内、見計を以右之趣委細ニ申合、是非五六年は成実之多少ニ不構、同地面江致作職、作得之厚薄試いたし候様、左候へは外々作人共ニも見習追々時入可致、勿論是迄作職いたし候郷々は、尚亦植殖候様諸下知可致旨細々申達置、尚同席中ニも致廻勤、右之指揮可致之旨、郡奉行よりも申出候事、

同廿六日

一金式拾兩

有川藤左衛門

右は出京ニ付、困窮之取訳を以、沖永良部益銀之内より遣し候事、

同廿七日

一 岩崎岩次郎

右は一代小姓与にて鷹匠江転役申付候、

同廿八日

一 中原猶介

右は製薬方用にて出府可申付旨、内膳江申付候、

右同日

三益嫡子  
本科

朝稻 三碩

右は表醫師本科・外科、一字欠マ、村良貞事転役申付候に付、代三碩江可申付哉之旨奎之介申出、其通申付、取次内膳

二月二日

一切米拾八俵

内九俵

此節重

嶋津安芸家来  
細工所検師

脇田森左衛門

側用人

諏訪數馬

右は幼少之砌より画致出精用立候付、切米九俵遣置候

処、其後御前御用は勿論諸御用相勤、当年迄拾六ヶ年

正道致精勤、分て手跡等も宜用立者候付、切米重申付

度旨細工奉行申出候付、旁之取訳を以、内書之通相重

可遣哉之旨登より申出、其通申付候、取次助八

右同日

小姓与

使番

本城源七郎

一役料米三拾五俵

船木金之丞

目附

江田五郎左衛門

右は先祖代能方脇役相勤、亡養父宗之丞儀も同様相勤、

芸道相続申付候節、役料米三拾五俵遣置、左候て同人

事全体宝生流脇役相勤来候得共、高安流江改流申付、

家本江入門いたし、追々伝授之事等も習受候処、右金

之丞江継目養子申付候付、芸道相励改流涯、尚又家業

取起不申候ては不相濟事候処、極々困窮者にて、持高

家屋敷等も所持不仕、取訳を以右之通可申付哉之旨、

大藏より申出、其通、取次同人

代官

種子島六郎

細工奉行

大嶋盛大夫

二階堂小源太

平山五郎右衛門

大迫新藏

藥丸半左衛門

同三日

大目附

一同

菱刈奎之介

右役場之儀、軍役方被召建候節より、夫々掛申付置候  
得共、追々転役等にて欠跡有之候付、此節右人数江軍

役方掛可申付哉之事、

大 番 頭

小 姓 組 番 頭

船 奉 行

作 事 奉 行

春 屋 役

右役場之儀、初発は三四人ツ、人柄を以軍役方掛申付

置候得共、砲術調練其外非常之節は、第一手当向ニも

相拘御役場ニ付、以来惣掛可申付哉、

寺 社 奉 行

勘 定 奉 行

側 役

小 納 戸 頭 取

記 録 奉 行

長 崎 付 人

供 目 附

右 筆

用 部 屋 書 役

側 用 人 座 書 役

趣 法 方 書 役

右御役場之儀、初発は忝兩人ツ、軍役方掛申付置候得

共、何そニ付軍役方用筋之儀は、おのつから一統引受

取扱当然之事候付、別段人柄を以掛置ニ及間敷吟味仕

候、右之通被仰付置可然哉申談、此段奉伺候、以上、

酉二月

右本掛之人数左之通、

喜 入 攝 津

側用人

忝人欠

猪 飼 央

納戸奉行

忝人欠

東 郷 藤 兵 衛

使番

忝人欠

江 田 平 蔵

船奉行

初発より二人

橋 口 奎 左 衛 門

作事奉行

折 田 八 郎 兵 衛

初発ハ二人

川 上 七 九 郎

谷 山 次 郎 右 衛 門

帖 佐 為 右 衛 門

黒 岩 庄 兵 衛

菅人欠

細工奉行

中村八兵衛

代官

市來八郎

三人欠

土師十兵衛

趣法掛用人

福崎助八

中村新介

用人

肝付兵部

樺山相馬

物頭

平嶋平左衛門

細瀧權八

山田轉

小笠原兵部

高奉行

喜入九郎

山本新左衛門

物奉行

高田尚五郎

川上左大夫

馬預

志岐小左衛門

川北十郎

山奉行

石黒戸後左衛門

土橋九兵衛

郡奉行

上村笑之丞

猿渡彦左衛門

相良角兵衛

黒葛原源助

村田源右衛門

東郷吉左衛門

寺社方内用掛

土橋藤右衛門

台所頭

本田清兵衛

数寄屋頭

助教

伊東善阿彌

篠崎甚七

堀 仲左衛門

後醍院彦次郎

横目

新納次郎九郎

白坂郷左衛門

今村金次

面高與藏

田畑武右衛門

澁谷甚十郎

折田清一郎

坂本廉四郎

高崎善兵衛

岩切與兵衛

三原真八郎

篠崎中左衛門

竹内直助

愛甲嘉兵衛

右同日

一他国米四千石

米屋差引人

西元孫兵衛

卷木嘉次郎

石神新五右衛門

澁谷三之丞

右之者共、本行通夏分飯料米払底之為用心買下米屋中  
江壳払、通融相成候様いたし度との旨申上、諸色方、

但田舎迄通融同段、

掛木村善兵衛・竹下喜左衛門等外兩人よりも右差免ニ  
付ては、限月当八月限ニ相究、其後は不相成様固申達  
し、諸郷江致荷卸候儀も有之候節は、其所横目石数・  
俵数相記し、諸色方江申候との之調へ申出、其通申付  
候事、

同五日

長崎  
町年寄

福田傳太郎

右出入申付度旨申出、右父猶之進も内用頼申付、何篇  
引受世話いたし来候処、致病死候付、右可申付哉との  
事、

右同所  
会所目付

山田順太郎

右同所  
同請私役

盛 千蔵

蒲地運八郎

右は同断申出、此内より多々用立者候付、願通可申付  
哉、

右同

港会所定掛

遠見番触頭格

善次右衛門嫡子

塩澤善十郎

右前条申出候付、其通可申付哉之事、右長崎付人より  
申越、掛御役々江も相しらへ申談、此段申出其申付候  
事、筑後

町奉行

船奉行

郡奉行

代官

諸色方掛

横目

菜種子之儀已前より地禿用残置、余分は他国出願出候

得は、諸色方掛横目等江為致吟味差許来候処、昨年は  
不作にて国用分不引足、九月以来積出差留置候付、至  
当分払底之訳も無之賦候得共、当時油別て無多事、諸  
人及迷惑候由相聞得候付、此涯他国積出屹と差留候、  
右付ては上方表高料之由候付、密々致抜積候ては不可  
然事候間、猶亦嚴重取締行届候様申付候、左候て菜種子  
之儀ニは、培養用之骨粉類為買入下、積出令免許事候  
間、追て新種子出来之上は、於郡奉行方出来高鎖細ニ  
取しらへ、御趣法掛御用人江届申出候様申付候、右  
を以御国用分を見賦、余分有之候ハ、其節之振合を  
以致吟味申出候様申付候、

一 生蠟之儀も前条同断相少、蠟燭屋共も職分相休居候者  
も有之、諸人難渋之趣相聞得、是以密々致積出候儀も  
難計候付、此涯取締行届候様申付候、左候て追々諸所  
垂蠟所生蠟澄仕廻之上、給分生蠟相渡候付、高相礼諸  
見聞役より諸色方掛横目方江相達、於諸色方根帳取仕  
立、売主・買主時々届申出度差引候様可致取扱候、  
右登より申出其通申付候事、

一 網屋職之者共魚商売之事、

右登より申出、尤之事候条糞通申付候事、

同日

長崎・西目・東目、大門口・祇園洲台場手当は勿論、其外調練場於炮術館炮術調練付、小頭等之諸役々は、急火管并大炮免許之内より被仰付候儀、当然之事候得共、間ニは全不相調者も有之候付、免許無之候ても現事相調候面々より申付来候、右階級之儀、一家之流義修行励、旁之為ニは相当之事業候得共、流儀之義は天保十二丑年被召建、城下諸郷ニ至り一統入門申付、其以後は別段入門とは不申付候得共、前髪さへ取候上は則より稽古申付来候、右ニ付ては惣鉄炮ニも申付、殊ニ国務第一之要務ニて、右小頭等之諸役は、頭立人々目当ニも相成職事ニて、免許等之訳筋を以取調、万一不相当之人柄相加り候ては、気情ニも相拘り事候間、第一人撰を以修熟之者江申付候様有之候ハ、旁可被宜付、右階級之儀はかゝわりなく人柄を以申付度との吟味、筑後申出候得共、尤之事、乍然自から兼て行跡も正敷、人も納得いたし候者を精々取調可申付旨相達候事、

右同日

来春参府ニ付ては、是迄之供外別段人数相増不致守護候ては、掛念之訳も有之、人数賦等折角吟味中ニ付、人数増之儀従

公辺は、参勤道中は精々減少之儀、兼々被仰渡趣も有之、表通之願ニては容易ニ取揚有之間敷、されはとて何となく相重候ては、如何様とか御疑念も難計、久世方儀は此節参府御猶予願立之節、国許人氣旁当節之情合、南部方より内実申込候に付、来年参府之節、人氣旁折合之事情を以申込、差障らず聞置等にて、何となく人数相増参府相成候ては、不苦様之手続、筑南間より計策いたし貰ひ候儀相調間敷哉、訳は相替り候得共、人数出府之節願書等差出候ても、取揚無之向ニて、程能太図御聞置相成、何となく人数差登候ハ、篤と評議之上、何分都合能人数相増、召列候義取計ニて可有之、人数之儀増減は如何様共可相調候付、左衛門出府前内評も為有之事候付、大体之所ニて内意向取計有之候ては、何様可有之哉、いよいよ幾百人召列候と申処、未吟味約り兼候得共、此段以内用相談旁左衛門・式部江申候との事、攝津より申出候事、

右同日

於江戸表異人共逢殺害候付、旅人御取締向儀共、別紙之通佐賀守部・石川寛左衛門江御奉行より御達し相成候御由にて、同人より承知候趣、書取を以差廻し候間、写取差上候、此段申上候、以上、

右被 仰上可被下候、以上、

長崎在番

迫田甚蔵

正月廿四日

御軍役方掛

御用人衆

去ル十三日、御奉行様より御内達之儀有之由にて、御呼出ニ付罷出候処、筑前様御一同御面談御演説御座候は、風説迄には候得共、旧臘五日、江戸赤羽根ニおゐて、亜米利加通弁官逢殺害候一条は、定て国許江も相聞居可申、右に付、仏朗西・英吉利ミニストル共江戸表引払、神奈川迄引取居、亜米利加ミニストル老人相殘、御談判相成居候由、然処去ル十二日夜中、阿蘭陀副コンシユル御役所江罷出、右通弁官殺害後仏朗西・英吉利人共之内又々老人外七人同時ニ逢殺害、是迄毎度之末にて、此節は既ニ御氣之毒之事ニ可及模様ニ相

聞候付ては、殺害人防且警衛之ため、当湊滞在之魯西亜・李漏生軍艦差廻候様御声掛り有之度申立候由、併右之半軍艦差廻候通にては、猶々一体之人氣ニ差構可申候付、翌十三日御支配組頭衆を以程能御談判、右之御答は無之通御取計候、尤副コンシユル承候儀は、何れ之便にて申来候哉と被相尋候処、亜米利加商船より承知仕候趣申立候得共、去ル九日同国商船式艘上海より罷越とのミニて、近日江戸表より相廻り入津之船無之、殊ニ旧臘廿七日は町便外御用筋にて、去ル十二日御到来、右様不容易都合候ハ、必何れ之筋より欵可申来候処、無其儀ニ付ては、廿七日迄ニは左程之事有間敷、其後之事ニ候得共、上海より相聞、同所より参り候二いたし候ても、猶更纒之日間にて相達申間敷、旁以御信用被成兼候、しかし当時之振合コンシユルより態々之申立、全く虚説とも難被差極、追々疑ニ御聞取候儀も候ハ、猶御達ニ相成候儀も可有之候、一件市中ニても多分色々風説等いたし、国元辺江あたり事仰山ニ相聞候儀も可有之哉、先以右御聞取且御内慮之次第、為心得被御申聞置候旨、惣ては異人殺害之風聞度々之事にて、水府浪人忤所業之様相聞候得共、何等之人物



二可有之哉、今般江戸表吃と御手締有之趣ニ付ては、

自然右之者共九州筋罷越、当所立入候哉も難計、異人共にも彼是伝承氣勝ニ相成居、如何之儀出来可致哉、

江戸表ニも旧冬十一月下旬、商人之姿ニて異人船江乘込及騒動候噂等有之、如何ニも姿をやつし罷越候儀も

可有之、甚以御懸念御座候故、騒敷者改方精々市郷江被申越、且又当所最寄入口之儀候間、大村様江も右之

段被相達候、就て手速之場所ニは候得共、国元之儀も当所江之通路筋と申、万一領内江入込間敷ものニも無

之、右之手締猶又行届候様手当方は有之間敷哉、右は表向御達之筋ニ無之、御懸念之余被相談趣差合、程

能国元江申越置候様旁々御内々被御申聞候、就ては諸家様江は御同様御内達無御座候付、折を以私より御相

談いたし置候様有之度、御用人杉山市郎左衛門より内々申聞候事、

同八日

一

關山糺組  
小姓与  
甚左衛門嫡孫  
吉井勇次郎

右は鳥見勤川上林兵衛事致病死候付、代右勇次郎江可申付哉之事大蔵申出、其通申付候、取次甚之丞

右同日

一

右明日前髪取差免度旨申出、其通差免候事、

勝山英之進

同九日

一伺

一國分郷士

坂元仲節義

只今式部江

相付、出府

いたし居候

間、於江戸

申付候事、

台所  
書役

坂元喜右衛門

六組觸役所  
書役

木藤市助

出水  
郷士

川俣休大夫

町田莊次郎

田實六左衛門

三原彦六

大口  
右同

寺原用右衛門

松永傳右衛門

北原直左衛門

山下市蔵

大村  
右同

高江與左衛門

橋口正兵衛

石神喜右衛門

高城郡  
高城右同

有馬戸右衛門

橋口良介

内山恕兵衛

薩摩郡  
山田右同

井上伸之丞

眩岡休右衛門

足輕式人

右来廿八日出立

横目

上井甚左衛門

岩山金之進

栗野  
郷士

池田彦右衛門

川俣治兵衛

池田吉兵衛

小林  
右同

高野瀬庄助

富満武右衛門

齋藤幸之進

坊泊  
右同

伊瀬地六郎

伊瀬地平八

高崎  
右同

平川民五郎

四位林左衛門

肥田木覺兵衛

牛根  
右同

二川十郎左衛門

篠原矢七郎

敷根  
右同

猿渡権右衛門

古川松兵衛

指宿壮平太

足輕式人

右は三月二日出立

勝手方  
家老座  
書役

村田五兵衛

造士館  
書役

竹下三之丞

恒吉  
郷士

小田半五右衛門

後藤孫右衛門

大崎  
右同

上床筑兵衛

小野喜惣次

肥後織右衛門

加久藤  
右同

黒木相摸

岩崎宇源太

上飯  
右同

塩田一三多

和田助二

中村東次

下飯  
右同

江口隼之介

橋口駒之介

橋口叶介

踊  
右同

松下孫兵衛

田嶋喜藤次

足輕

式人

右は三月六日出立

右用有之出府申付、去春出府之面々

江致交代候様申付候条申渡、可承向

江も可申渡候、

但城下人数之儀は下人召列、手鍵并

鉄炮為持候儀勝手次第、諸郷人数

之儀は、式三人江下人召人召列、

手鍵・鉄炮持越候儀は勝手次第候、

尤出水・大口・大村・高城郡高城・

薩摩郡山田人数儀は、来ル廿七日

限、上下飯人数之儀は三月五日限

り出水江致出役、城下人数可相待

候、栗野・小林・坊泊・高崎・牛

根・敷根人数之儀は、来ル廿七日

限り、恒吉・大崎・加久藤・踊人  
数之儀は三月朔日限り、城下江差  
越、軍賦役江着到之届可申出旨、  
伯耆より相達し候由、

右同日

一長刀師範田代宗次郎江金子拾五両、いつもの通表より  
側上りの首尾を以、内々遣し候事、困窮之故也、内膳  
江申付、

同十日

一 澁谷休阿彌

右は苗代川掛申付、焼物方は勿論内用計取救之儀、同  
掛高木東阿彌同様致取扱、苗代川中一体之儀向々江相  
付、申出候儀も都て承届、万端致差凶候様申付候条、  
早々可差越候、左候て以来六ヶ月ツ、繰廻相詰、致交  
代候様申付候、此旨申渡、苗代川役々江も可申渡候と  
の事登より申出、申付候事、

同十一日

右筆格  
広敷番之頭勤

一 市來傳蔵

右は当春代江戸留守詰申付置処、老母身弱ニ有之、見  
放難致出立候付、差免度段申出、其通可申付哉、

広敷番之頭

荻野半之丞

右傳蔵儀伺通申付候儀候得は、代半之丞江可申付哉之  
旨登より申出候得共、少々存慮之訳も有、白石仲左衛  
門江代り申付候事、取次舍人

右同日

一 伊集院周八

右は此節佐土原より願之訳有之、宇左衛門・愛之介・  
太郎左衛門・宗之丞差遣しに付、周八彼是差引下知い  
たす之為に遣し候事、

右同日

一去ル三日上野出火之次第、火之元之届今日相明し申出  
候様届申出候事、

同十二日

馬医

一 小田原勤左衛門

右は文政十三寅年馬医見習申付、引続三拾貳年正道致  
精勤候取訳を以、此節扶持重申付度、馬預よりも申出候

趣を以、家老江も申談候とて、織部より申出、其通申  
付候事、

右同日

一此節御買入相成候天祐丸儀、

公義御用に付其許江被差越、帰帆之節は御用物等積入、  
長崎江被相廻候形行之儀は、別段申越通ニ候、右付て  
は

公義御用之儀故、御達通御受いたし、相勤候儀ニハ候  
得共、此以来毎々右通御達し相成候ては、此方重畳之  
御迷惑は勿論、何分御用弁も不致訳柄ニ付、此上之所  
は無抛き御達し相成候ても、容易ニ御受不致様、万一  
御断等難立向之形行ニも候ハ、一往得差戻候様無之  
候ては、相済間敷候付、右体之儀は、則程能御断ニ及  
候て相済候儀は、其通取計候方旁可然申談、周防様江  
も御相談申上達

御内聴、此段申越候条、自然清兵衛等滞船中ニも候ハ  
、右之趣被相達候儀は其通ニて、長崎表帰帆之上は、  
迫田甚蔵申談、都合能取計候段も被相達候儀候、何分  
も被取計ニて可有之候、以上、

但右形行之儀は、迫田甚蔵方江も申越候様可致候、

此段は為御心得ニ候、

酉二月十三日

嶋津 登

嶋津左衛門殿

川上式部殿

川上龍衛殿

右同日

一此節御買入相成候天祐丸之儀、江戸最寄江稽古運用序  
ニも有之候ハ、被差廻度、御用品有之候付、届呉候様  
長崎御奉行より被相達、去ル二日方長崎湊出帆いたし  
筈候付、不日其許着津可致、旁之形行は先便申越通ニ  
候、然処亦々其許より帰帆之節は、御用物等積入、当  
所江相廻候様被相達候付、川南清兵衛江相達、御受迄  
もいたし候は、此節在動長崎御付人より別紙写之通、  
御趣法掛迄申越候段申出候、此段申越候条、於其元  
公辺御届相成儀も候ハ、都合能被取計ニて可有之候、  
以上、

酉二月十三日

嶋津 登

島津左衛門殿

川上式部殿

川上龍衛殿

口達之覺

此度江府江被相廻候蒸氣船掃帆之節も、同所より当地江可差越御用物并御下金之分、積廻方宜被取計候様いたし度候事、

一 因許蒸氣船江戸より掃帆之節、御用物等有之候付、当地江積廻り候様御達之趣承知仕、御請申上候事、

一天祐丸江府表廻船之上、彼方より又ハ御用物并御下金有之候付、積入当所江相廻候様、調役沼間平六郎を以、別紙之通御達相成候付、川南清兵衛江相達、尚又別紙通御請仕置申候付、此段申上候間、被仰上可被下候、以上、

酉二月五日

長崎在番

迫田甚蔵

福崎助八殿

吉川源右衛門殿

小森新蔵殿

同十三日

一金三拾斤マ

右は此節出府申付候付、極内可違旨内膳江申付候事、

白石仲蔵（伊左衛門之）

同十四日

板鼻主税  
家来

一 太平布式疋ツ、

圖師代助

右は亡父代より引続白塩焔焚方申付候処、処々焚方骨折之上正道致精勤者候付、右取訳を以褒美、右之通可違哉之旨伯耆申出、其通申付候、取次助八

同十五日

税所普門院儀、用向有之

上京申付候様申付候事、伊兵衛

同十七日

表医師  
鍼科

一 広敷医師江

野添玄碩

右は広敷医師鍼科田中見龍代申付候事、伺登、取次直記  
右同日

諸縣郡吉田昌明寺村之内

一 斧硯

同所豎村之内

一塩水流

右三ヶ所他領境ゆへ辺路番召置度之事、所より申出候  
段伯耆申出、其通申付候事、取次同人

同廿日

一表医師江

重富家来  
鍼科

安藤幽澤

右は表医師鍼科野添玄碩事、広敷医師江転役申付候付、  
右代幽澤江申付候事、諏訪數馬申出、取次町田内膳

右同日

一銀拾壹貫七百拾六匁六分八厘

一同三百日

一屯利銀拾壹貫七百三拾目壹分式り四毛

樺山要人

右は亡養父染遊代宗門方銀之内利付拝借申付、時々内  
上納ニ錢元利銀右之通有之候処、同人事長々病氣相煩  
致死去候付、別段之取訳を以遣し切遣し度との旨登申  
出、其通申付候、取次同人

同十九日

大里王子事病氣ニ付、役義断申出候付、代仲里按司江

可申付哉之事伺出、其通申付候事、

同廿三日  
義岡左平太  
家来

一 長野元晋

右は依願嘉永五子年出府申付、小嶋春齋・添田玄春江  
致入塾、其後安政元年寅年より故多紀染真院方致転塾、  
混と致修行心掛宜敷候付、一身賄料迄も遣し置、猶又  
愈出精医学相進候取訳を以、左衛門より於江戸表医師  
申付度との事伺越相成、爰許吟味も同意之趣を以申出  
候間、其通申付候事、

同廿五日

一青銅式千疋

谷川次郎兵衛  
地頭所  
山川郷士  
米北勇左衛門

右は幼少之時分より父母之教示を不背、読書等ニ心掛  
致修行、父は早く失ひ母江叮嚀ニ事へ、別て奇特成者  
に候間、為褒美右通り遣し候事、

同廿七日

一 年三拾六歳

潤計養子  
山奉行所書役助  
竹崎小仲太

右は横目助白坂彌七郎事致病死候付、右代小仲太江可

申付哉之事數馬申出、其通申付候事、取次市助

同月晦日

一 大藏流  
狂言稽古  
伊集院郷士

尾上郷次郎

右は扶持米九俵重可遣哉之旨大藏申出、其通申付候、

右同日

一 物着自分稽古  
阿多郷士  
濱田佐一左衛門

右は能方江此節召入、扶持米九俵可遣哉之旨同人申出、  
其通申付候、

三月四日

一 扶持米九俵

菱刈李之介  
地頭所  
い十院郷士  
苗代川居住  
源太郎嫡子

加嶋保次郎

右朝鮮話稽古扶持として遣し候事、

同六日

一 太平布老正

北郷作左衛門家来  
平佐白和町  
居住

慶田紋右衛門

右は去年七月、同所麓・在・町難波之者共江真米四石  
壹斗余致施行候段、締方横目申出、為褒美右之通可遣

哉之旨、但馬より申出、其通申出候、取次福崎助八

馬關田

川北村之内

向原

右他領境目ニて旅人取締付、別て不締之場所柄、刃路  
番所被召置度との事申出、其通申付候事、攝津取次同

人

右同日

一 島津主殿  
小姓与  
日高新之丞

右は初て高持成之願申出、小姓与家筋ニて格式を以相  
しらへ、願通可申付哉之旨申出其通申付候、取次不知

同八日

一 義岡佐平太  
家来  
長野元晋

右は於江戸医道致稽古、往々用立者との事を以、表い  
し於彼地申付度との儀伺越、其通申付候事、

右同日

谷山和田浦江金八百兩拝借候得共、内用金之内より式  
百兩拝借申付、右之首尾書其外別ニ写させ置候事、

右同日



一 穆佐抑

役料米三拾石所務

横目助

毛利周右衛門

右は穆佐抑上野新五郎事、来月迄にて年数筈合候段届申出、右周右衛門儀見聞役をも相勤居、人柄慥成者候付代申付、役料高右之通遣し、五ヶ年相勤届申出候様可申付哉之旨攝津申出、其通申付候、取次央

同六日

蒸氣船去月五日長崎出帆、同十日夕刻品川沖江着船いたし、左衛門始役々にも同十三日乗船致見分候事、二月十八日江戸立飛脚より申来候事、

右同日

松平隠岐守留守居より、松山表にて織出候縞木綿、御国許にて売捌度旨、彼方より表向申越候段江戸表より申来、爰許吟味之上可然との事にて、差免候段申越候処、正月廿九日定式より向方江差免し候旨、申達候との事申来候事、

右同日

鶴拜領之賦都合能相決候段、龍衛より十七日立飛脚を

以申越候事、

右同日

左衛門江申付候内証便之事好都合之由、十八日立之飛脚より申遣し候事、

松平修理大夫

本文

一 三月五日御同人江達し候事、

島津周防儀、其方家督之節より国政向万端心添致精勤之趣相聞得候付、来年其方参府之上は、国許政事向猶厚相心得、万事行届候様可取計旨、可被申聞置候、此段内々可相達との事、

右去月十八日立飛脚より申来候事、

右同日

一 御鷹之鶴巻筒

右宿次御奉書を以拜領被仰付との事、十八日立飛脚より申来候事、

一 唐反物注文代是迄丁錢相渡来候処、近年唐反物持渡品等別て難渋成立候付、現銀を以御下度との旨、無余儀苦情申立、願出候趣吟味いたし候処、現銀を吹替へ願立之儀不容易手数にて、以来干生子・なからめ・饜ひ

れ類之品物相渡候様有之候てはいかゝとの事、琉球産物掛より申出候得共、猶又館内江相達し候処、段々申出候趣も有之候間、折角彼方迷惑筋不相成様、向々可解吟味旨申渡候事、

右同日

一 吉井藤兵衛

右は段人柄<sup>マ、段々カ</sup>不宜候付、役儀差免候事、

同十一日

願名

一 石見

島津出雲

右之通改名願出其通申付候事、

同十二日

小番

一切米式拾石

秩父萬之助

右は亡祖父代訳有之、家召禿置候処、此節本之通召建、嫡子前元服申付候処、全体右家之儀切米遣置候付、右由緒記録奉行江相しらへ候処、段々有之候付、右之通可遣置哉之旨登申出、其通申付候、取次内膳右別紙

右は以前扶伝来候系図文書にて候処、祖父太郎事重啓目申付、家召禿候節取揚候得共、此節家召立候付、都て差返候条可申渡候、

右同日

榊山要人組  
小姓与

宮里八兵衛

右は横目助にて江戸江相詰居、去ル午年罷下候節、濃州之内大井宿にて癩氣差起り、問屋役人等江為負手疵、夫々公義御札ニ相成候処、乱心無相違儀明白相分り、全快迄押込被仰渡候付、当地着之上在宿申付、親類共氣を付候様申渡置候処、右快氣届振之儀、此節評定所書役江極内為承繕候処、右体之者快氣届申出候儀無之、輕き御答目之事候付、届ニは不及、此節此方見切を以役儀等申付候ても少も差支無之、自然此以来江戸其外旅行念遣も候ハ、其節改名申付可然旨承り候付、弥致快気候ハ、役儀等申付候儀は、吟味次第可取計旨江戸より申来候付、大目附江相違し横目等聞合、又は為致対談候処、其涯より弥平身にて、其以来何も念遣し候儀無之、外ニ乱心者振合を以、此節は無刀にて外

方徘徊申付、左候て城下又は差越先屋敷近辺徘徊為致遠慮、以後親類共氣を付、少ニても疑敷儀有之候ハ、即致格護、其段申出候様可申付哉之旨同人申出、其通申付、取次同人

右同日

亡甚大夫嫡子

一役料拾八俵

小幡佳多郎

右は親致死去候間、引続遣置、佳多郎幼少故、小幡壮八郎後見心添いたし候様可申付哉之旨大藏申出、其通申付候、取次内膳

同廿三日

一金百兩

小森新之丞

右は所帯方極々難渋之由相聞得、右之通内々可遣哉之旨申出、其通申付候事、

右同日

船手下目附定助

一広敷横目江

田中休助

右は広敷横目田代惣左衛門事転勤被仰付、欠跡有之、右休助儀人柄宜候間跡代申付、料米法之通可遣哉之旨申段候旨、攝津

四月八日

永押込

一 大山三左衛門

右は此節川上式部より

公辺向内々承合候処、此方之見切を以、改名役義等申付候て不苦との事にて、其段何越候付、其通申付候事、

同十日

嶋津内記家  
立野焼物師

一銀八百目

西源左衛門

右多年致出精相勤、年功相応罷成、一代与力可申付者候処、脱体困窮者ゆへ右引替へ右通遣度旨、掛同朋よりも申出、織部より申出、其通申付候事、取次伊兵衛

同十三日

長刀師家

一金七拾兩

田代宗次郎

右困窮ニ付、内々可遣哉之旨申出、其通申付候事、

同十五日

記録所蔵役人

一銀三枚

伊地知十左衛門

右は病氣、取次内膳

同十六日

一表医師江

唐船方寄醫師  
郡山郷土  
本科・外科

岩崎俊齋

右は天祐丸江混と乗船可申付哉之旨、登より申出、其  
通申付候事、取次谷川

同十七日

加治木長年寺

泰有

右は惠燈院住職可申付度旨(マ)、寺社奉行致吟味申出候間、  
其通可申付哉之旨筑後申出、其通申付候事、取次郷右  
衛門

右同日

一太平布三疋

嶋津登  
地頭所  
串良郷土  
竹下孫右衛門

右は去々未秋同所田畠不熟ニて、夏末相成米穀無多事  
候処、郷土其外困窮之者江真米石式斗余致施行、且  
先年も同所百姓別て相勞、牛馬共等不持合者共江、錢  
百五十貫致合力候間、締方横目間合之上申出、奇特成  
心入之者候付、為褒美右之通可遣哉之旨同人申出、取  
次同人

同十九日

一御能掛

小姓与組番  
御用人兼務

嶋津壬生

右掛肝付兵部江掛申付置候得共、壬生江申付候ハ、如  
何之旨申出、其通申付候事、

同十二日

一都講江

句読師頭取江(マ)

海江田彦之丞

右都講田實善次郎事、此節依願勤方差免候付、代彦兵  
衛江申付度旨教授内意申出、其通可申付哉之旨筑後申  
出、同通申付候事、取次吉川源右衛門

同十四日

一

山見廻  
甚藏嫡子  
平田甚五郎

右は鳥見勤長倉猪八郎事、広敷番之頭江転役申付候付、  
跡代甚五郎江可申付哉之旨大藏申出、其通申付候、取  
次宗之進

右二ヶ条は留ヲクレ前後致し候得共、此ニ相記す、

同廿日

一当百錢一枚二付

代錢百拾拾六文マ、新カ

他領直成引上り候由、

右同日

一金六拾兩

川南清兵衛

右同日

一金三拾兩

五代才助

於江戸取替申付候処、難渋之段相聞得遣切、

同廿二日

一銀三枚

中嶋權之進

右病氣ニて役儀断申出、例之通遣し候事、

右同日

一周防様御事、此節深

思召之訳被為在候付、以来

御実形之

御身柄ニ被為復、何篇

左近様御同様被

仰出候付ては、御一門方年頭・八朔・五節句重富御住

居江参上、

御祝儀可申上、島津若狭列は年頭・八朔参上、大目附

以上并ニ奥向之儀は、右節ニは勿論、月次并平日迄も

御用透次第参上、

御祝儀御機嫌申上様可被仰付候ヤ、左近様田之浦御

茶屋江被成御座候節、右之振合被仰付候筋相見得候節、

都て同様可被仰付哉と申段申談、此段奉伺候、以上、

酉四月

川上筑後

同廿三日

一

浪江養子

北郷哲五郎

伊十郎嫡子

新納織之丞

善之助嫡子

最上佐一郎

市郎左衛門嫡子

相良彦太郎

小マ

志岐藤十郎

右は家伝犬追物權古申度旨、川上十郎左衛門申出候間、其通申付へきや之旨但馬申出、其通申付候事、取次舍

人

同廿四日

一 喜入攝津

右は先祖代より数度江戸詰等にて、旅用金追屯不相応之借財有之、殊ニ去ル丑年以來、打統兩度江戸詰申付候処、太粧之及入価所帯方連々差迫、其上私領之儀近年不狎打統差勞、取扱筋申付置候得共、詮立程之儀無之候付、私領中諸所并辺路并松里場迄山仕込、当月より先拾ヶ年程も拝領山地商売差免度、左候は右之余勢を以借財等相補申度願申出、山奉行江見分申渡候処、先年拝領申付候付、以後盛長之小木勝にて為差立木柄無之候得共、并松之内田地用水掛越、其外板橋用等相成程之木柄は残置、山仕込月より先キ五ヶ年程も願通可差免哉之旨登申出、其通申付候、取次内膳

五月二日

一 和泉様江是迄之通十文字紋所御免之義申達し候事、

右同日

一

年三拾六歳

潤計養子  
山奉行所書役

竹崎小仲太

右は横目助毛利周右衛門事穆佐押申付候付、右代小仲

大江可申付哉之旨、家老江も申談たる趣を以、李之介より申出、其通申付候事、

右同日

一 太平布拾疋

加世田片浦  
名頭

十左衛門

右は弘化四未年同浦出火にて東光寺致焼失、再建調兼候付、錢百四拾五貫文差出造立相成候てより以來、其外段々奇特之心得之仕方有之、為褒美右之通遣し候ハ、如何可有之哉之旨申出、其通申付候事、

同八日

一 高橋縫殿組  
小姓与  
佐久間助一

右は初て高持成願申出、小姓与家筋を以相しらへ、願之通可差免哉之旨筑後申出、其通申付候事、

同十日

一 随真院様御取統御難波に付、此節年々御統金重之義、無抛被仰聞趣有之候得共、とても重差遣し候儀は不相叶候間、彼是別段少々々々、好き様にいたし差上候ハ、如何可有之との吟味書を以、趣法掛用人より申出、其通申付候事、

右同日

一又次郎持切在東郷藤川村之儀、百姓共別て相勞居、取  
救等時々申付事ながら、潤助相成程之救助不相調、同  
鹿倉山より里場迄之内、櫓木山差免度との趣願出候段、  
左衛門より諸向江も取調申付候処、無差支との旨を以  
申出候間、其通申付候事、

右同日

一合力高六百拾七石五斗

一 所務代銀拾八貫五百式拾五匁

大目附

菱刈李之介

右は当秋出府申付候付、例之通江戸拾式ヶ月、往来四  
ヶ月相込拾六ヶ月一詰ニシテ、右之通可遣哉之旨、左  
衛門より申出、其通申付候事、

右同日

一金百五拾兩ツ、

御側役格  
趣法掛

小森新藏

右同  
納戸奉行勤

上村休兵衛

右兩人共ニ不時江戸詰申付、仕廻次第出立之筈候付、

旅粧勞難渋之由故、別段之取訳を以、冲永良部島益銀  
之内より内々可遣哉之旨申段候趣申出、其通申付候事、

右同日

一 太平布五疋ツ、

小姓与

加藤 平 八

郡山郷土  
上和泉屋町居住

池田直左衛門

右同所郷土  
下六日町居住

長崎源太郎

右同所郷土  
下金生町居住

長崎直次郎

山田転家来  
下泉町居住

魚住吉兵衛

右は此節上町出火に付、逢類焼候者共江平八儀其外人  
數も、各応分限施行いたし候取訳を以、為褒美遣候事、

右同日

一 太平布式疋ツ、

上地藏町人

宮之原伊兵衛

倉内金左衛門

右前条同段ニ付為褒美遣し候事、

右同日

一 職分高式拾石

福ヶ迫諏訪社  
先神主  
出雲守嫡子

一切米拾八石

井上健彦

右は出雲守跡申付候得共、困窮之趣を以、本条は是迄可  
遣哉之旨申談候との事、筑後より申出、其通申付候事、